

# 日帝の朝鮮強占と韓国の独立運動

徐 仲 錫

## I. 日帝の支配政策

### 1. はじめに

日帝は1910年に韓国を強占した。これにより韓国は歴史上初めて外族の直接的な支配下に入った。一時、朝鮮半島の一部が外族の支配下に置かれたことはあり、高麗は1世紀近く元の内政干渉を受けた。しかし、日帝の強占期のように外族の直接的支配を受けたことはなかった。1945年まで続いた日帝支配下の35年は、20世紀前半期の大部分を占める時期であり、近代的人間を具現させ、近代的社会、近代的国民国家を發展させる重要な時期だった。

ところが、日本は唯一の非白人帝国主義国家として、天皇制国家、天皇制ファシズム下で欧米諸国に比べ日本人さえ人間の基本権利が顕著に制約され、議会政治もまた遅れた水準であった。日本の資本主義も欧米諸国に比べ立ち遅れていたが、慢性的に市場が狭小で原料が不足した状態で、過度に富国強兵に基いた大日本帝国の建設に執着したため、絶えず海外侵略を追求した。このような状態で韓国は、日本が大陸を侵略するのど元であり、橋梁のような位置にあったため、日本帝国主義者らは韓国が日本帝国から離れて独立するということは絶対にあり得ないと考えていた<sup>2</sup>。しかしながら、韓国人は長い間独自の国家を営んできた。そして、日本に文化を移植したという点に自負心を持っており、日本文化をさげすみ、倭寇の略奪行為や1592年に侵略した壬辰倭乱(文禄・慶長の役)、開港以後の経験と1910年の強占以後の激しい差別・抑圧政策によって反日感情が高まり、独立運動も熾烈であった。このように日帝が、欧米諸国のような白人帝国主義国家に比べ民主主義や市民意識において大きな差異があり、韓国は絶対的に大日本帝国から分離させられない不可欠な地域であると確信していたが<sup>3</sup>、韓国人は反日感情が高く、独立しなければならないという考えが強く、潜在的に不安定で騒乱が発生しうる地域であったために<sup>4</sup>、まさにこのよう

<sup>1</sup> 長谷川好道朝鮮総督は1919年6月に辞職する際、朝鮮は我々の大陸發展の根拠地であるため同化政策を継続して堅持しなければならないと述べた(崔錫榮『日帝の同化イデオロギーの創出』書景文化社(『일제의 동화 이데올로기의 장출』서경문화사)、1997年、42頁)。

<sup>2</sup> 1942年に朝鮮総督府政務総監に就任した田中武雄は、独立を承諾しないという前提のもと最後まで韓国を統治すると述べ、それを『国是』にも表現した(朝鮮総督府高位官吏の肉声証言(鄭在貞訳)『植民統治の虚像と実像』ヘアン(『식민통치의 허상과 실상』혜안)、2002年、176、252頁)。

<sup>3</sup> 欧米諸国はインドやフィリピンなどがいつか独立するだろうと考えていた。インド国民会議は1929年英国に完全独立を提起して1930年1月26日を独立記念日と宣布し、全国で数百万名が参加して記念式を催した。1935年に公布されたインド統治法は、インドを独立国へと導く方向性が明瞭に設定されていた(趙吉泰『インド史』民音社(『인도사』민음사)、2000年、497-499、519頁)。フィリピンの場合、すでに1916年のジョーンズ法案で立法上の自治権を付与し、将来安定した政権が樹立されれば独立を付与すると約束し、1934年米国議会を通過したタイディングス・マクダフィー法によって自治政府が建てられ、ケソンが初代大統領に就任した(金洪喆「1919年前後愛蘭・比・印の民族運動(1919년 전후 愛蘭·比·印의 민족운동)」『3.1運動50周年紀念論集』東亜日報社、1969年、999頁)。

<sup>4</sup> マーク・ピーティー(Mark R Peattie)(浅野豊美訳)『植民地』読売新聞社、1996年、162頁参照。

な点が相互作用し、欧米諸国がインドやインドシナ、フィリピン、インドネシアなどに対して駆使した帝国主義政策と、日帝の韓国支配政策では顕著な差異が表れることとなった。のみならず、日帝の韓国支配政策は満州国の場合とも大きな違いがあり、文官総督もおり、皇国臣民の誓詞を暗記させることもなかった<sup>5</sup>台湾支配政策とも少なからぬ差異があった。

日帝の韓国支配政策は、1910年から大々的な3・1独立示威運動が起こった1919年までの武断統治と、1920年代の文化統治、1930年代中盤以後の軍国主義的ファッショ的統治に区分して見る必要がある。文化統治期には、日本とは顕著な差異があったとしても、それでも集会、結社、出版、言論の自由がある程度はあったが、武断統治期と軍国主義的ファッショ的統治期にはそのような自由さも見出すことが困難であった。特に、中日戦争以後は戦時体制において皇国臣民化運動が狂的に繰り広げられた民族意識抹殺の時期だった。この点は、インドやインドシナ、フィリピン、インドネシアなどが第一次世界大戦終戦以後、政治的自由と権利が伸張し、1930年代にさらに大きく伸張し、ベトナムの場合、労働者・農民運動など社会運動と反帝国主義民族運動が活発に展開され、社会主義者らも活発な活動ができたのとは対比を成す<sup>6</sup>。1930年代ベトナム人の盛んな活動は、ベトナム人の民族解放運動の原動力となった。

日帝の専制的統治により、韓国人は資料を残すことが困難だったところ、この点は日帝支配政策を研究する上で基本的な制約となっている。日帝支配期間に韓国人が資料を残すことがどれだけ難しかったのかは、「統監期」と武断統治期を比較すれば容易に理解できる。1910年韓国を強占した時、日帝は日帝の走狗の団体である一進会さえ解散させたほど徹底して韓国人の結社を制限し、言論出版活動を抑圧した。統監府時期には啓蒙運動が盛んに展開されたが、武断統治期には漆黒のような闇の反動期だった。統監府時期には申采浩らが韓国史や外国の亡国史、建国史関係の著書と論文、そのほかに啓蒙的な著書・論文を通じて近代的民族精神と愛国心、自由・民権・平等意識を鼓吹した。統監府時期と日帝統治期がどれほど大きな差異があったのかは教科書だけ比較してみてもすぐにわかる。統監府統制下の学部が検閲制度などを通じて制約を加えたが、この時期の教科書と日帝支配期の教科書は、韓国の文化と歴史、自主的人間像を記述する部分に大きく隔たった差異がある。近代人としての成長において、自国の文化と歴史を抹殺した場合と、そうではない場合がどのような差異があるのかについてはとやかく言うまでもないだろう。統監府は光武新聞紙法(1907年7月)などの悪法で言論を弾圧したが、大韓毎日申報、皇城新聞、帝国新聞などはそれなりに韓国人の意思を代弁し、統監政治を批判できた。しかし、武断統治期には朝鮮総督府御用紙である京城日報と毎日申報だけだった。統監府時期には各種学会や団体の会報など、数多くの雑誌があったが、武断統治期には数えるに足る雑誌は『青春』しかなく、その雑誌は

<sup>5</sup> マーク・ピーティー 前掲書、248頁。

<sup>6</sup> ベトナムの場合、1933年サイゴン市議会選挙でインドシナ共産主義などの連合勢力は二人を当選させ、翌年の選挙ではベトナム人に割り当てられた6議席中4席を占めた。ベトナムでは2度の選挙で新聞を通して公開的な場所で公開的に帝国主義を攻撃する新たな類型の反植民地運動が可能となった。フランス総選挙で人民戦線が1936年に勝利した以降は共産主義者が主導権を握っていたベトナム民族主義運動に新しい局面が開かれた。各種新聞とパンフレットが刊行され、インドシナ会議と行動委員会が組織された。特に北部地方は共産主義者の一人舞台だった。しかしながら、フランスで1939年8月に人民戦線が崩壊するや共産主義者は直ちに弾圧を受け、1940年6月日本軍が入ってくることによって暗黒期を迎えた(劉仁善『新しく書いたベトナムの歴史』イサン(『새로 쓴 베트남의 역사』 이산)、2002年、350-353頁)。

同じ時期に日本留学生らが出した『学之光』と比較してみても大きな違いがある。くらい、「非政治的な」雑誌だった。文化統治期には日帝の融和政策のもと、新文化、新思想を伝播させ、社会運動、民族運動と関連した積極的な活動が新聞・雑誌と結社などを中心に日帝支配政策を批判する資料を相当数残したが、1931年日帝の満州侵略(満州事変)以降、新聞・雑誌と結社は次第に無力となり、1937年以降は言論雑誌はもちろん、宗教団体までもつぱらファシズム的軍国主義的侵略戦争である「聖戦」の擁護と皇国臣民化運動をほめたたえるのに動員された。

「日帝の支配政策」では、まず日帝支配政策の政治的性格について記述し、同化政策、同化教育、皇国臣民化運動、皇国臣民化教育を記述しようと思う。

日帝の同化政策についてはいくつかの論議があった。それはフランスの同化主義とは異なるため、同化主義として見るできないという主張もあり、時期または朝鮮総督によって政策が異なったため一律に同化主義として把握するのは問題があるという主張もあった。しかしながら、歴代朝鮮総督が同化主義または内鮮一体や内地延長主義などを表明し、同化政策を強行したのには理由があった。日帝が韓国で強行した同化政策は、フランスがアルジェリアなどの植民地で施行した同化政策とは意図と内容において差異があるもので、強占直後から日帝の敗戦の時まで教育政策として表明した近代的市民教育とは距離がある「忠良なる国民」を育成することや、皇国臣民化という用語、そして第2代朝鮮総督長谷川好道が離任する際、韓国は「わが国の大陸発展の根拠地であるため、同化政策を継続して堅持しなければならない」と言明したことによく含蓄されている。この論文で教育政策を重視したのは、それが同化政策を実現する上での重要な通り道であったためである。

## 2. 日帝支配政策の政治的性格

日帝が欧米帝国主義国家のインド・東南アジア支配政策とは異なる形で総督専制統治、あるいは憲兵警察統治をおこなったという主張は、解放後韓国で広く通用してきた。朝鮮総督の統治は、韓国人の基本的自由・権利の享受の程度、総督の権限と位置付け、朝鮮議会による牽制の存在の可否、日本の議会による牽制の性格、憲兵と警察の活動などに分けて分析する必要がある。

1910年の強占以降武断統治が実施され、韓国人は結社・言論・出版・集会の自由を持てなかった。総督府警務総監の部令第3号「集会取締に関する件」によって、集会の自由はソウルのみならず地方でも許容されず<sup>8</sup>、合併の功勞で恩赦金まで受けた一進会大韓協会を含む全ての政治・社会団体が解散させられた。1919年の3.1運動以降、新しい総督が赴任し、親日派と大財産家による新聞の発刊を認め、結社の自由もある程度存在したが、この時期にもインド、フィリピンはもちろんのこと、ベトナムなどと対比しても、政治的結社は親日団体以外には認められなかった。全ての出版物は原稿をあらかじめ検閲された。新聞、雑誌、書籍などに書かれた文章は、押収されたり警告譴責処分を受け、全部または一部が削除されたり、真っ黒に塗られた<sup>9</sup>。集会は屋内に限って認め

<sup>7</sup> 前掲書(注1)。

<sup>8</sup> ソウルでは路地で三人が集まって話をしても捕まえられた(李熙昇「鬚を切って笠にいれて」『ぶちまけて言う言葉』根の深い木(「상투를 잘라 초립에 담고」『떨어놓고 하는 말』뿌리깊은 나무)、1978年、71頁)。

<sup>9</sup> 東亜日報の場合創刊以来10年間に3回の発行停止処分を受け、280日余り新聞が発行できず、299回押収、発売、

られたが、それも厳格な許可制であり、つねに臨席警官が集会を見守り、集会の途中で中止命令を受けることも少なくなかった。集会を制限、禁止して解散させる裁量権が警察に与えられたのも（保安法2条）問題であるが、重要団体の集会の許可や不許可、集会の中止などには高度の政治的計算が働いていた。例を挙げると、1927年には新幹会の発足、労農総同盟の労働総同盟、農民総同盟への分離などで、社会運動、民族運動が活気を帯びていたが、これら団体（青年総同盟を含む）は創立以降一切全国大会が許容されず、指導部の改編や活動に多くの困難をなめ、結局1930年代に入ると無気力なものとなった。新幹会は、1931年に解消大会を開こうとすると、その時に限って集会の許可が下った。集会の部分的な許容も、日帝の満州侵略以降次第に足かせがはめられ、中日戦争以降は戦時統制を受けた。

1920年代ですらも韓国人はインド・フィリピンなどとは異なり、独立運動や反帝国主義活動が封鎖されていたため、抗日独立闘争は国内では3.1万歳運動、6.10万歳運動、光州学生運動のような「不法」デモを除けば地下でのみ可能であり、中国など国外に分散して展開するほかなかった。民族主義者と社会主義者の協同団体である新幹会は、光州学生運動の影響を受けて1929年12月初めての大衆集会である民衆大会を開こうとしたものの、事前に発覚して幹部らが大挙検挙され裁判を受けた。官憲の恣意的な法の執行も社会的な活動を萎縮させた。朝鮮総督府検事は朝鮮刑事令第12条を根拠に、現行犯でなくとも押収、搜索、検証および被疑者拘引などの処分を行うことができ、のみならず、司法警察官にまでこのような権限が付与されていた<sup>10</sup>。文化統治期にも反日的な人物は「要観察」「要注意」人物として警察帳簿に載せられ、常に監視、尾行、家宅搜索、検挙、拘留、投獄された。そして、彼らと彼らの家族は、旅行、就職、学校入学などで妨害を受け、生活の全ての面で脅威を与えられた<sup>11</sup>。同じ時期、戸口調査規定によると、実際に大部分の知識人や活動家が継続して当局の調査または査察を受けていた<sup>12</sup>。韓国は官憲の専制統治下に置かれていた。

朝鮮総督は、3.1運動以降文官も就任できるように制度を変更したが、台湾とは異なり、実際には全ての総督は陸海軍現役大将だけが赴任した。朝鮮総督は、総合行政権を保有しており、一般行政のみならず、財務、産業経済、警察、文教、司法、交通、通信、専売などの各種行政権を総括していたところ、朝鮮総督府各部署は日本の各省のように独立したものではなく、全て一元的に総督の指揮監督を受けた<sup>13</sup>。また、朝鮮総督は、陸海軍司令官に出兵を求めることができ<sup>14</sup>、法律に

---

頒布が禁止され、このほか警告、譴責、記事削除など有形無形の圧迫を数え切れないほど受けた。朝鮮日報は1920年から1929年5月まで318回の押収処分を受け、4回の発行停止処分を受けつつ1926年に53回、1927年に55回の押収、発売処分を受けた（金圭煥『日帝の対韓言論・宣伝政策（일제의 對韓 언론·선전 정책）』二友出版社、1982年、166、228、234頁）。

<sup>10</sup> 金世政「判例を通して見た保安法と制令（관례를 통해본 보안법과 制令）第7号」『批判』1931年5月、97頁。

<sup>11</sup> 司空杓「朝鮮の情勢と朝鮮共産主義者の任務（조선의 정세와 조선 공산주의자의 임무）」（1928年）朴慶植編『朝鮮問題資料叢書7』アジア問題研究所、1983年、50頁。

<sup>12</sup> 1922年の戸口調査規定によると、外勤巡査は3ヶ月に1回以上戸口調査を行う ようになっていたが、そのうち性行、思想、党派および経歴など6項目を調査せねばならず、要観察人物、留学生、新聞雑誌記者および通信員、政治および時事論評者、過激粗暴な言動をする者、その他高等警察が注意しなければならない者など6種類の者を、戸口調査の際注意して査察させた（糟谷憲一「朝鮮総督府の文化政治」『近代日本と植民地 2—帝国統治の構造』岩波書店、1992年、132頁）。

<sup>13</sup> 鈴木武雄「朝鮮統治の性格と実績」大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査3』1947年、13頁。

代わって制令を發布する制令制定権を保有し、職権または委任によって総督府令を発して、これに1年以下の自由刑、200円以下の犯則金を課す命令権など、極めて広範で強大な権力を集中させていた。細川嘉六は、このような総督に権力が広範に集中することが朝鮮政治の根本であると控えめに評した<sup>15</sup>。

強大な権力をもつ総督を牽制する制度が韓国内には存在していなかった。インドの場合、1919年に公布されたインド統治法に依拠した立法議会は立法権および予算審議権をもち、上院の場合60議席中33議員を選挙で、下院の場合145議席中104名を選挙によって選出し、市・邑・村会議員の大部分または全てがインド人だった。1930年に合意された英印平和協定は、インド人の自治を大幅認め、議會議員を少数民族代表を除いては、全て民選にし、選挙権も大きく拡張された。1935年に公布されたインド統治法によると、連邦議会は財産資格を持ったインド人有権者が選出した議員が多数を占め、州政府は住民が選出した州議会に責任を負わせる代議政治が行われ、州知事は勧告のみを行い、実際のトップは首席長官であった<sup>16</sup>。しかしながら、韓国の場合朝鮮総督府に対する民意代表の中央機関として議決権を有する立法議会はもちろん、傀儡機構として民族分裂政策に活用された中枢院を除外すれば<sup>17</sup>諮問機関も設置されたことがなく、中央行政は総督の独断専制に委ねられていた<sup>18</sup>。

朝鮮総督は、日本政府や議会からも独立した存在だった。朝鮮総督は天皇に直隷し、台湾とは異なり内閣総理大臣や各省の大臣に指揮監督を受けなくなっていた<sup>19</sup>。朝鮮総督は日本議会から質疑応答を受けなくてもよかった。天皇直隷の朝鮮総督のみが朝鮮「民意」を代表した。ある研究者は、天皇という最高権威を根拠とした朝鮮総督の地位、支配の正当性保持は、日帝の韓国支配の特質であり、またそれによって朝鮮総督府支配権力が中央に従属的だというよりは、むしろ対等以上の関係を持つようになって政党政治の展開を日本に限って行う効果を持つようになったと述べた<sup>20</sup>。

---

<sup>14</sup> 1919年以前は総督が陸海軍の指揮権を持っていた(糟谷憲一 前掲書、126-129頁)。

<sup>15</sup> 細川嘉六『植民地』理論社、312-313頁。

<sup>16</sup> 矢内原忠雄『植民地及植民政策』有斐閣、1941年、331-332頁；趙吉泰 前掲書、494-499頁。フィリピン、インドネシア、インドシナの立法議会または諮問議会については、金洪喆 前掲書、999頁、「比律賓は独立するのか」『批判』1931年5月、10-11頁；矢内原忠雄 前掲書、339頁；ベル(羽俣郁訳)『蘭・仏印植民司政』伊藤書店、1942年；板垣与一(金泳国訳)『아시아의 민족주의와 경제발전』汎潮社、1986年、25-27、33-34頁(原典:『アジアの民族主義と経済発展』東洋経済新報社、1962年)；車錫基『植民地教育政策比較研究』集文堂、1989年、296頁；高柄翊『世界史的に見た日帝の植民統治』『韓民族独立運動史5-日帝の植民統治』(『세계사적으로 본 일제의 식민통치』『한민족독립운동사 5-일제의 식민통치』国史編纂委員会、1989年、747-748頁参照。フランスは、コーチシナ(ベトナム南部)は直轄地として直接統治したが、安南には皇帝が、カンボジアとラオスにはそれぞれ王がおり、各期宮廷と在来式の官吏らがフランス行政体制と並立しており、一旦国家自体をなくすことはない形態で取り扱われた(高柄翊 前掲書、747-748頁)。

<sup>17</sup> 中枢院は3.1運動の時まで会議が一度も招集されることがなかった(金雲泰「朝鮮総督府の構造と特質」『韓民族独立運動史5-日帝の植民統治』12頁)。中枢院は主に慣習や信仰に関する問題について諮問を受け、重要な事項はそこには問い合わせなかった(A. J. グラージュダンジェフ(韓国語版:李基白訳)『韓国現代史論』一潮閣、1973年、42、248頁、原典:Andrew J. Grajdanzev [i.e. A. J. Grad], *Modern Korea*, Octagon Books, 1978, c1944 New York)。

<sup>18</sup> 矢内原忠雄『朝鮮統治の方針』李種植編『朝鮮統治問題論文集』1929年、118頁。

<sup>19</sup> 大蔵省管理局 前掲書2、101-102頁。

<sup>20</sup> 岡本真希子「総督政治と政党政治—二大政党期の総督人事と総督府官制・予算」『朝鮮史研究会論文集』38、緑蔭書房、2000年、48-52頁。

憲兵警察統治は、憲兵・警察の役割についてもよく考える必要があるが、監視と拷問、監獄と強制転向と関連しても考察する必要がある。武断統治期の憲兵・警察より、文化統治期の警察が数的に増加しているが<sup>21</sup>、武断統治期の憲兵のみならず文化統治期以降の警察も非常な恐怖の対象だった。過度な警察統治が実施されたのは、独立運動を極端に恐れて韓国人の民族主義的感情まで反逆思想と見なしたからであった<sup>22</sup>。警察は、義兵攻撃などの軍事活動、言論、出版、集会、結社などの政治査察、犯罪即決などの司法権行使、納税督促などの経済活動、学校・書堂視察、日本語普及などの学事活動、渡日労働者の取り締まりなど外務活動、法令普及などの助長行政、衛生活動などを行っていたが<sup>23</sup>、戦時中は労務、徴兵、食糧供出などに強力な役割を果たすなど、常に総督の施政方針の具現と世相動態の把握に遺憾なく威力を発揮してきた<sup>24</sup>。高等警察は、ロシア領、アメリカ大陸など海外各地にまで独立運動者を尾行、潜伏、追跡して監視、逮捕し、甚だしくは密偵をさせて暗殺することもあった。道知事も道令を発動して、3ヶ月以下の懲役や禁固、拘留、100円以下の罰金を賦課できたが<sup>25</sup>、警察もまた笞刑や3ヶ月以下の懲役、100円以下の罰金を賦課する犯罪に対して即決審判権を持っていた。笞刑は羞恥感を、懲役や罰金刑は恐怖を与えた。即決処罰は、1911年18,100余件、1913年21,400余件、1918年82,121件、1921年73,262件と、強占初期より3.1運動を前後した時期に多かった<sup>26</sup>。

日帝の支配政策の中で、民族分裂政策にも注目する必要がある。韓国はインドや東南アジアとは異なり、人種的に、あるいは宗教的・政治的・経済的に分裂していなかったため、白人帝国主義国家のように分割統治(divide and rule)政策<sup>27</sup>を使う代わりに、階級分断政策を使った<sup>28</sup>。地主、ブルジョア、儒林、教育家、宗教家その他有志など、韓国人上層を懐柔して引き込む一方、小作人、労働者らの農民運動・労働運動に対しては苛酷な抑圧政策を行ったのである。このような民族分裂政策は、興味深いことには、3.1運動以降齋藤実が朝鮮総督として赴任し、いわゆる文化政治をくりひろげ、積極的に展開されたが、民族分裂政策は文化政治と表裏の関係にあったといえる。齋藤総督の、親日勢力、民族改良主義勢力の育成と後援、自治運動、参政権運動の後援、実力養成運動として展開された韓国人の文化運動の支援などは、ほかならぬ民族分裂政策であったともいえる<sup>29</sup>。齋藤は2回にわたる総督在任期間に、自治・参政権問題で民族運動を分裂させ、中樞院と地方制度の改定を通して親日勢力を養成した。彼と彼の参謀である阿部充家は、3.1運動計画で重要な役割を果たした天道教幹部・崔麟、3.1独立宣言書を起草した崔南善を仮出獄で釈放し、東京2.8独立宣言書を起草した李光洙を上海臨時政府から引きずり出し、実力養成運動、民族性

<sup>21</sup> 1919年改編当時、憲兵8,179人、警察6,322人の14,501人だったが、普通警察に改編された同年末には警察が20,648人だった(金大商『日帝下強制人力収奪史』正音社、1975年、46頁)。

<sup>22</sup> 鈴木武雄 前掲書、6頁。

<sup>23</sup> 金雲泰 前掲書、106-107頁。

<sup>24</sup> 大蔵省管理局 前掲書2、126-127頁。

<sup>25</sup> 糟谷憲一 前掲書、128頁。

<sup>26</sup> 金雲泰 前掲書、107-108頁。

<sup>27</sup> 分割統治政策については、板垣与一 前掲書、14-17頁参照。

<sup>28</sup> 姜東鎮『日本の朝鮮支配政策史研究』東京大学出版会、1979年、395頁。

<sup>29</sup> 姜東鎮 前掲書、朴慶植『日本帝国主義の朝鮮支配』上、青木書店、1973年、218-219頁参照。

改造運動など改良主義運動を積極的に繰り広げることになったのは<sup>30</sup>、天道教を分裂させるなど民族運動に少なからぬ影響を及ぼした。彼らは中日戦争以後、皇国臣民化運動に積極的に立ち上がった。宇垣一成総督の中堅人物養成や<sup>31</sup>中日戦争以後の皇国臣民化運動も、民族分裂政策の性格を持っていた。

### 3. 同化政策

歴代総督は同化政策や内鮮一体、内地延長主義を標榜していたが、日帝植民地期、総督統治に批判的な学者であろうと官辺学者であろうと、時期と性格の差異こそあれ、同化政策を韓国に対する基本的な政策として見ている点では同じであるといえる<sup>32</sup>。

植民政策の中で、同化主義とは、植民地に対して本国と同一の権利、同一の自由を保障することで植民地は本国の延長であるという意味を持っていた<sup>33</sup>。元来、植民地は母国の領土の単純な延長に過ぎないという観念の産物として、植民地は本国の不可分の一部分でなければならず、従って植民地は本国と同一の制度下で服従しなければならないという<sup>34</sup>同化主義は、主にフランスのアルジェリアと西インド諸島、イギリスのアムステルダム、アイルランドなどでの政策を指した<sup>35</sup>。フランスが従属主義から同化主義に進んだのは、1791年国民公会憲法においてだったが、植民地居住者は人種の如何を問わずフランス市民として憲法によって保障された一切の権利をもつと宣言した<sup>36</sup>。フランス人は、平等博愛の大革命理念を崇め、フランス文化は普遍的な価値を備えているため、いかなる異民族に対してであろうとこの文化を普及させることが善だと信じ、可能な限りフランス人にさせるという方針を立てた<sup>37</sup>。

日帝は植民地期に、朝鮮に対して「一視同仁」あるいは「内鮮一体」の同化政策、すなわち内地延長主義政策を繰り広げると、頻繁に強弁していた。初代総督寺内正毅も1910年8月に、元来併合の趣旨は双方の差別を取り除くものだと述べたが<sup>38</sup>、第2代総督長谷川好道は、1919年7月1日、いわゆる「諭告」を通じて「朝鮮は即ち帝国の版図であり、その属邦ではない。朝鮮人はすなわち帝国の臣民であり、内地人と何等の差別はない。朝鮮の統治もまた早くからの同化の方針に基づき、一視同仁の大義にのっとりて施行した」と述べた<sup>39</sup>。このような主張は敗戦後にも継続し、大蔵省で出版された『朝鮮統治の最高方針』の項目にも次のように書かれている。

結果はいずれにせよ内鮮一体を具体化した歴代総督の諸政策は、統治者の意図において革新的な同化政策

<sup>30</sup> 姜東鎮 前掲書、321-327、331-356、366-403頁。

<sup>31</sup> 富田晶子「農村振興運動下の中堅人物の養成(농촌진흥 운동하의 중견인물의 양성)」『日帝末期ファシズムと韓国社会』チョンア出版社、1988年を参照。

<sup>32</sup> 矢内原忠雄 前掲書、鈴木武雄 前掲書など参照。

<sup>33</sup> 矢内原忠雄 前掲書、304頁。

<sup>34</sup> 板垣与一 前掲書、20頁。

<sup>35</sup> 村上勝彦「矢内原忠雄の植民論と植民政策」『近代日本と植民地4—統合と支配の論理』岩波書店、1993年、220頁参照。

<sup>36</sup> 板垣与一 前掲書、20頁。

<sup>37</sup> 高柄翊 前掲書、752-753頁。

<sup>38</sup> 朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報』1912年、付録20頁訓令。

<sup>39</sup> 糟谷憲一 前掲書、124頁から再引用。

であったといえる。民度が低い後進朝鮮人を内地人のレベルに引き上げ、内鮮人を全く平等に扱い、内地人の優越的差別待遇や感情を絶滅させようという崇高な目的によって計画・推進されたという面から見れば、進歩的で革新的であり、また民主的だということは異民族統治史上その類を見ないといっても過言ではない。<sup>40</sup>

侵略戦争を起こし、虐殺などの蛮行をほしいままにしながら、大東亜共栄という人類の崇高な目的を遂行していると主張した論理と同じ主張を敗戦後にも行っていたのである。このような非現実的な美化は、日帝の代表的知識人にも見られる<sup>41</sup>。日帝は内鮮一体、内地延長主義、一視同仁を提唱しながら、韓国人と日本人が同じ先祖から出たという、いわゆる日鮮同祖論、または同祖同根論という荒唐無稽な主張を流布させた。

ところで、日帝の同化政策で非常に重要なことは、歴代総督は同化政策を標榜したとはいえ、それが差別を撤廃することではないということをよく理解していたという点である。寺内は慣習調査の意義について述べながら、韓国は「帝国内地」とは異なる特殊な統治を行う必要があるのはいうまでもないと明言した<sup>42</sup>。内鮮一体運動を積極的に推進した南次郎総督は、自分が力説した内鮮一体が直ちに無差別、平等を実現させようというものではないことを、日本人と韓国人に誤解のないように周知させるため努力すべきであるとさえ述べた<sup>43</sup>。彼らの言う内鮮一体、内地延長主義、一視同仁は、実際は空言に過ぎず、差別撤廃は、韓国人の文化と民力が「向上」し、天皇の支配力に「服従」するようになった後日に回された<sup>44</sup>。朝鮮総督府官吏・山名酒喜男が、内閣総力戦研究所で、同化とは常に二歩三歩先を行く日本人の後を感謝の念を抱いて順従する心として従ってくることを意味すると語ったのは<sup>45</sup>、朝鮮総督府の同化政策を簡明に説明していると見ることができる。日本にいる日本人であれ、韓国にいる日本人であれ、一般の日本人も差別が撤廃されることには反対だった<sup>46</sup>。吉野作造や矢内原忠雄といった日本人は極めて少数だった。

日本人と韓国人とを差別しない分野を探し出すことは、至極困難なことである。日帝は、自国の憲法も、明治国家の教育戦略も韓国には適用しなかった<sup>47</sup>。敗戦直後に日本の大蔵省から出された文献にも、差別政策がいくつか列挙されていた。すなわち、政治上では参政権、地方議会、議員選任方法において、行政上では総督の総合行政権、官吏任用において、立法上では制令において、経済上は関税制度、経済権、戦時経済独自政策において、教育上で、警察取り締まり上では渡航禁止などで差別があったという点を指摘した。法律の場合、制令の存在のほかにも、別の差別があった。日本帝国議会は日本と韓国に共通に適用される法律を制定し、また朝鮮にのみ施行

<sup>40</sup> 大蔵省管理局 前掲書2、5頁。

<sup>41</sup> 文筆家の徳富蘇峰や京城帝国大学総長・山田三良の文を参照(姜東鎮『日帝言論界の韓国観』(강동진 『일제언론계의 한국관』) 一志社、1982年、161-163頁; 李進熙『日帝の植民地統治と日本学界』『韓民族独立運動史5-日帝の植民地統治』(『일제의 식민지통치와 일본학계』 『한민족독립운동사 5-일제의 식민통치』) 694-695頁)。

<sup>42</sup> 崔錫榮 前掲書、36頁。

<sup>43</sup> 宮田節子(李榮娘訳)『조선민중과 ‘황민화’ 정책』一潮閣 1997年、165、185頁参照(日本語原典:『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社、1985年)。

<sup>44</sup> 糟谷憲一 前掲書、125頁。

<sup>45</sup> 宮田節子 前掲書、176頁。

<sup>46</sup> 高柄翊 前掲書、754頁、宮田節子 前掲書、184頁を参照。

<sup>47</sup> ピーティアー 前掲書、222頁参照。



される法律を制定できたが、その他の法律は韓国に適用されなかった。韓国の司法機関は日本と別個の系統をもち、裁判官の任用、資格、身分保障は、日本は法律で定めていたが、韓国は朝鮮総督の命令の制令で定めていた<sup>48</sup>。総督府官吏の場合、韓国人と日本人の間には給料の差異が少なくなく、高位職には韓国人は少数しか昇進できなかった。1925年3月末の統計によると、韓国人は総督府および所属官署の全体職員の35.6%だったが、このうち勅任官は20%、高等官と高等官待遇者は29.7%だった<sup>49</sup>。総督府本部は全体職員の15.4%が韓国人で、そのうち高等官が5.3%、勅任官は学務局長・李軫鎬一人だった。同じ時期、警察官の場合、韓国人は警察官全体の39.7%だったが、警察部長13名の全て、警視・警部・警部補の78.0%が日本人だった<sup>50</sup>。法曹界の場合、1912年に判事が日本人161名、韓国人38名であり、検事はそれぞれ54名と3名だった。1940年9月現在では高等法院には韓国人が一人もおらず、覆審法院は35名中4名が、地方法院は約10%が韓国人だった。仮に、判事のうち2名が韓国人だったとしても、裁判長は絶対的拒否権を持った日本人であった。また、似たような軽犯罪の場合、日本より韓国の司法判断が厳しかった。日本は100万名当たりの病院数で韓国の6~7倍、医者で7倍で、1938年韓国官立病院の民族別患者数は、日本人が334,438人、韓国人が389,739人であった。1940年の韓国内の日本人は69万名余りであり、全体人口の約3%だった。ところで、同時期に大学は1校で、刑務所15、感化院3、保護観察所7、刑務所支所11カ所だった<sup>51</sup>。釜山埠頭では搭乗口が日本人用と韓国人用に分離されていたが、韓国人は厳格な検問を受けなければならなかった<sup>52</sup>。ある日本人研究者は、日本は韓国に対して経済面でフランスより徹底した本国中心の差別政策を行使し、関税同化政策であったと評価した<sup>53</sup>。外形上から見ると、創氏改名はフランスの同化政策と類似した点があると主張することもできた。だが、それにも「差別」があった。日本人と韓国人の区別を本籍によってすることができたのである。つまり、韓国と日本との転籍は禁止されていたのである<sup>54</sup>。

韓国人が日本人から受けた最も耐えがたい差別は、日本人が韓国人を劣等視し、侮蔑感をもって韓国人に対したという点だった。日帝や日本人が韓国人に対する差別待遇を合理化する方便として主張した韓国人の劣等性は、この節の後半部分で詳しく見てみようと思う。当然のことであるが、日本人は韓国人と結婚することを嫌っていた<sup>55</sup>。日帝が近隣の民族をどのように考えていたのかは、1930年代に総督だった宇垣一成が1927年に記した次の日記によく現れている。

<sup>48</sup> 大蔵省管理局 前掲書2、5-6、104-105頁。

<sup>49</sup> 韓国人の高等官及び高等官待遇者は、郡守が190人(日本人26人)、中枢院70人で、彼らが全体の韓国人の71.9%を占めていた(糟谷憲一 前掲書、129頁)。韓国人勅任官は道知事および道参与官であったが、韓国人道知事は、道の内務部長が牽制・監視し、道参与官は1920年代までは道長官の諮問に応じるという名のみの地位だった。郡守は、日本人の内務系主任の監視と牽制を受け、指定面がある郡は日本人が郡守だった(李基東「日帝下の韓国人官吏たち(일제하의 한국인 관리들)」『新東亜』1985年3月号、460頁)。中枢院参議は名誉職だった。

<sup>50</sup> 糟谷憲一 前掲書、129頁。

<sup>51</sup> グラージュダンジェフ 前掲書、246、254-266頁。

<sup>52</sup> 朝鮮総督府高位官吏の肉声証言 前掲書、345頁。

<sup>53</sup> 村上勝彦 前掲書、226頁。

<sup>54</sup> 宮田節子 前掲書、77頁。

<sup>55</sup> フランス人は英国人とは異なり、有色人種との混血を拒否せず、アフリカの黒人が自然に同化されるようになった。インドネシア地方でも有色人種に対する差別は弱く、オランダ人とジャワ人が結婚して生まれた子供は完全なオランダ公民権を持ち、ヨーロッパ人と分類された(車錫基 前掲書、296、303頁)。

真の不羈独立として存在しあるは日本人八千万余丈けである。此日 章旗の庇護の下に有色人種唯一の純独立国民として生存することは御互の光栄名誉とし誇りとする所にして何等の不足もなき所にして、鮮人輩の彼是不足がましき事を云ふものあるは実に不可解の極みである<sup>56</sup>。

日本は、同化主義を云々するほどの歴史を持つてはいなかった。ある歴史家は、日本は民族間の平等な関係という概念を持ったことがなかったと指摘した。日本人は、民族間の関係を優越と劣等の関係で理解したということである。彼らは、脱亜入欧論に見られるように、ヨーロッパとアジア人に対する二元的思考の中で、植民地民族を日本民族と分離して、別々に統治することが当然であるという「分治」思考を備えていた。フランスとは異なり、差別統治あるいは分治が彼らには自然な植民地統治形態だった<sup>57</sup>。矢部貞治は1942年に書いた「大東亜の政治構想と原理」で、大東亜の諸民族は各々の価値・能力・民度・功績に適合した地位が認められ、ひいては全体として有機的調和が維持されねばならないと述べ、それは差別待遇ではなく差等が取りも直さず公正であると指摘した。指導国、独立国、保護国、直轄領などに分かれているのは自然な形状であるという主張であった<sup>58</sup>。

韓国人は劣等人種で、日帝によって従属的役割だけを委ねられ、政治的権利もなく統治の責任も分け与えられなかった。韓国人に対する進歩や啓蒙は、日本帝国内部で定められた二等臣民としての地位を逸脱しない水準に留めおかれるもの以上にはならなかった<sup>59</sup>。

矢内原忠雄は、植民政策を従属主義、同化主義、自主主義に区別し、従属主義は植民地の利益を考慮せずに、もっぱら自国自身の利益のためにのみ植民活動を規律しようとする主義であると定義した。そして、歴史的には従属主義から同化主義へ、また同化主義から自主主義へ移っていくものと理解しながら、韓国は同化主義に該当すると指摘した<sup>60</sup>。日帝の同化政策は、フランスさえずで19世紀末には協同主義に植民政策を変えたのに比べてみても、時代の潮流に逆行するものだったと考えられる<sup>61</sup>。しかし、矢内原忠雄も韓国はもともと専制的な同化主義であると指摘したこと<sup>62</sup>が示唆するように、韓国の場合従属主義と同化主義のある一方に属すると考えにくい点がある。そして吉野作造は、1910年代の韓国が日本の封建時代の官民関係を彷彿とするものであると述べ<sup>63</sup>、1920年代に矢内原忠雄は、文治主義の総督政治下で不安、絶望、無光明が漂っていると指摘した<sup>64</sup>。

フランスの同化政策はおおよそ有色人種を対象としており、長い間発展させてきた近代文化を持つ自国よりも異質で低い水準の文化を持った「原住民」のために同化政策を施行し、それも、統

<sup>56</sup> 宮田節子 前掲書、206頁から再引用。

<sup>57</sup> 高柄翊 前掲書、752-755頁。

<sup>58</sup> 宮田節子 前掲書、177頁。

<sup>59</sup> ピーター 前掲書、142、162、169、170、177、222頁参照。

<sup>60</sup> 矢内原忠雄 前掲書、302-304頁。

<sup>61</sup> ピーター 前掲書、134頁。

<sup>62</sup> 村上勝彦 前掲書、219-220頁。

<sup>63</sup> 姜東鎮 前掲書、144頁。

<sup>64</sup> 矢内原忠雄 前掲書、109-110頁。

治がカンボジア(1863年)、トンキン(1874年)、ベトナム(1884年)のように、文化程度が高い保護領へ拡大されることもない、民族はそれぞれの特性によって発展しなければならないという思考を持つようになり、それによって同化主義から漸次協同主義へと政策を転換したが<sup>65</sup>、日帝は彼らが愛用した「同祖同根」「同族同種」「同種同文」という言葉を想起するまでもなく、同じ黄色人種であり似たような文化を持った韓国を対象に20世紀前半期に同化政策を施行し、植民地期末期には皇国臣民化運動という極端な同化政策を総力戦の形態で展開した。実際、白人は自身の文明と制度を未開の民族に植えつけることを使命と捉えており、迷信や異端的な宗教を信ずる人々にキリスト教の福音を伝播することを聖なることであると考えていたが、日帝はこれに比肩するものではなかった<sup>66</sup>。何よりも日帝は、フランス革命の理念のような人類普遍的な政治理念を持っていなかった。また、日帝や日本人は韓国人を差別し、白人に対するのとは対照的に民族的優越感を持って韓国人を嫌悪し蔑視したにもかかわらず、同化政策を行ったのは何のためであろうか。それには、フランスが同化政策を施行したのと類似した点もあり、韓国人支配を正当化するためのイデオロギーとして提示したものだったり、植民地支配を美化するための点もあったはずだが、「大日本帝国」を「発展」させるのに緊要な地域である韓国を「安定」した地域とし、「大日本帝国隆盛」に寄与させるためというのが基本目的だった。寺内総督にとっては完全な同化とは絶対服従を意味したが<sup>67</sup>、日帝にとって同化政策とは韓国人が日帝に順応し服従させるための政策だった。フランスとは異なり<sup>68</sup>、また台湾とも異なるように、日帝強占期の最後まで武官総督のみだったのも、その武官総督を天皇に直隷する特別な存在、いわゆる威厳ある存在としての位置を占めていたのもそのためである。前述のように、日帝は韓国が日本帝国において決して離れていってはならない地域であるが、強靱な民族意識を持っていたために、潜在的に非常に不安定で騒擾や戦乱が発生する可能性がある地域として捉えていた。それゆえに中日戦争が起こる前まで韓国人はいつどのように出てくるかわからないので、同化政策とは矛盾して韓国人を入営させず、1944年に徴兵制が実施された際も独自の韓国人部隊はなかった。また、英国は東アフリカに1個歩兵大隊のみ駐屯させ、台湾には戦間期に歩兵2個連隊と砲兵部隊1つ、そして数個の要塞部隊があったが<sup>69</sup>、韓国各地には憲兵(1919年以前)と警察を配置し、ソウルに朝鮮軍司令部を設置し、羅南とソウルに第19、20師団を駐屯させた。しかしながら、このような軍隊の配置よりも韓国の「安定」のためにはるかに重要なことは、日帝または天皇に順応し、服従する人間を作るための同化政策だった。

韓国人が独自性を持ち得ない民族であり、従属的役割しか任せられないのは仕方のないことであるということを受け入れ、日帝や天皇に順応し服従する人間にさせるために、民族意識を持たないようにし、その民族意識を弱化させて変質させなければならないというのが、日本帝国主義者の信念であった。よって日帝は、韓国の文化や歴史、民族性が独立国家をもてない理由であるということ立証するために多くの労力を傾けた。まず、日本人官吏や教育者は韓国の歴史、風俗、社

<sup>65</sup> 板垣与一 前掲書、20-21頁。

<sup>66</sup> 高柄翊 前掲書、757-758頁。

<sup>67</sup> ピーティアー 前掲書、142頁。

<sup>68</sup> フランス領植民地には文官政治が成り立った(車錫基 前掲書、193頁)。

<sup>69</sup> ピーティアー 前掲書、169頁。

会を研究して理解しようとはせず、韓国語を習得しなければならないという考えも持っておらず、彼らは韓国語による新聞、雑誌、ラジオ、歌謡を身近なものにしようとしなかった点<sup>70</sup>に注目する必要がある。かと思えば、古跡の発掘に関連した朝鮮古跡調査委員会などの機構には韓国人を少数しか入れず、中枢的な役割は任されていなかった。遺跡の調査発掘にも韓国人は排除された<sup>71</sup>。東京帝国大学など日本のさまざまな大学や研究機関、京城帝国大学と総督府の機構で活動した日本人学者らは、韓国の歴史が常に従属的であったということを19世紀後半から日帝強占期に至るまで主張した。そのような主張は、解放後も続いた。

韓国の歴史学者らが植民史観と通称する日帝の韓国史観は、解放直後日本の大蔵省から出された『日本人の海外活動に関する歴史的調査』にも強調されている。この本は、第2冊朝鮮編第1分冊第1章第1節と第2節で、韓国史において常に主導権を握っていたのは周辺国家であり、韓国側としてはこれにことごとく順応し自己保全をすることに努力が集中していたという宿命的な半島的性格を提示した。このような他律性論は、第3節「国是としての事大主義の成長」で反復して強調されている<sup>72</sup>、第4節では、朝鮮社会において大韓帝国期まで韓国は、誰が何を言おうと停滞した歴史を有していたと説明するなかで、韓国が藤原時代末期に相当するといふ福田徳三の主張を紹介した。第5節では、党派性が朝鮮民族の特性であると力説した。日帝は早くから日本人に歴史教科書などを通じて神功皇后の「三韓征伐」に重点を置いて教えていたかと思えば、ある日本人研究者は、日本で「三韓征伐」伝承は幕末以来いかなる意味でも忠臣蔵以上に親しく接し、日常生活の中に溶け込んでいたと記述した<sup>73</sup>。歴史学者の旗田巍は、日本は韓国の国を奪ったのみならず、その歴史までも奪ったが、それがどれほど韓国人を傷つけたかは我々日本人には想像すらできないと述べたことがあったが<sup>74</sup>、解放後、韓国人歴史学者がもつとも力を入れてきたことのひとつが、他律性論、停滞性論、党派性論に代表される日帝の植民史観を研究し批判する作業だった<sup>75</sup>。

日帝は、韓国人の民族性が独立には不相当だとし、韓国人は劣等民族だということを様々な形態で主張し、これを普及させるために努力した。1920年代、文化統治期の政治宣伝で主張された独立不能論は、民族性が独立自治能力を欠き、それは歴史的に証明されており、独立しようとしても実力がなく、国際的条件が不可能になっているという4点で構成されていた。朝鮮総督府調査資

<sup>70</sup> 大蔵省管理局 前掲書2、30-31頁。フランスはベトナム人の宗教・慣習・伝統を早くから尊重し、彼らの気質に合致する伝統的地方行政組織を活用することによって、現地人の慣習と自主性を破壊する同化政策の弊害をなくしようと努力した(板垣与一 前掲書、21頁)。1924年及び1936年にインドシナで現地語が公用語として定められてからは、現地語の試験に合格できないフランス人は官吏任命や昇進することができなかった(車錫基 前掲書、184頁)。

<sup>71</sup> 崔錫榮 前掲書、187、272、283頁。

<sup>72</sup> 京城帝国大学総長山田三良は、1930年代中盤、京城帝大に「国史上朝鮮に関する事項を調査する委員会」を設置し、韓国の中等学校教員の中に韓日併合を説明するのが最も難しいと訴えているが、それを説明するにはまず、韓国が一度も独立国家であった事実がないということを教えねばならないと主張した(李進熙 前掲書、694-695頁)。

<sup>73</sup> 磯田一雄『「皇国の姿」を追って—教科書に見る植民地教育文化史』皓星社、1999年、169-175頁。

<sup>74</sup> 旗田巍『日本人の韓国観(일본인의 한국관)』李基東訳、一潮閣、171頁。

<sup>75</sup> 金容燮「日本・韓国における韓国史叙述(일본·한국에 있어서의 한국사서술)」『歴史学報』31; 李基白『民族と歴史(민족과 역사)』一潮閣、1974年; 李基白『韓国史学の方向(한국사학의 방향)』一潮閣、1978年; 李萬烈『韓国近代歴史学の理解』文学と知性社(『한국 근대역사학의 이해』문학과학지성사)、1981年; 趙東杰『韓国民族主義の発展と独立運動史研究(한국민족주의의 발전과 독립운동사연구)』知識産業社、1993年などを参照。

料20集『朝鮮人の思想と性格』には、1) わがまま、おごり、浪費、射幸心、2) 表面的、形式的、3) 附和雷同、など韓国人の民族的欠陥が詳細に記述されている。この調査資料には自殺が少ないことも、自殺が多いことも、韓国人の劣悪な民族性となっている。高橋亨は『朝鮮人』(朝鮮総督府発行)で、思想の固着や従属など韓国人の宿命特性を記述した<sup>76</sup>。京城医学専門学校の久保教授は、講義時間に、韓国人は解剖学上、野蛮に近いと言い、1ヶ月間同盟休校などの紛糾を引き起こした<sup>77</sup>。槐山公立普通学校、木浦商業専修学校では、校長が「朝鮮人は米虫だ」「鮮人は腐った食べ物を食う」などと発言し、やはり紛糾を引き起こしたところ、新聞では第2の久保事件として記事になった<sup>78</sup>。「朝鮮はまったく、日本の平安朝から現在までがごちゃごちゃに混ざっている巨大な縮図」と指摘した喜田貞吉は、ソウルの南山公園で三々五々そぞろ歩きしている韓国人を見て、韓国人は怠業的民族だと決めつけた<sup>79</sup>。白人がするなら立派に見えるものも、韓国人がするなら劣等のあかしとして、地下の冷水も韓国人が飲めば未開人だと嘲笑され、西洋人が唱えれば文明の新法のように日本人に尊重された<sup>80</sup>。

旗田巍は、日帝が力説した同化や一視同仁は、韓国という独自のものを否定し、韓国を根こそぎ日本に吸収させることにより、両者の対立・差別をなくしてしまおうという意識として、相手の存在を一切剥奪することによって一体となるという考えであると指摘した。旗田はこの方針が具体的に表れるとすれば、韓国人の伝統的な風俗・習慣・言語の無視、韓国人の民族意識・民族運動の否定、日本式風習や日本語の強要、神社参拝などの日本人儀式の強制などを招来すると説明した<sup>81</sup>。前に筆者は同化政策とは、韓国人を日帝に順応し、服従する人間にする作業であると述べたが、このような同化政策は韓国人の歴史や文化、民族意識をゆがめ、除去して、独立しようとする考えを持たせず、服従するようにするための政策であった。同化政策が形態や政策を違えながらも、日帝強占期に持続的に追求されたのは、まさにこのような理由のためであった。このような同化政策は、韓国人をして自我を喪失した不具的存在にさせる非人間化の政策であった。

#### 4. 同化教育

同化教育の真価は、朝鮮総督府最初の朝鮮教育令(1911.8)における「忠良なる国民を育成するのを本意とする」ということと、初等学校から警察や憲兵を連想させる官服を着用し、佩刀した教師が朝鮮語及漢文の時間を除いて全て日本語で教授したという点<sup>82</sup>によく表れている。台湾の場合「忠良なる臣民」の代わりに徳教で教育したこと<sup>83</sup>とは対比を成すが、寺内総督の意図する考えがよく現れている。これは、植民地とはいえ大概初等教育は現地語で教えられるところを日本語で

<sup>76</sup> 姜東鎮『日本の朝鮮支配政策史研究』42頁。

<sup>77</sup> 獨立運動史編纂委員会編『獨立運動史資料集』13、1977年、359-393頁。

<sup>78</sup> 前掲書、610、922-923頁。

<sup>79</sup> 喜田貞吉「庚申(1920)鮮満旅行日誌」『民族と歴史』第6巻第1号、259-260頁。

<sup>80</sup> 「朝鮮日報」1931年6月5日。

<sup>81</sup> 旗田巍 前掲書、6頁。

<sup>82</sup> 孫仁銖『韓国教育史2』文音社、1995年、629頁。

<sup>83</sup> 磯田一雄「皇民化教育と植民地の国史教科書」『近代日本と植民地4-統合と支配の論理』岩波書店、1993年、122頁。

教え<sup>84</sup>、それも官服を着て佩刀して教えるようにしたのである。1920年にある韓国語新聞は、日本語で教えることを「同化政策の骨髄」だと表現したが<sup>85</sup>、まったく日本語を知らない学生は相当期間学業が進まなかった<sup>86</sup>。朝鮮総督府の学務当局者は、全く日本語を知らない児童に通訳教授することを排除して、日本語で教授するため「国語教授の法則」を案出したところ、普通学校の教室用語は3ヶ月で学習できるようになったと主張した<sup>87</sup>。

学校で一律に日本語で教授するようにしたのみならず、日本語教育に格別に比重をおいて教えた。教育令第5条は、「普通教育は特に国民の性格を涵養し、国語の普及を目的とする」となっているが<sup>88</sup>、国語普及が「国民性格」涵養に重要だったためであった。6年制普通学校の場合、1年生から6年生にかけての総時間数が、1週間に「国語」すなわち日本語が64時間だったが、朝鮮語及漢文は20時間にしかならなかった。高等普通学校は1922年の場合、5年間の総時間数が日本語及漢文32時間、朝鮮語及漢文12時間だった。このように、全体の教育時間中、初等学校で日本語が占める比重は1906年に20.7%、1911年37.7%、1922年39.3%、1938年35.0%となっているが、朝鮮語はそれぞれ、20.7%、20.8%、12.5%、6.5%で、1941年は0%だった。中等学校の場合、日本語がそれぞれ20.6%、25.0%、20.0%、17.3%で、朝鮮語はそれぞれ21.7%、11.7%、7.5%、4.0%で、1941年にはやはり0%となった<sup>89</sup>。このように日本語教育が朝鮮語教育より桁外れに比重が大きいのみならず、朝鮮語または朝鮮語及漢文の教育内容は、日帝の施策や日本文化と関連したものなどを選び、教授方法も日本語教授方法に準拠し日本語との連絡を維持させ、場合によっては日本語で教授した<sup>90</sup>。中等学校で朝鮮語教育が外国語教育よりも遥かに少なかったことも目に付く。1922年の場合、高等普通学校で朝鮮語及漢文は1～5年生まで週12時間配定されていたが、外国語は30時間であり、1931年にはそれぞれ12時間、28時間だった<sup>91</sup>。日帝は日本語を家庭及び社会に普及させるため努力し、それでも足らず、1912年から公私立学校を中心に警察官、地方官吏、篤志家の間で国語講習会が開かれた。書堂でも1919年に千数百箇所日本語を教えるようにした<sup>92</sup>。

日本式同化教育のいま一つの特性は、韓国人と日本人を分離して教えたということによく現れている。初等学校入学生は、幼いため韓国人と日本人学生の場合も民族的な偏見も少なく、いった

<sup>84</sup> インドの場合、1854年教育法で高等教育機関では英語を講義用語として使用することにしたが、国民大衆には現地語で教えることとした(趙吉泰 前掲書、373頁)。インドシナでフランス総督は、1917年に教授用語としてフランス語を使用することを地方公共団体では強要しないと、現地語による教育が自由に行われた。1924年に総督は実際の理由から初等学校3年の教授には現地語で行わなければならないと訓令を下した(車錫基 前掲書、183-184頁)。インドネシア地方の場合、現地語を使用する普通学校が、オランダ語を使用する公立普通学校よりはるかに多かった(同上、296頁)。

<sup>85</sup> 『東亜日報』1920年4月13日付社説「朝鮮人の教育用語を日本語に強制することを廃止せよ(조선인의 교육 용어를 일본어로 강제함을 폐지하라)」。

<sup>86</sup> 漢城高等学校に通っていたハンゲル学者の李熙昇は、合併されてから急に日本語で学ぶようになって成績が悪くなり、そのため先生から憎まれ、しばらくして退学したと回顧した(李熙昇 前掲書、69-70頁)。

<sup>87</sup> 大蔵省管理局 前掲書2、42-43頁。

<sup>88</sup> 大蔵省管理局 前掲書2、42-43頁。

<sup>89</sup> 劉奉鎬『韓国教育課程史研究』教学研究社、1992年、134-195、274頁。

<sup>90</sup> 鄭在哲『日帝の対韓国植民地教育政策史(일제의 對한국식민지 교육정책사)』一志社、1985年、362頁。

<sup>91</sup> 劉奉鎬 前掲書、174-175、195頁。

<sup>92</sup> 大蔵省管理局 前掲書2、42-43頁。

ん友情が結ばれば一生涯変わる事のない関係が築かれる、もつとも人格形成的な時期に分離して教育を受けさせたのである<sup>93</sup>。日本人と韓国人は、通う学校の名称も異なり、教育年限も異なった。日本人が通う学校は、初等学校は「小学校」、中等学校は「中学校」と呼ばれたが、韓国人は初等学校は「普通学校」、中等学校は「高等普通学校」として、格を一段階引き下げた。そして、教育年限が小学校は6年、中学校は5年、高等女学校も5年だったが、韓国人学校の場合、統監府時期よりも縮められ、普通学校は3～4年、高等普通学校は4年、女子高等普通学校は3年だった。このように分離して教え、名称も異なり、教育年限も異なるのは、教育目的が異なっていたためである。大邱公立普通学校長の花田金之助は、小学校は朝鮮人を指導するに足る資質や品性を児童期から養わせ、普通学校は皇恩の至極さを強調しつつ、国語の普及と徳性の涵養に努力し、帝国臣民としての資質と品性を持たせることにあると述べたが<sup>94</sup>、率直に小学校と普通学校の違いを打ち明けたものである。教育年限は1922年第2次教育令で差別を撤廃するようにしたが、女子高等普通学校の場合、4年または5年であり<sup>95</sup>、地方の普通学校は相当数が4年だけ教えた<sup>96</sup>。現地住民と移住日本人を共学にしたのは、台湾では1922年だったが、韓国は皇国臣民化運動が繰り広げられた1938年に入ってからであり<sup>97</sup>、それも主に新設学校に適用された。朝鮮総督府では日本人児童一名に対して49円を支出したが、韓国人には18円だった<sup>98</sup>。

日帝は同化政策を強調しつつも、韓国人はできるだけ教育を少なめに受けさせなければならぬと考えた。寺内総督は、韓国人教育は忠良なる国民を養成するという目的達成以外には不必要なものとして考えたため、当初から学校の普及に熱意がなかったのも<sup>99</sup>一つの理由ではあろうが、初等学校も非常に少なかった。しかし、中等学校以上の学校は更に少なく、1918年5月現在、官公立高等普通学校が4校、女子高等普通学校が2校に過ぎなかった<sup>100</sup>。日帝は、すでに統監府が設置された年である1906年に官立外国語学校である育英公院などを廃止し、1911年には1895年に創立された漢城師範学校を廃止した。また、崇実学校の大学科、梨花学堂の大学科も認可を取り消した。私立学校の場合、植民地初期には専門学校の認可も少数に制限した<sup>101</sup>。ある教育学者は、日帝の植民地教育政策は文盲政策であると批判したが<sup>102</sup>、韓国人を劣等の水準に縛り付けるために、初等教育も十分に受けさせず、高等教育機関は無きに等しいものだった。このようにして日本とは比べなくとも、中国にしても北京、上海、南京、天津、青島、済南、奉天などに一つまたは複数の大学が設立されていたが、韓国は1924年に京城帝国大学予科が設置され、26年に本科が設置されたのみで、日帝の敗戦までこれ以上の大学は存在しなかった。唯一の大学である京城帝大も、

<sup>93</sup> グラージュダンジェフ 前掲書、270頁。

<sup>94</sup> 権泰憶「1910年代日帝の‘朝鮮’同化政策(1910년대 일제의 ‘조선’ 동화정책)」ソウル大学校韓国文化研究所2002年11月1日発表、12頁。

<sup>95</sup> 孫仁銖 前掲書、636頁。

<sup>96</sup> 吳天錫『韓国新教育史』現代教育叢書出版社、1964年、282頁。

<sup>97</sup> 鄭在哲 前掲書、126頁。

<sup>98</sup> グラージュダンジェフ 前掲書、270頁。

<sup>99</sup> 森山茂徳「日本の朝鮮統治政策(1910-1945)の政治史的研究」『法政理論』23(3・4)、1991年、72-73頁。

<sup>100</sup> 権泰憶 前掲書、9頁。

<sup>101</sup> 鄭在哲 前掲書、326、335-337頁。

<sup>102</sup> 孫仁銖 前掲書、622頁。

日本人学生がはるかに多く、予科は1924～38年に韓国人が33.5%にしかならず、法文学部は1926～38年に39.7%、医学部は同期間に26.5%だった。官立専門学校も同様で、1937年には韓国人635人、日本人1222人で、1943年には韓国人が802人、日本人2231人であった<sup>103</sup>。韓国人の教育機会が相対的に拡大した1930年代後半を基準とした人口1000人あたりの韓国人学生数(1939年基準)、韓国居住日本人学生数(1939年基準)、日本居住日本人学生数(1936年基準)を見ると、各々初等学校は55.2、142.8、164.5で、中等学校は、1.31、32.7、17.9であり、大学は0.0093、1.06、1.03であった<sup>104</sup>。朝鮮総督府はまた、韓国人が空理空論を離れて身の程をわきまさせるために、実用主義教育、すなわち実業教育に重点を置くこと明らかにした<sup>105</sup>。従順で規律に従う順応的人間を作るためであった。

韓国人の教育機会は非常に低かった。吉野作造は、1919年6月に韓国全体の初等学校数が日本の最小県よりも少なく、中等課程である高等普通学校が男女学校合わせて4-5校にしかならず、高等普通学校と初等学校の教育が合わせて8年で、日本の高等小学校卒業年限と同じだということに注目した<sup>106</sup>。韓国人児童の初等学校就学率は1911年1.7%、1919年3.9%、1929年18.6%、1937年30.8%、1942年54.5%であった。日本は1874年に32.3%、1894年に61.7%、1911年に98.1%であった<sup>107</sup>。台湾も1926年に28.4%、1935年42%、1940年57.6%で<sup>108</sup>、韓国より高い。中等課程の場合、韓国人が通う高等普通学校の学生数が、韓国人の30分の1から40分の1にしかならない在韓日本人の中学生数と同じだった<sup>109</sup>。

韓国人は、朝鮮総督府高位官吏も認めたように、教育機会の拡大を熱望していた<sup>110</sup>。しかし日帝は、私立学校までも制限を加え、私立学校で教育を受ける機会も縮小させた。朝鮮総督府は1911年に私立学校令を改定したのに続いて、1915年、私立学校規則を大幅に改定し、日本語で教授を行うようにするなど多くの制限を設け<sup>111</sup>、私立学校が1910年に1973校だったのが、1919年に742校、1925年604校、1935年406校に減少した<sup>112</sup>。日帝は、書堂さえ1918年に書堂規則を發布し、監督を厳しくするなど制限を加えた。こうして1919年23,556人だった学生が、1935年には6,807人に

<sup>103</sup> 鄭在哲 前掲書、396-397、459頁。

<sup>104</sup> グラージュダンジェフ 前掲書、268頁。

<sup>105</sup> 韓基彦「日帝の同化政策と韓民族の教育的抵抗」『日帝の文化侵奪史』(『일제의 동화정책과 한민족의 교육적 저항』『일제의 문화침탈사』) 民音社、1982年、9-10、18頁; 孫仁銖 前掲書、632頁。

<sup>106</sup> 大蔵省管理局 前掲書2、13頁。

<sup>107</sup> 徐仲錫『韓国現代民族運動研究』歴史批評社、1991年、78-79頁。

<sup>108</sup> 鄭在哲 前掲書、133頁。

<sup>109</sup> 中等課程(中学校、高等中学校、女子高等普通学校)の学生数は、韓国人と日本人が1911年にそれぞれ830人、864人、1922年に7,691人、6,446人、1938年に24,473人、20,010人、1943年に44,448人、28,643人だった(大蔵省管理局 前掲書2、39頁)。在日日本人は、1910年に韓国人の1.3%、1940年に3.0%だった(徐仲錫 前掲書、79頁)。

<sup>110</sup> 朝鮮総督府政務総監だった田中武雄は、「朝鮮人が朝鮮統治で最も要望したものの一つが教育をもっと普及させよ、教育の普及ということは、朝鮮人の根本的要望である。…それができなければなにもできないことをすでに朝鮮のインテリ民族主義者らの徹底した考え方…(一部日本人は)独立思想を養成させるのではないかといって京城帝国大学を創設する時も激しい反対がありました」と回顧した(朝鮮総督府高位官吏の肉声証言 前掲書、152頁)。

<sup>111</sup> 吳天錫 前掲書、261-262頁。

<sup>112</sup> 同上、261-262頁; 鄭在哲 前掲書、350-351頁。



大幅に減少した<sup>113</sup>。教員も中等学校以上は大部分が日本人だった。1935年5月末現在、日本人教員は官公立普通学校32.4%、公立高等普通学校85%、公立女子高等普通学校74%、師範学校85%、官公立専門学校88%、大学100%であった<sup>114</sup>。私立学校にも日本人教員が多かったが、淑明女子高等普通学校の場合、1927年には22名の教員中、韓国人は5名のみで、朝鮮衣服裁縫教員、寄宿舎舎監までも日本人を任命し、学生らは「裁縫教員は必ず朝鮮人教員にする事、朝鮮人教員を多数増加する事」などの要求条件を提示し、一月以上の同盟休校に入った<sup>115</sup>。

「忠良なる」国民を育成するため日帝は、歴史教育を重視した<sup>116</sup>。植民地初期には、歴史教育を通じた同化教育ではなく、韓国人を歴史教育から疎外させようという統監府時期の政策を発展させ、普通学校教科目から地理歴史が削除された。それでも、国語(日本語)読本教材には日本の歴史地理が取り扱われた。韓国の歴史は、朝鮮語及漢文にもなかった<sup>117</sup>。1921、22年に採択された『普通学校国史』上・下(国定第3期歴史教科書)は、『尋常小学日本歴史』本文に朝鮮の事歴を補充教材別項目として挿入したもので、日本史の部分は内容も文体も日本の国定『日本歴史』と全く同一で、韓国歴史の自律性を否定し、日帝の強占を合理化する内容だった。歴史と文化、言語を異にする韓国の児童に日本での教育とまったく同じ内容の歴史を教えたということで、文体も日本の児童にも難解な文語体だった<sup>118</sup>。韓国人は、韓国となんら関係のない日本の歴史、伝説、風俗、人情、文化を児童の脳髓に吹き込むことに反対し、韓国の歴史地理科目を設置して普通学校の教員は韓国人にさせることを要求した<sup>119</sup>。

## 5. 皇国臣民化運動・皇国臣民化教育

1937年7月、中日戦争を挑発する中で本格的に着手した皇国臣民化運動は、全体主義的動員の方式で韓国人に皇国臣民となることを強制した点で、以前の同化政策とは違いがある。内鮮一体を主張した南次郎総督は、内鮮一体とは「半島人を忠良なる皇国臣民に作り上げること」と述べたが<sup>120</sup>、社会であれ学校であれ、総力戦で名実共に完全な皇国臣民化を目論み、韓国人のアイ

<sup>113</sup> 鄭在哲 前掲書、350-351頁;『東亜日報』1920年4月21日社説「朝鮮教育について(조선교육에 대해서)」獨立運動史編纂委員会編 前掲書12、622頁。

<sup>114</sup> 鄭在哲 前掲書、350-351頁。

<sup>115</sup> 獨立運動史編纂委員会編 前掲書13、422-423頁。

<sup>116</sup> 朝鮮総督府中枢院で1915年に主導した『半島史』の編纂目的も、「民心薫育を通じて朝鮮人を忠良なる帝国臣民に作り上げ、朝鮮人の同化の目的を達成するため」であった(趙東杰「植民史学の成立と深化(식민사학의 성립과 심화)」『韓民族獨立運動史5-日帝の植民統治』347頁)。

<sup>117</sup> 磯田一雄「皇民化教育と植民地の国史教科書」116頁。この時期には高等普通学校、女子高等普通学校でも韓国の歴史地理を教えていなかった(劉奉鎬 前掲書、136-142頁)。

<sup>118</sup> 「国史」という名称も、日本より韓国が若干早かった(磯田一雄「皇国の姿」を追って』197-198頁)。1922年、台湾の初等学校教育に日本の歴史地理が導入された時に、その教科書は朝鮮総督府の国史(即ち日本史)とは大きな差異があった。文体も平易な敬語体だった(磯田一雄「皇民化教育と植民地の国史教科書」123頁)。

<sup>119</sup> 『東亜日報』1920年4月22日社説「朝鮮教育について(조선교육에 대해서) 3」、1920年7月14日社説「普通学校は何をするのか(보통 학교는 무엇을 하는 것이나)」、1921年3月3日社説「歴史教育について(역사교육에 대해서)」(続)などを参照(獨立運動史編纂委員会編 前掲書12、627、653、674-675頁)。韓国人児童は情緒に影響力が大きい韓国唱歌も教えられなかった。1922年、全羅南道の靈岩普通学校の学生たちは、韓国の唱歌と歴史を教えないのに抗議して同盟休校に入った(『東亜日報』1922年9月20日。獨立運動史編纂委員会編 前掲書12、966頁)。

<sup>120</sup> 宮田節子 前掲書、161頁。

デンティティーを解体させ、日本人のように天皇に絶対服従する人間型を鑄造するためであった。皇国臣民化運動は天皇制ファシズムまたは軍国主義ファシズムに順応する人間製造運動で、ヒトラーのナチズムやムッソリーニのファシズムにも似た非人間的、非文明的運動であった。このような運動が全体主義的動員方式で展開されたのは、韓国人の民族意識、独立意識を抹殺させ、中国などのアジア諸国を侵略して第2次世界大戦を遂行する上で人的、物質的兵站基地としての使命を果たすためのものであった<sup>121</sup>。こうして韓国人の人権は無残に踏みにじられ、韓国人の人間意識は非常な危機を迎えた。

中日戦争の挑発直後である1937年7月22日に朝鮮総督府は、朝鮮中央情報委員会を設置し、毎月1日を「愛国日」と制定し、全ての職場、学校、村で神社・神祠参拝を強要し<sup>122</sup>、国旗掲揚などの行事を展開し、皇国臣民の誓詞を制定し、国防献金を受け、戦勝祝賀行事などを展開した<sup>123</sup>。この愛国日は、1941年に太平洋戦争が勃発した後、大詔奉戴日(毎月8日)に変更されたが、毎日天皇がいる皇居に向かってお辞儀をする宮城遥拝と正午黙禱を強要した。1937年10月から韓国人は、台湾人には要求しなかった「1. 我々は大日本帝国の臣民である。2. 我々は心を合わせて天皇陛下に忠意を尽くす。3. 我々は忍苦鍛錬して立派で強い国民となる」という皇国臣民の誓詞を朗唱しなければならなかった。毎年11月10日を中心として「国民精神作興週間」が設定された。

中国侵略戦争1周年を迎え朝鮮総督府は、国民精神総動員朝鮮連盟を組織した。この団体は、1940年に農山漁村振興運動を包摂して国民総力朝鮮連盟に改称された。また、町、洞、里、部落連盟と各種連盟のもと、約10戸を単位として愛国班を編成し、韓国人全てを対象として皇国臣民化運動と侵略戦争賛揚運動を展開した<sup>124</sup>。皇国臣民化運動は、この他にも様々な形態で展開された。1937年8月には、古代日本の武道精神を体現させたという「皇国臣民体操」が作り出され、翌年12月には韓国人高等普通学校、女子高等普通学校に天皇の「真影」を「奉安」させた。同年には、中等学校以上の学生で学徒勤労報国隊を組織した。こうした形態でも不足だと考えた朝鮮総督府は、1940年2月から韓国人が数千年の間持ち続け重視してきた姓まで、性格や意味の異なる日本人の氏へと変える、天皇主義的家族国家観を強要する創氏改名が行われた。創氏改名は、軍人の固い意志によって強力に推進され、極めて単純で頑固に急いで行われた<sup>125</sup>。

<sup>121</sup> 鄭在哲 前掲書、400頁参照。日本の科学者・鈴木武雄は、大陸兵站基地論は内鮮一体と等しいものであり、内鮮一体論が特に精神的側面を強調したものだとなれば、大陸兵站基地論は時に物的・経済的側面を強調したものと解釈できると説明した(宮田節子 前掲書、161頁)。

<sup>122</sup> 1936年8月、神社増設方針を立てて以降、1944年5月現在主要都市に約60ヵ所の正規の神社が建立され、939ヵ所の一般敬拝の神祠が建てられ、学校や官公署などには天照大神を祀る大麻殿を設立させ、各家庭には神棚を祀って朝夕に敬拝させるようにした(金大商『日帝下強制人力収奪史』正音社、1975年、30頁)。

<sup>123</sup> 君島和彦「朝鮮における戦争動員体制の展開過程(조선에 있어서 전쟁동원체제의 전개과정)」『日帝末期ファシズムと韓国社会』チョンア出版社、1988年、173-175頁。

<sup>124</sup> 国民総力朝鮮連盟の地方組織は、地方行政と表裏一体をなした。会社、銀行、工場、鉱山、大商店その他官公署、学校などにもれなく国民総力職域連盟を作り、道義の昂揚、皇民錬成、決戦生活確立、必勝生産力の拡充(供出、食糧増産、商工鉱業奉仕隊の結成、農村中堅青年としての農報青年隊組織)、徴兵制度実施準備、銃後奉公の誓いなどの活動を行った(大蔵省管理局 前掲書2、118-122頁)。1945年6月、朝鮮総督府と第17方面軍司令部は義勇兵役法に依拠して国民総力朝鮮連盟を廃止し、15-60歳の男子、17-40歳の女子による国民義勇隊を組織し、「国民抗戦」を企てた(鄭夏明「日帝の軍事政策(일제의 군사정책)」『韓民族独立運動史5-日帝の植民統治』170-172頁)。

<sup>125</sup> 朝鮮総督府高位官吏の肉声証言 前掲書、276頁(朝鮮総督府総務局文書課長・山名酒喜夫証言)。

皇国臣民化運動で特に重視したのが「国語」普及であった。一般人を対象にした日本語普及は、植民地初期の1912年から国語講習会などを通して存在していたが、1930年代に宇垣総督は農村振興運動で特に力を注いだ。1937年に「国語常用」運動は一層強化された。1938年の第2次朝鮮教育令改定で、朝鮮語科目は随意科目となって事実上廃止され、高等普通学校でも朝鮮式漢文が廃止された。1939年、朝鮮文人協会(1942年に他団体と合併して朝鮮文人報国会となる)は、「国語」で作品を書く運動を展開し、演劇にも1943年から1幕は必ず「国語劇」で上演するようにした<sup>126</sup>。この年には、国民皆唱運動が繰り広げられた。映画は1942年から「国語」を使用するようにした。韓国人の日本語解得率は、公教育を受けたものが少ないのが要因だったが、1930年代までは非常に低かった。低い水準の日本語解得者が1913年0.6%、1922年1.2%、1937年にも11.1%であった。しかし、1942年には19.9%に増加した<sup>127</sup>。台湾の場合日本語習得者は1933年に24.5%(韓国7.8%)、1940年に53.9%であった<sup>128</sup>。植民地期末に韓国人児童は、教育を受ける時だけではなく、日常の学校生活でも日本語を使うことが強要され、守らなければ罰を受けた<sup>129</sup>。

皇民化運動とは軍国主義的ファシズム的人間を作り出すための運動にほかならなかったが、韓国人と日本人の場合は大きく異なる点があった。日本人は伝統と文化、政治的性格によって、そのような運動の受け入れに順応できたが、韓国人に天皇イデオロギーは到底理解できないものだったが、その強要は韓国人の文化と歴史、韓国人であるという民族意識を抹殺する行為と表裏の関係であった。この点で韓国人が負った傷は甚大であるというほかなかった。

韓国人の民族意識を抹殺し、天皇の忠良なる臣民にさせるための皇国臣民化運動と、東アジア侵略戦争を賛揚、美化するのに、韓国の有志名士、キリスト教、天道教、仏教、儒林などの宗教界指導者、文人、知識人が大々的に動員された。これにより民族分裂現象は一層深刻になった。

名士有志らが挙げて皇民化運動と侵略戦争に動員されたとすれば、社会主義者が大部分の「主義者」らは、過酷な思想の屈折あるいは転向を強要された。1930年代に入り、大々的に「転向」が強要され、1936年には朝鮮思想犯保護監察令が公布され、7ヶ所の保護監察所ができた。翌年には大和塾などを作り思想犯を無条件加入させて監視した。同年には思想転向者で時局対応全鮮思想報国連盟を結成した。1937年9月からは、日本と朝鮮の警察官を動員した時局座談会が開かれたが、1940年1月まで30万9000回に1606万名が参与したと発表された<sup>130</sup>。1938年には共産主義思想を撲滅して日本精神を昂揚させるために、朝鮮防共協会を作り(総裁・政務総監)、その下に250ヶ所に支部を、地域または工場、職場などに1789ヶ所の防共団を置いた。日帝は、「今日」の世界を防共国家群と容共国家群とに二分し、東京ーベルリンーローマを主軸に共産主義撃滅の

<sup>126</sup> 演劇俳優白星姫は、舞台の最前列には日本刀を下げて巡査たちが座って検閲をし、削れと命令した部分に入ると上演を中止させたが、後にはまったく韓国語では演劇ができなくなったと回顧した(白星姫「国立劇場の鬼神になろうと」『ぶちまけて言う言葉』(「국립극장의 귀신이 되려나」『떨어놓고 하는 말』)138-139頁)。梨花女專の学生も府民館で卒業班演劇を日本語でしなければならなかった(李熙昇「不遇な時期の友情」『私の交遊録』(「불우한 시절의 우정」『나의 交遊録』)中央日報・東洋放送、1977年、250頁)。

<sup>127</sup> 大蔵省管理局 前掲書2、42-48頁。

<sup>128</sup> 鄭在哲 前掲書、132頁。

<sup>129</sup> 植民地期末には韓国人家庭にも日本語の常用を強要したが、順調にはいかなかった。子供は学校と家庭で異なる言語を使用するという世界に暮らしていた。

<sup>130</sup> 細川嘉六 前掲書、330頁。

巨火をあげ、人類救済の大道に邁進しようと叫んだ<sup>131</sup>。

なぜ日帝は韓国で極端な皇国臣民化運動を繰り広げたのか。中日戦争以降不足した労務者を韓国から徴発するためというのが一つの重要な理由だった。日本はこの時期に韓国人の日本渡航制限を変更して積極的に日本入国を受け入れ、1939年9月以降は「募集」の形態で、1942年2月以降は「官斡旋」の形態で日本に連れて来たり、引っ張って行った。一方、1939年7月に発布された国民徴用令によって1941年9月以降陸海軍要員が徴発され、1944年2月からは工場と鉱山などにも徴用で引っ張られた。「募集」「官斡旋」「徴用」のいずれにしる、逃亡者が続出し、日本の内務省警保局の資料によると、1941年の場合43,031人と集計された<sup>132</sup>。九州の山田鉱山の場合、逃亡率が1942年67%、1943年42%、1944年44%だった<sup>133</sup>。このため、韓国人労働者は軍隊的に組織され統制された。日本に強制連行された労働者を最大限酷使するためにも、頻発する逃亡を防ぐためにも、韓国人を徹底的に皇国臣民として訓練させる必要があった。労働者を酷使するためには日本語習得が重要だったという点も考慮しなければならないだろう。ある研究者は、1939年以降強制徴発者は朝鮮半島内での労役従事者480万名、日本本土での強制連行152万名、軍属(軍勤務者)20-30万名、軍人23万名、日本軍性奴隷14万名など、約699万名と推算した。このことは、解放直前の韓国人人口25,763,341人の29%になる数字である<sup>134</sup>。

皇国臣民化運動は、日帝の全般的な天皇制ファシズム化過程から生まれたものであるが、15年戦争、中日戦争以後の戦争との関係が大きい。日帝はフランスとは異なり<sup>135</sup>、韓国人が後にどのような態度に出てくるか分からず、徴兵の対象から除外した。しかしながら戦争の拡大は、2千万を越す人力に関心を持たざるを得なくさせた<sup>136</sup>。鮮満一如を提唱し、皇国臣民化運動を本格的に展開した南次郎総督は、「内鮮一体」の最終目標は「完全な皇民化」にあり、それは何等の私心なく天皇のために死ぬことができる朝鮮人兵士の出現に連関する問題であることを披瀝したが<sup>137</sup>、すでに韓国は内外政策上日帝と一体とならなければ国家の運命を切り開いていくことができない状況に進んでいた<sup>138</sup>。ところが、日帝の内務省が第2次世界大戦を始めた1941年12月8日から22日の間に、日本居住韓国人が韓国に居住する知人らとの通信文を調査した結果、「殆ど自己の現況が危険、

<sup>131</sup> 朝鮮総督府警務局保安課『高等外事月報』第2号(1939年8月分)、86頁。

<sup>132</sup> 海野福寿「朝鮮の労働動員」『近代日本と植民地5—膨張する帝国の人流』岩波書店、1993年、104-109頁。

<sup>133</sup> 韓国人は危険な坑内作業への割り当てが多くなり、ある統計には負傷者が日本人より3.6倍も多いと表れていた(李均永「日帝終末期(1937-1945)の兵站基地政策(일제종말기(1937-1945)의 병참기지정책)」『韓民族独立運動史—日帝の植民統治』148-149頁)。

<sup>134</sup> 姜敬求「戦時下日帝の農村労働力収奪政策(전시하 일제의 농촌노동력 수탈정책)」『日帝末期ファシズムと韓国社会』チョンア出版社、1988年、88頁。日本に連れて行かれた労働者の数に関する資料の差異については、朴慶植『日本帝国主義の朝鮮支配』下、青木書店、1973年、33頁；海野福寿 前掲書、108-122頁参照。植民地期末、韓国人は、ユダヤ人などを除けば世界で最も国外流出比率が高い民族に属した。

<sup>135</sup> 第1次世界大戦中、845,000人のフランス植民地出身の兵士が連合軍の一員として参戦した。1934年、フランス軍隊の3分の2は植民地出身兵士だった。これらの兵士はフランスに忠誠を尽くし、連合軍参戦の大義に同調した(車錫基 前掲書、193頁)。

<sup>136</sup> 1945年3月、日本内務省のある極秘文書には大東亜共栄圏内で大陸に向かった橋頭堡である朝鮮の地理的位置、そして原料供給地としての経済的役割も重要だが、根幹は豊富でもあり増殖力が大きい人口であると書かれている(宮田節子 前掲書、183頁)。1945年になって一層人力の重要性を考えたのであろう。

<sup>137</sup> 宮田節子 前掲書、164頁。

<sup>138</sup> 朝鮮総督府高位官吏の肉声証言 前掲書、284頁(山名酒喜夫証言)。

焦燥していると記しただけで、時局に対する認識を昂揚するものではない」と報告するほかない状況だった。徴兵制を施行し戦争体制を構築しようとするならば、皇国臣民化運動を展開する以外になかった<sup>139</sup>。1940年2月の創氏改名の施行にも軍部の影響力が作用したが、1942年1月になると、外地民族を兵力として活用する問題は論議の対象ではなく、焦眉の急務に違いないと日帝の陸軍省は判断した<sup>140</sup>。

日帝は、徴兵制実施の前段階として1938年2月、陸軍特別志願兵令を發布し、同年から志願兵を募集した。志願兵の資格として最も重視したのが「思想の堅固」であり、「主義者」を極度に警戒したということは<sup>141</sup>、軍隊と皇国臣民化運動との関係を適切に物語っているといえよう。志願兵は1938年に406人が入所したが、年々増加し、1943年には6,300人に達し、総数は17,644人であり、1943年5月、海軍特別志願兵令によって3,000人が入所した<sup>142</sup>。当局は、志願者数の割り当てを増やすよう強制し、それを皇国臣民化の尺度と宣伝した。志願兵合格者は当局の意図とは異なり8-9割が小作農で、その他若干の事務員、官公吏を除けば給仕、傭人などだった。志願兵と関連して朝鮮軍司令部は、兵員資源の補充より、韓国人全体に対する皇民化政策の牽引者的役割を果たすようにし、短期在営者は除隊後国民総力連盟、愛国班の推進隊員などになって軍事教育で体得した精神を皇民化運動の推進力として活用しようとした<sup>143</sup>。日帝は1943年10月、学徒特別志願兵制を決定し、1944年1月、国内在學生959人、帰省中だった留学生1,431人、日本在學生719人、卒業生1,276人など4,385人を入営させた<sup>144</sup>。それと共に日帝は、中等学校以上に現役将校を配属し、軍事訓練を行い、初等学校卒業生は青年訓練所、日本語に弱い初等学校未修了者は青年特別練成所に組み入れたが、特に後者には「国体の本義」を明らかにし、「献身報国」の精神を育て、「国語」を習得することに重点をおいた<sup>145</sup>。

1944年から日本政府の要求に従って<sup>146</sup>徴兵制が実施され、同年9月から入隊を行い、陸軍に186,980人、海軍22,290人など209,270人が狩り出された<sup>147</sup>。日帝は徴兵制実施を前に、1940年8月、義務教育制の実施準備開始を発表し、1945年12月に1946年度から義務教育制を実施すると発表した<sup>148</sup>。義務教育の推進は、徴兵制と関連があった<sup>149</sup>。軍隊は日本語のみ使うようになっており、韓国語は防諜上、絶対に禁止で、父兄との通信も日本語だけにするようにした<sup>150</sup>。ところが、1944年に徴兵検査を受けた韓国人壮丁でさえ、46%程度が未就学者で日本語を知らなかった。

<sup>139</sup> 宮田節子 前掲書、130、164頁。

<sup>140</sup> 同上、133-134頁。

<sup>141</sup> 同上、38頁。

<sup>142</sup> 朴慶植「太平洋戦争期韓国人強制連行(태평양전쟁기 한국인 강제연행)」『日帝末期ファシズムと韓国社会』65頁。

<sup>143</sup> 宮田節子「朝鮮における志願兵制度の展開とその意義」『朝鮮歴史論集』下、龍溪書舎、1979年、421-432頁。

<sup>144</sup> 李祥雨「建軍40年、韓国の軍部(건군 40년, 한국의 군부)」上、『新東亜』1988年10月号、355頁。

<sup>145</sup> 朴慶植 前掲書 下、27頁。

<sup>146</sup> 朝鮮総督府高位官吏の肉声証言 前掲書、199頁(田中武雄証言)。

<sup>147</sup> 朴慶植 前掲書、65頁。全体の人員は、資料によって僅かな差異がある(李祥雨 前掲書、355頁参照)。

<sup>148</sup> 大蔵省管理局 前掲書2、23頁。

<sup>149</sup> 朝鮮総督府高位官吏の肉声証言 前掲書、151、214頁(田中武雄及び朝鮮総督府学務局学務課長本多武夫証言)。

<sup>150</sup> 大蔵省管理局 前掲書2、46頁。

徴兵適齢者錬成所では、錬成時間600時間中400時間を日本語講習に割愛した<sup>151</sup>。徴兵制実施、戦局の悪化、連合国のカイロ宣言などに影響を受け、韓国人の参政権問題も検討された。この参政権は、軍部と朝鮮総督府が支持・推進した<sup>152</sup>。義務教育を実施するということも天皇制ファシズムのイデオロギーを注入させ、「皇国臣民」を大量に铸造していくという政策であると理解できるが、参政権は天皇制ファシズム体制を擁護するのに韓国人を引き入れるという意図と理解できる。中国やフィリピン、南洋群島、そのほか東南アジア各地に引っ張り出された韓国人軍属と軍人は、捕虜収容所の監視員など悪役を数多く任され、日帝敗戦後、連合軍によって戦犯として処刑されるなど、やはりこの地域に狩り出された日本軍性奴隷や労働者らと共に犠牲が大きかった。

皇国臣民化運動はやはり教育において自らの性格をよく現した。先に言及したように、1938年3月、日帝は朝鮮教育令を改定、公布し、「朝鮮語」を随意科目に変えることによって事実上廃止されたも同然となったが、この教育令によって普通学校が小学校に、高等普通学校、女子高等普通学校が中学校、高等女学校に名称が変わり、新たに設置された公立学校は韓国人と日本人を区別せずに受け入れるようにした<sup>153</sup>。この時期に作られた小学校教育方針の1項は、「国民道徳の涵養、国体の本義を明徴にして皇国臣民として自覚、振起して皇運扶翼の道に徹するようにする」と規定した<sup>154</sup>。

1938年3月に公布された小学校規定は、「国史は肇国の類例と国運進展の概要を教授し、国体の尊厳たる所以を理解させ、皇国臣民となった精神を涵養することを要旨とする」と明示したが、皇民化教育としての「国史」教育が典型的に実施された場所が韓国であった。日帝は、国体明徴などを明らかにするため、歴史教科書図書調査委員会を設置し、そうして改定、発行されたのが『初等国史』であった(巻1-1937年、巻2-1939年)。この教科書は目録だけを見ても韓国史の関係事項が完全に跡をくらし、日本の国定教科書と区別がつかないほぼ同じ目次だったが、韓国史関係事項は、所々に含まれていた。『初等国史』が韓国と日本で共通に使用されたのは、それが改定された1940年であった。「徹底した」皇国臣民を作るために、日本人学生が学ぶものと同じ教科書が採択されたのであった。1941年に改定された『初等国史』6年生用は、冒頭に「第一 皇国の目標」「八紘一宇の理想」などが載せられていた。1944年に刊行された朝鮮総督府の『初等国史』6年生再改訂版は冒頭に、「皇国の目標」を4ページに渡って載せ、1943年11月東京で中華民国、満州、フィリピンなど6カ国の代表が集まって大東亜会議を開き、大東亜共栄の決意を固め、天皇の宮中招待に感激して東亜一体を誓ったという内容の記述が含まれていた。5ページには「八紘一宇の理想」という標題の下に、やはり「大東亜」侵略戦争を美化する記述が入っていた。狂的に侵略戦争を賛揚し美化した時局宣伝文を初等学校で歴史教育として、それも一番冒頭から教えるように

<sup>151</sup> 宮田節子 前掲書、140、145頁。

<sup>152</sup> 朝鮮総督府高位官吏の肉声証言 前掲書、154-155、229、235頁(田中武雄などの証言)。1945年4月、衆議院議員選挙法のうち改正法律、及び貴族院令のうち改正が公布され、貴族院議員としては尹致昊ら7名(台湾人3名)が勅任され、衆議院議員は制限選挙によって選出されるようになっていたところ、韓国人23名、台湾人5名を割り当てた(同上、222頁)。

<sup>153</sup> 磯田一雄『「皇国の姿」を追って』208頁。

<sup>154</sup> 劉奉鎬 前掲書、212頁。

したのであった<sup>155</sup>。

## II. 独立運動

### 1. はじめに

独立運動を他国領土で行うことは、国内独立運動の一環として展開したものを除けば特殊な場合に属すると言える。インドやフィリピンの独立運動のように大概は住民が住む国内で行うことになる。ベトナムは中国の華南地方など国外で民族解放運動を展開したこともあったが、一時的であった。しかしながら、日帝強占期の韓国の場合、そうではなかった。日本帝国主義者は韓国の独立は絶対にあってはならないと考えたために、苛酷な官憲統治下において独立運動は徹底した弾圧の対象だったのみで、そのために独立とつながる政治活動が国内では極めて制限されていた。国内ではいかなる場合でも「不法」な示威闘争、地下闘争の形態で独立運動を展開し、持続的で組織的な独立運動は大部分が国外で展開された。国外独立運動は国内と連結した場合が多かったが、そうでない場合も少なくなかった。あるいは、連結されていたとはいえ、共産主義者の地下闘争を除外すれば、ほとんど全てが国外中心で、一時的な場合が多かった。

日帝の朝鮮支配政策によって、持続的で組織的な独立運動、特に武装闘争は主に国外で展開された。のみならず、一つの地域ではなく、国家と社会体制を異にするさまざまな地域で展開された。中国、ロシア、日本、アメリカ(メキシコを含む)などで展開され、中国の場合は東北地方、すなわち満州と山海関の内側、すなわち関内で展開され、1930年代末以降には中国共産党と関係を結び、華北・延安地方でも独立運動が展開された。このように国家と社会体制を異にするさまざまな地域での独立運動は、相互間に連絡を取ることもあったが、独自に行った場合がより多かった。このように日帝の苛酷な弾圧のために独立運動が国外でより多く展開され、それと国内外の連結が部分的・一時的で、国外の民族解放運動団体間に密接な関係をもてないことは、異なる国の民族解放運動においては見出し難い韓国独立運動の特徴であり、解放後民族国家を建設するときに困難を招来した基本的な一要因となった。

国外での独立運動は、地理的位置や与件、韓国人居住者の多寡によって影響を受けた。この点で満州は重要な位置にあった。満州は鴨緑江・豆満江の対岸に位置し、ある統計によればすでに1910年以前に20万名以上の韓国人が住んでいた<sup>156</sup>。満州移住民・亡命者は日帝の強占以降継続増加し、1921年に488,656人に達したが、このうち63%の307,806人が北間島地方に居住していると示されている<sup>157</sup>。韓国人移住民は満州に来て中国の土地を耕す小作人が大部分だったが、彼らは独立軍やパルチザンの主たる構成員であり、それらの活動を支えた基盤であった。1920

<sup>155</sup> 磯田一雄『「皇国の姿」を追って』203-208、222-223、234-236頁。

<sup>156</sup> 金哲「植民地時代の人口と経済(식민지시기의 인구와 경제)」『日帝末期ファシズムと韓国社会』1988年、118頁。

<sup>157</sup> 辛珠柏『満州地域韓人の民族運動史(만주지역 한인의 민족운동사)(1920-45)』亜細亜文化社、1999年、28-29頁。

年代初めまで満州地方の次に独立運動が盛んに展開されたロシアにも沿海州を中心として韓国人が1908年現在で約6万余名<sup>158</sup>、1921年には9万4千名または約15万名が居住していた<sup>159</sup>。

独立運動をするのに地理的与件や韓国人移住民の多寡は重要な役割を果たしたが、それに劣らず重要なことが、移住民・亡命者が暮らしている地域の政治的条件である。日本の場合韓国人が満州地方に劣らず多く住んでいたが、独立運動が活発に起こらなかったのは、政治的条件が重要に作用した。この地域では主に労働運動とつながった抗日・反日運動が起こった。アメリカの場合、韓国人移住民・亡命者が1万人内外だったが、主に独立運動を支援する活動を繰り広げた。アメリカもハワイの場合が物語るように、その地域の政治状況が独立運動に影響を与えた。中国上海に住民が少数であっても、大韓民国臨時政府が長い間活動し、義烈団の活動も活発で、アナキストたちの活動など、さまざまな分派の独立運動があったのは、上海が交通が便利で国内と満州など各地を往来するのに便利だという点も作用したが、フランス租界に日帝官憲が出入りすることが難しかったことも重要な要因であった。1930年代初頭から中盤以降、中華民国政府は独立運動を支援し、1940年代には中国共産党も民族解放運動を支援した。

政治的条件が独立運動に重要な影響を与えることは、ロシアの例を通じて理解できる。ロシアで韓族会が組織されたのは、ロシア革命でシベリアが激動に覆われた1905年の年末だった。2月革命が起こって間もない1917年6月には、ニコライエフスクーウリースクで全露韓族代表者会が開催され、高麗族中央総会が組織された<sup>160</sup>。みな革命期に活発な活動を行ったのである。1923年上海で開かれた国民代表会で金奎植など創造派は大韓民国臨時政府を否認して新しい政府を構成し、ロシアの支援するという約束を信じてロシアに行ったが、1924年2月退去命令を受けたのは、1923年9月以降行われたソ日国交交渉のためであった。1925年1月北京でソ日基本条約が調印され、両国の間に国交が樹立したことにより、ロシアで独立運動をすることは困難になった。

中国満州地域で独立運動が活発に展開されたのは、地理的に隣接しており、この地域に韓国人が多数移住したことが基本要因だが、政治情勢も重要に作用した。鴨緑江・豆満江の対岸で韓国人が農作業を行えたということ自体が、それぐらい清のこの地域に対する支配力がゆるやかであったということを物語っているが、1911年辛亥革命はこの地域で中国当局が韓国人を統制することにより大きな困難をもたらした。1914年北間島の墾民会がその地域にある日本領事館の圧力で解体されたというが、西間島地域では住民自治がよく行われ、新興武官学校が継続して人材を育てることができたことや、1920年代中盤に正義府、参議府、新民府の3府が組織され、軍事活動と自治を行うことができたのは、この地域に対する日帝浸透の強度を含めて、やはりこの地域の政治状況と関連があった。しかしながら、1925年6月三矢協定が中国奉天省警務処長于珍と朝鮮総督府警務局長三矢宮松の間に結ばれることにより、独立軍は少なからず圧迫を受けた。1931年9月日帝の満州侵略は韓国人の抗日武装闘争をパルチザン中心に変化させた。変化した政治情勢下で一部独立軍は1932、33年ごろを前後して関内へ越えていき、朝鮮革命軍は南満州地域を中心に

<sup>158</sup> 尹炳爽「沿海州韓人社会と韓国民族運動」『国外韓人社会と民族運動』（「연해주 한인사회와 한국민족운동」『국외 한인사회와 민족운동』一潮閣、1990年、173-174頁。

<sup>159</sup> 金俊燁・金昌順『韓国共産主義運動史』1、高麗大学校出版部、1967年、30-31頁。

<sup>160</sup> 潘炳律『誠齋 李東輝一代記』汎友社、1998年、138-140頁。



パルチザンと似た形態で戦闘を繰り広げた。

独立運動の変化は、日帝の統治変化とは若干の差異がある。最大の違いは、皇国臣民化運動が中日戦争以後本格的に展開されたのに比べ、民族解放運動は1931年の日帝の満州侵攻が重要な変化の契機となったという点である。満州を関東軍が直接掌握したということは、3府時期のような形態の独立軍活動が困難となったことを意味した。すでに満州では、パルチザン形態の闘争が主たる武力闘争となっていた。また日帝の満州侵攻は、中国政府と中国人をして日帝の侵略に一層の警戒心を持たせ、尹奉吉の爆弾投擲が重要な契機となって中国政府は韓国の独立運動を支援するようになった。また独立運動家たちは、独立運動基地建設運動が具体的に構想され始めた1908年を前後する時期から、日帝を撃退するには日帝が中国やロシア、米国などと戦争する機会を活用することが重要であると考えていた。日帝の満州侵略によって、日帝と中国の間で戦争を続けるほかなかったということは、独立運動家らを大きく鼓舞させた。独立運動家らは、中日戦争と第2次世界大戦に一層大きな期待を抱いて民族解放運動を熾烈に繰り広げ、同時に国内外で建国準備活動を展開した。一方、1940年を前後して日帝の中国侵略が広範囲な戦線で膠着状態に陥った際、中国の華北・延安地方で対日戦争が活気を帯びるなど、連合国と歩調を合わせて武装活動が展開された。従って独立運動は、日帝の強占から3.1運動までの時期、3.1運動以降から日帝の満州侵略にいたる時期、日帝の満州侵略から敗戦までの時期に分けて検討してみようと思う。

## 2. 3.1 運動以前の 1910 年代

1910年日帝が韓国を強占したとき、1907年以来日帝の義兵に対する大攻勢で国内義兵勢力は相当に衰弱していた。1910年代中盤には、蔡應彦部隊が活躍した程度で、その他にいくつかの義兵部隊が散発的に戦った。

3.1運動以前国内独立運動団体としては、大韓光復会が注目される。義兵関係人士を主軸とし、豊基光復団と国権回復団の一部の積極的な抗日人士が、1915年に結成した大韓光復会(総司令朴尚鎮)は、觀察使(訳注: 地方長官)を務めた親日富豪張承遠の処断が物語るように、日帝統治に抵抗しなかったりあるいは協力する富豪を懲らしめ、民族的覚醒を求めながら、軍資金を強制的に募集する活動、日帝税金の押収活動などを展開した。大韓光復会は大邱、榮州、三陟、光州、礼山、燕岐、仁川、龍川、安東(満州)、長春(満州)などに拠点をおいた。そして、西間島の新興武官学校関係者と交流するなど、満州地方の独立運動勢力と連繫を模索する一方、副司令李奭大を満州に派遣して独立軍養成を図り、李奭大が戦死した1917年以降は金佐鎮を副司令に任命し、満州に派遣した<sup>161</sup>。

1910年代国外の独立運動では、独立運動および独立軍基地建設運動が大きな呼応を受けた。独立運動および独立軍基地建設運動は、独立運動と独立軍の基本的な力量または土台を作り、育てる基地または基盤を建設・構築する運動を指す。この運動の推進勢力は即刻の武力抗争は

<sup>161</sup> 趙東杰「大韓光復会の結成とその先行組織」『韓国民族主義の成立と独立運動史研究』(「대한 광복회의 결성과 그 선행조직」『한국 민족주의의 성립과 독립운동사연구』)知識産業社、1989年、269-277頁、及び、趙東杰「大韓光復会研究」『韓国民族主義の成立と独立運動史研究』参照。

現実的に難しいと判断し、独立運動と独立軍基地を建設し、日本と中国、ロシア、米国の中に戦争が起るといった有利な機会が来たら、日帝との間に独立戦争を起こそうと考えた。このように直接的な武力養成を目標とし、日帝との独立戦争で独立を奪取しようとした点で、経済的実力養成に主眼をおいた実力養成運動あるいは準備論とは性格を異にする。

独立運動と独立軍基地建設運動は、1908年アメリカと沿海州、国内などで提起され、1910年の強占前後の時期に具体化された。李相高、李承熙などはアメリカから送ってきた資金で中・露国境地帯に位置する興凱湖付近の蜂蜜山(中国領)一体に韓興洞を建設し、韓民学校を建てた。1914年李東輝らは、東北満州の汪清県綏芬大甸子羅子溝に秘密士官学校を建設した(校長・李東輝)。学生は80人以上あるいは100人以上と考えられているが、間島駐在 日本領事の抗議で1915年末頃閉鎖された。朴容萬らは米国で独立軍養成に力を注ぎ、ハワイで1914年300人に達する国民軍団を編成し、ネブラスカ州で少年兵学校を運営した。メキシコには崇武学校があった。

独立運動と独立軍基地建設運動において見逃すことのできない存在が、西間島地方の新興武官学校である。新興講習所(中国当局に提出した正式名称)、新興学校、新興中学校とも呼ばれる新興武官学校は、1911年6月に建てられて以来、1920年まで学生を輩出しつづけ、大韓帝国武官学校出身者が中心となった軍事教育と中等課程の教育を実施した。3.1運動以降には志願者がぐんぐん増え、学校が3ヶ所に増えた。新興武官学校がこのように独立軍要員を多数輩出したのは、ソウル、安東、善山など、各地から来た亡命者が李會榮兄弟の資金力と結合し、耕学社一扶民団一韓族会などの住民自治がよく運営され、西間島の政治状況が有利だったためだった。新興武官学校出身者らは新興学友団を作り、1915年には第2軍営で白西農場を設置し、厳しい訓練を行った<sup>162</sup>。

1910年代中盤には臨時政府と似た独立運動団体が作られもした。1914年李相高、李東輝、李東寧らは沿海州で尹炳奭が最初の臨時政府と評価した大韓光復軍政府(正統領李相高、後任正統領李東輝)を組織したが、大戦が勃発すると活動が禁止された。翌年の1915年には上海で李相高、朴殷植、申圭植などが新韓革命党(本部長李相高)を組織し、光武帝(高宗)を亡命させる計画を立てた。米国がドイツに宣戦布告してから約3月後の1917年7月、申圭植、趙素昂、朴容萬などが中心となって発表した「大同団結宣言」は、国民主権を主張し、臨時政府樹立を企図し、独立の絶対性を高らかに唱えたという点で意味がある。この宣言では主権とは民族固有のものであるが、隆熙皇帝が主権を放棄したのは国民に譲ったものと考えなければならず、従って主権行使の義務と権利が国民にあるが、国内同胞は日帝に拘束されているから、その責任を海外同志が負わなければならないと主張した。そして、海外各地にある団体を糾合、統一し、唯一無二の最高機関を組織することを力説した。この宣言は、「独立平等の聖権を主張してこそ同化の魔力と自治の劣根を防除できるもの」だと宣言した<sup>163</sup>。

国外亡命者らが独立運動と直結させて繰り広げた重要な事業が教育であった。日帝のある記録

<sup>162</sup> 徐仲錫『新興武官学校と亡命者たち(신 흥무관학교와 망명자들)』歴史批評社、2001年。

<sup>163</sup> 趙東杰「臨時政府樹立のための1917年の〈大同団結宣言〉(임시정부수립을 위한 1917년의 <대동단결 선언〉)」『韓国民族主義の成立と独立運動史研究』316-319頁。

には、1916年12月現在で、図們江対岸地方に163校に学生4094人、鴨緑江対岸地方に76校に学生2177人、ロシア領および米州地方に41校に学生2102人がいると紹介した<sup>164</sup>。新興学友団は移住民が50戸以上住んでいる地域に小学校を設置したという記録があるかと思えば、西間島では20戸または数十戸しか居住していなくても、小学校を建てて義務教育と変わらない教育をさせたという記録もある<sup>165</sup>。日帝の記録によれば韓国人適齢児童の普通学校就学率は1911年1.7%24,537人、1919年3.9%89,278人であり、中等課程に該当する高等普通学校と女子高等普通学校の学生数が1922年に全て合わせて7691人だった<sup>166</sup>。1916年現在日帝の満州地方教育機関と学生数の調査には抜けが少なくないと考えれば、施設などの差異があるために一律に比較することは問題があるが、移住民社会での初・中等などの近代教育は朝鮮総督府によるものより人口千名あたり学生数でずっと高い比率を見せた。亡命者・移住民が教育を重視したのは、民族意識を高め、独立運動に力を注ぐための点もあったが、近代文化を摂取し、近代社会、近代国家を作り上げなければならないという目的も強かった。このような点は植民地教育と自主的教育との差異を克明に示した。それは植民地近代化と自主的近代化とも関連がある。

1910年代に独立運動を導いた人物は、柳麟錫系列の義兵のように君主制を支持する者もいたが、趙東杰が命名した革新儒林や近代的知性を持った志士(先覚者)らが大部分だった<sup>167</sup>。

君主制を支持した復辟主義者らが少数だったことから察せられるように、1910年代独立運動家らは、大部分が共和制を支持した。趙東杰は光復会指導者らを革新儒林であると主張したが<sup>168</sup>、儒家のにおいが強い朴尚鎮、金漢鍾などは、日帝警察の取調べで光復会の目的は「国権を回復し、共和政治を実現するところにある」と陳述した<sup>169</sup>。なぜすでに1910年に共和主義者が大勢をなしたのかは検討する必要がある。

亡命者は相当数が社会進化論的世界観を持っており、名門出身も少なくなかった。しかしながら西間島の扶民団、韓族会のような亡命者・移住民社会は、さまざまな地域や身分の人々が共に集まって自治を行い、共同で教育運動を繰り広げたため、民主主義方式に従わざるを得ず、平等と自由を重視した。1911年に耕学社を組織した時、すでに大衆の露天会議を通して意見を取りまとめていた。新興武官学校に元老として参与した68歳の金大洛は、扶民団が組織される前、一種の自治団体として作られた共理会趣旨書(1913)で、「平等の権利は卑しい人間にまで及び、自由の鐘の音は婦人と子供にまで及んだ」と述べた<sup>170</sup>。ニム・ウェールズの『アリアン』に出てくる金山(本名・張志樂)は、3.1運動直後に新興武官学校で軍事訓練を受けたが、西間島の独立運動の中心地三源浦を、真正な自治制が実施された小さな民主主義都市と描写し、「全ての韓国人はたった

<sup>164</sup> 朝鮮駐劄憲兵隊司令部「在外朝鮮人経営各学校書堂一覧表」(大正5年12月調査)『現代史資料』27、みすず書房、1970年、161-163頁。

<sup>165</sup> 徐仲錫 前掲書、128-129頁。

<sup>166</sup> 大蔵省管理局 前掲書2、35-39頁

<sup>167</sup> 趙東杰は、1) 伝統的斥邪儒林の経歴があり、かつ、2) 思想が一変して自主的民主主義思想の定立を模索し、3) 封建主義・復辟主義を克服した近代国家の理念を持ちながらも、4) 儒家の生活倫理を固守した儒林を革新儒林と規定した(趙東杰「大韓光復会研究」302-313頁)。

<sup>168</sup> 趙東杰「大韓光復会研究」など参照。

<sup>169</sup> 同上、304頁。

<sup>170</sup> 徐仲錫 前掲書、261-272頁。

二つだけを熱望している。―独立と民主主義。実際にはただ一つのみを願っている。―自由」と述べた。新興武官学校の学生は、自由のためにどんなことでもやれない道理がない激情に包まれていた<sup>171</sup>。亡命者は民権にも関心を見せた。

### 3. 3.1 運動とそれ以後の独立運動(1919-1931)

#### 1) 3.1運動

3.1運動は単にサーベル統治の終末を告げたものではなかった。日帝の支配を総体的に否定したのみならず、韓国人が個人として、階層・階級として、民族として自覚する転換点となった。3.1運動を通じて韓国人は新しく生まれ変わったのだ。韓国近代史において1860、70年代から1910年代までを前期近代と見るならば、3.1運動は近代的性格が大きく拡充させる分水嶺となり、従ってそれ以降を後期近代とも呼ぶことができるだろう。日帝の植民主義近代と差別性のある、韓国人自らによる近代、すなわち自主的近代が、3.1運動を分水嶺として幅広く定着したのである。

3.1運動は第1次世界大戦終戦を前後して存在していた世界史的転換期の状況に影響を受け、国内での日帝支配に対する総体的否定が独立への渴望として表出した、独立示威運動であった。3.1運動を契機として自主的近代が幅広く定着したのには日帝も変化せざるを得なくなり、第1次世界大戦の終戦を前後して存在していた世界史的転換期の状況が影響を及ぼした。この時期、日帝の対韓政策の変化は、3.1運動と第1次世界大戦終戦前後に起こった日本の変化に影響を受けたものであると考えられる。韓国人は3.1運動を体験して、また世界的潮流に影響を受けて形成された民族意識によって今まで挫折してきた近代的民族形成が急速に促進され、そして民族主義が強力な基盤を持つようになった。そのことは、同化政策―皇国臣民化政策に代弁される日帝による大日本帝国での「臣民(国民)づくり」と対立、葛藤の関係を持つようになった。その中で韓国人は自我分裂現象が時には深刻な様相を現すようになった。

3.1運動が日帝の支配に対する総体的否定だったということは、様々に見出すことができる。3.1運動は特定の一部地域でのみ起こったものではなかった。3.1運動直後に書かれた朴殷植の『韓国独立運動之血史』によれば、1919年3月1日から5月末まで集会或いはデモは全国211府郡、西北間島、サハリンなどの地で1542回起こった。国内の場合平安南北道が34地域で315回、ソウルを含む京畿道が25地域で297回起こって最も回数が多く、人口が少なく山間地帯である江原道が13地域で57回起こり最も少なかったが<sup>172</sup>、全国の大部分の地域を網羅している。3.1運動は3月1日ソウルと平安北道、平安南道、黄海道、咸鏡南道の主要都市で起こり、3月中旬までに13の道全体に波及し、主要都市から郡庁、面事務所所在地に拡大し、里・洞でも発生した。西間島と北間島の諸地域でもすでに3月初～中旬から独立宣言式と祝賀会、デモが行われ、それは中国とロシア、サハリン、アメリカにまで拡大した<sup>173</sup>。

3.1運動が日帝支配に対する総体的否定だったということは、地域的に韓国人が居住するところ

<sup>171</sup> ニム・ウェールズ『アラン』チョ・ウファ訳、トルニョク(님 웨일스 『아리랑』 조우화 역, 동녘)、1984年、113頁。

<sup>172</sup> 朴殷植『韓国獨立運動之血史』ソウル新聞社出版局、1946年、77-96頁。

<sup>173</sup> 国史編纂委員会編『韓国獨立運動史』2、1968年、194-196頁。

ではほとんど全てで起きたのみならず、一部特定階級や階層が主にデモ運動に参加したのではなく、一部官公吏や地主を含む各界各層がまんべんなく参加したという点からも確認できる。「独立運動は一部宗教教団および学生たちのみの事業ではない。官公吏も商人も農夫も挙事しなければならない。我々が命を捨てて運動をしているのに、平安に生業に従事するのは国民ではない」という主張は<sup>174</sup>全国共通の現象であった。ある資料によれば、3月1日から6月30日まで3.1運動による入監者が全体の入監者8767人のうち、教師277人(入監者全体の3.15%)、学生972人(11.06%)、宗教人279人(3.18%)、公務自由人313人(3.56%)、農(林・漁)業5209人(59.28%)、鉱業10人(0.11%)、工業276人(3.14%)、商業(交通業含む)823人(9.37%)、労働者(奴僕、日雇含む)326人(3.71%)、無職302人(3.44%)と現れている<sup>175</sup>。各界各層が参加したことがわかる。このように入監者が各界各層で構成されていたということは、異なる資料でも確認できる。1919年3月1日から5月31日までの入監者8511人の構成をみると、教師・学生が14.4%、宗教人3.1%、その他公務自由業者3.3%、農民(一部地主含む)58.4%、商業8.4%、工業3.3%、その他自営業従事者2.0%、無職3.1%で<sup>176</sup>、似通った比率を見せていることがわかる。このような比率は同年の職業構成で、農(林・漁)業86.22%、工業2.06%、商業(交通業含む)5.87%、公務自由業1.52%、その他有業者1.40%、無職1.40%<sup>177</sup>とは差異があるが、農民層には山間僻地に暮らす者が多く、またデモ群集に比べて相対的に入監した者が少ないという点、学生・教師・宗教人らの位置などを勘案すると、大体において当時韓国人の階層或いは職業の比重と入監者の比重が一致すると評価できる。3.1運動にはまた義兵が積極参加し<sup>178</sup>、国外に逃れた義兵らは独立軍を組織して活動したことは、義兵の性格を考えると当然の帰結であった。

学生と教師は日帝支配に鋭い批判力を持っており、民族自決主義の潮流に敏感に反応したために、独立示威運動において先導力を担った。宗教人が3.1運動で重要な役割を担ったのは、日帝の宗教政策に対する不満とともに、武断統治において集团的活動が可能だったのが、学生社会を除けば、教堂などの場のある宗教界しかなかったという点も考慮しなければならない。宗教人が多数含まれた商人・工業従事者などブルジョア階層は、相対的に世界の潮流に鋭敏な層であったともいえるが、武断統治期に階級的発展が阻止されていた<sup>179</sup>。労働者らは少数で、労働者意識もまだ未熟であったが、3月2日ソウル市内で万歳示威を行って以来、3.1運動に積極参加し、3月22日には労働者大会を開き、その後もストライキなどの闘争を行った<sup>180</sup>。

民族意識が相対的に遅れていて、世界の潮流の受け入れにも遅れるよりなかった農民らが全国

<sup>174</sup> 李潤相「平安道地方の3.1運動(평안도지방의 3.1운동)」『3.1民族解放運動研究』青年社、1989年、298頁。

<sup>175</sup> 慎鏞廈「3.1獨立運動の社会史(3.1 독립운동의 사회사)」『韓国民族獨立運動史研究』乙酉文化社、1985年、331頁。

<sup>176</sup> 鄭然泰・李智媛・李潤相「3.1運動の展開様相と参加階層(3.1운동의 전개양상과 참가계층)」『3.1民族解放運動研究』青年社、1989年、238頁。

<sup>177</sup> 慎鏞廈 前掲書、332頁。

<sup>178</sup> 趙東杰「義兵戦争と3.1運動の關係(의병전쟁과 3.1운동의 관계)」『韓国民族主義の成立と獨立運動史研究』及び趙東杰「3.1運動の地方史的性格(3.1운동의 지방사적 성격)」『韓国民族主義の成立と獨立運動史研究』430頁参照。

<sup>179</sup> 慎鏞廈 前掲書；鄭然泰・李智媛・李潤相前掲書。

<sup>180</sup> 鄭然泰・李智媛・李潤相 前掲書、241、248頁。

各地で蜂起し、日帝の官公署を襲撃するなど暴力闘争を主導していったのは、日帝支配の性格と関連して注目するところが少なくない。江原道地方の場合、憲兵隊長の報告からのように、農民らは共同墓地制、火田耕作制限、林産物取り扱いの不自由、酒税とタバコ税が不満を呼び、日本人の漁業浸透、道路(新作路)工事での低賃金と賦役なども不満の要因だった<sup>181</sup>。韓国が独立すれば財産を平等に分けて、国有地は小作人の所有地になるから、万歳を叫ばなければならないという扇動には農民の念願が込められていた<sup>182</sup>。

3.1示威運動に参加した人々は、光武帝(高宗)の死に望哭礼を上げた人々を含め、独立を望んで獲得しようとした。しかしながら、「万歳」「独立万歳」を叫んだとき、全ての人にとって独立の像が明瞭だったとは考えにくい。「独立万歳」を叫ぶ場合、それが何を意味するのかも差異があった。平安道のように既に独立したという考えから独立万歳を叫んだものから、自分の地域だけ独立万歳示威を行っていないなら独立実現後責任を免れないという考えから参加したもの、独立万歳を絶叫すれば独立できるだろうという考えから参加したものもあった<sup>183</sup>。

3.1示威運動で現れた独立への渴求や独立のための闘争は、自由、正義、人道、思想が大きな影響を与えた。「3.1独立宣言書」に記されたように、「威力の時代が去り、正義の時代が来る」という認識は、特に教師・学生・宗教学者らが多く持っていたものだったが、3.1運動で一般的にあった現象と考えられる<sup>184</sup>。このような自由、人道、正義の思想は、漠然として抽象的な水準のものが多かったといえ<sup>185</sup>、帝国主義支配を合理化する弱肉強食の社会進化論と大きな違いがあったという点で重要である。

これまでで農民らの均産主義的志向を見たが、3.1運動前後の時期には、平等意識も高まっていた。満州地方で出された「大韓独立宣言書」は、特に平等と平和、自由を強調し、民族平等を全世界に伝播させることを韓国独立の第一義として扱い、すべての同胞に同権同富を実現させることを確かめ合った<sup>186</sup>。この宣言書が平等を格別に強調したのは、1910年代のこの地域における独立運動理念を受け継いだからであった。このような平等意識は、民族意識をもたせるのに重要な役割を行った。それは、3.1運動以降独立運動において非常に重要な政治理念となった。

3.1運動は、「知ることが力だ」「学ばばやられない」という反省を広く流布させた。教育熱が各地で烈火のごとくおこり、それに伴い夜学が生まれ、さらに労働夜学まで生まれた。膨らむ教育熱で公立普通学校は学齢児童のうち志願者の30%さえも受容できなかった。李商在らの朝鮮教育協会は、総督府に義務教育の早期の実施とハンゲル教育許可などを求め、朝鮮女子教育会では文盲撲滅のための多様な活動を行った。例えば、青年団体の活動で夜学など私設講習所(会)は、京畿道で1922年4月から1924年8月までで346ヶ所が設立された<sup>187</sup>。

<sup>181</sup> 趙東杰「3.1運動の地方史的 성격」424頁。

<sup>182</sup> 朴賛勝「3.1運動の思想的基盤(3.1운동의 사상적 기반)」『3.1民族解放運動研究』413頁。

<sup>183</sup> 李潤相 前掲書、299頁。

<sup>184</sup> 趙東杰「3.1運動の理念と思想(3.1운동의 이념과 사상)」『韓国民族主義の成立と独立運動史研究』400-401頁。

<sup>185</sup> 鄭然泰「慶南地方の3.1運動(경남지방의 3.1운동)」『3.1民族解放運動研究』382頁参照。

<sup>186</sup> 「大韓獨立宣言書」全文は『新東亜』1972年別冊付録『韓国現代名論説集』12-13頁参照。

<sup>187</sup> 金炯睦「1920年代前半期京畿道夜学運動の実態と機能(1920년대 전반기 경기도 야학운동의 실태와

3.1運動は個人の覚醒を促進させ、3.1運動以降から小作争議、労働争議と労働運動が本格的に起こったことが意味するように、農民と労働者の覚醒を促進させた。また、女性自身による女性運動もこの時期に現れており、若干遅れたが衡平運動も起こった。3.1運動と民族意識、民族の形成、民族主義との関係は前に強調したが、民族解放運動、抗日武装闘争がそれ以前とは異なり、民衆を基盤に、またより規模が大きく組織的・持続的に展開されたという点は特別に注目する必要がある。3.1運動は日帝の政策を武断統治から文化統治に転換させるのに基軸的作用を果たした。

## 2) 3.1運動以降の独立運動

3.1運動と、その前後の時期の情勢と新しい流れは、独立運動を大きく高揚させ、独立軍の活動が活発になり、様々な場所で臨時政府および独立運動団体が組織された。臨時政府は大韓国民議会(ロシア領、1919.3)、大韓民国臨時政府(上海、1919.4)、漢城政府(ソウル、1919.4)など、各所で1919年3-4月に組織された。上海臨時政府は国内とロシア領、満州から来た代表と中国関内にいた人士らが1919年3月12日上海フランス租界に集まり、臨時政府樹立問題を論議したのに始まり、臨時議政院(議長李東寧)を構成し、国号を大韓民国と定め、國務総理制を採択し(國務総理李承晩)4月11日樹立された。上海臨時政府はアメリカから安昌浩が来て統合政府樹立を模索し、9月に漢城政府の「法統」を引き継ぎ、ロシア領国民議会と統合して、上海に統合された大韓民国臨時政府を樹立した。しかし、大韓国民議会の文昌範などが上海臨時政府側で統合の原則を破ったと主張し、1920年2月解体した国民議会を再び設置したことにより、国民議会内で李東輝が率いる韓人社会党など一部のみが合流し、部分的統合となってしまった<sup>188</sup>。

大韓民国臨時政府は交通局連通制などを通じて国内民衆とつながっており、国外同胞が居住する地域には居留民団を置いた<sup>189</sup>。アメリカの同胞らは解放のときまで大韓民国臨時政府を財政的に支援した。西間島の西路軍政署と北間島の北路軍政署は、大韓民国臨時政府を受け入れ、その後参議府の独立軍も大韓民国臨時政府を受け入れた。

大韓民国臨時政府は、異なる臨時政府でも民主共和制を採択したが、臨時憲章第1条で「大韓民国は、民主共和制とする」と明示した。また、大韓民国の人民は、男女貴賤および貧富の階級がなく、一体平等であると規定し(第3条)、大韓民国の人民は信教・言論・著作・出版・結社・集会・書信・住所移転・身体および所有の自由を共有するとし(第4条)、大韓民国の人民として公民資格があるものは選挙権及び被選挙権を有するとした(第5条)。第5条は明示されはしなかったが、普通選挙制を採択することを明らかにしたものと考えられ、第3条、第4条、第5条は第1次世界大戦前後に一部民主主義国家で実現した自由民主主義を受容することと解釈できる。このことは日本帝国の政治の現実、特に韓国での政治の現実とは非常に大きな差異があった。普通選挙制を基礎とす

---

기능)』『韓国獨立運動史研究』13、105-111頁。この論文では、3.1運動以降、夜学60,000ヵ所以上が設立・運営され、夜学運動の「全盛時代」を迎えたと記述している(102頁)。

<sup>188</sup> 潘炳律「大韓国民議会と上海臨時政府の統合政府樹立運動(대한국민의회와 상해임시정부의 통합정부 수립운동)」『韓民族運動史研究』1、1986年を参照。

<sup>189</sup> 尹大遠「大韓民国臨時政府の組織運営と独立方略の分化(대한민국임시정부의 조직운영과 독립방략의 분화)(1919-1930)」ソウル大学校国史学科博士論文、1999年、74-91頁。

る民主主義の受容は、1920年以降一部社会主義者らの急進的な主張を除けば独立運動団体で一般的に受け入れられていて、それは解放後の各政党、社会团体によって一層具体的に提示された<sup>190</sup>。

大韓民国臨時政府が韓国人が少数しか住んでいない国際都市上海に位置したというのは、國務總理李東輝や満州地域からきた議政院議員らが武力闘争を強力に主張し、それで臨時政府でも独立戦争論を採択したとはいえ、どうしても外交が中心になった活動をするようになっていた。しかし、1921年11月からその翌年2月までワシントンで米国・英国・フランス・日本など9カ国が参加して開かれた会議(ワシントン会議、別名太平洋会議)で、韓国の独立問題について何らの関心も表明されず、日本の国際的地位が確認されると、帝国主義列強の助けを受けようという主張(外交論)は苦しい立場に陥り、上海臨時政府とブルジョア・地主層の動向に影響を及ぼした。上海臨時政府は李承晩の委任統治請願などの問題で内紛に陥り、国内外民族解放運動勢力を新しく団合させて民族解放運動の路線と方策を定立するため、1921年から提起されてきた国民代表会議が1923年1月上海でひらかれた。国内外、世界各地の独立運動団体代表が集結し、独立運動の一般的な方針と戦略を熟議したが、結局、上海臨時政府を改組しようという改組派と、上海臨時政府の代わりに新しい政府を立てなければならないという創造派が対抗し、所期の成果をあげることができなかった。

西間島では1919年3月12日柳河県三源浦で約200数名が集まり、独立祝賀集会をおこない、万歳示威運動を展開して以来独立運動の熱気が高まった。このような雰囲気の中で4月に三源浦で移住民自治団体の韓族会が扶民団と他の自治団体を統合して作られ、韓族会ではまさに軍事団体として軍政府を組織した。同じ時期に柳麟錫系列の義兵が中心となって三源浦付近で大韓独立団が結成された。大韓独立団員らと軍政府の義勇隊員らは、国内駐在所などを襲撃し、国内外で親日派を処断し、富豪らから独立運動資金をかき集めた<sup>191</sup>。洪範図が率いた北間島の大韓独立軍は、1919年8-9月に豆満江、鴨緑江を渡り、国内侵入作戦を展開した。洪範図部隊は10月に満浦鎮に侵入し、慈城で日本軍と激戦を繰り広げた。このような独立軍の活動は、1920年にも継続され、日帝の資料によれば1月から3月まで独立軍部隊の国内侵入作戦が24回に達したとしている<sup>192</sup>。独立軍の活動に不安を感じた中国当局は、1920年1月韓族会と独立団の解散を命じるなど、弾圧を行った。日帝はこれに満足せず、その年5月から8月まで中日合同捜索を行ったところ、上田隊、坂本隊は西間島各地で数百名の独立運動者を逮捕し殺害した。

独立軍と日本軍との大規模戦闘は北間島で行われた。北間島の独立軍は1920年5月に一層強化されて大韓独立軍と他の独立軍が連合して、大韓軍北路督軍府を組織した。この独立軍に所属した小部隊が、6月4日に豆満江を渡って憲兵巡察小隊を撃破した後帰還し、これに対する報復として日本軍南陽守備隊1個中隊と憲兵警察中隊が豆満江を渡って追撃したところ、潜伏していた独立軍によって三屯子で敗北した。こうなると、羅南の19師団は安川少佐をしていわゆる越江追撃

<sup>190</sup> 徐仲錫『韓国現代民族運動研究』2、歴史批評社、1996年、30-33頁。

<sup>191</sup> 金承学編著『韓国獨立史』獨立文化社、1965年、328、332頁。

<sup>192</sup> 尹炳堧「沿海州獨立軍と国内進入作戦(연해주독립군과 국내 진입작전)」『再発掘 韓国獨立運動史』韓国日報社出版局、1987年、173-175頁。



大隊を編成して独立軍を攻撃させたが、6月7日鳳梧洞で3時間にわたる激戦の末に、地形地物をよく利用した洪範図部隊に大敗した<sup>193</sup>。国を強占された後で最初の重要な勝利だった。独立運動者らはこの戦争を「独立戦争の開戦」「独立戦争の第1回回戦」などと呼んだ<sup>194</sup>。

慎鏞廈がさまざまな論文で「青山里独立戦争」と呼ぶ青山里戦争は、鳳梧洞戦闘よりさらに規模が大きい。日帝は中国東北地方の独立軍を殲滅するために10月はじめ琿春事件を操作し<sup>195</sup>、この地方に軍隊を送る口実をつくり、第19師団とシベリアに出動していた浦潮軍、そして関東軍などで独立軍攻撃部隊を編成した。その中で、金佐鎮の大韓軍政署(北路軍政署)と洪範図の連合部隊と戦った日本軍の主力部隊は東正彦少将が率いる東支隊で、騎兵、砲兵を含み5千名内外だった。青山里戦争は様々な場所で激烈な戦闘が行われたが、特に一番最初の戦闘として金佐鎮部隊と戦った10月21日の白雲坪戦闘、洪範図部隊と戦った完楼溝戦闘(10月22日)、金佐鎮部隊、洪範図部隊と戦った漁郎村戦闘(10月22日)、最後の戦闘として洪範図部隊と10月25日から26日まで戦闘を行った古洞河谷戦闘が規模が大きかった<sup>196</sup>。青山里戦争は第2次世界大戦終戦までベトナムなど反帝国主義闘争が活発だった地域でも稀に見るほどの侵略者に対する大きな勝利だった。

鳳梧洞戦闘に続いて青山里戦争に敗北した日本軍は、その年10月下旬から11月にわたって「庚申惨変」「庚申虐殺」などとして知られる住民集団虐殺を行い、婦女を強姦し、民家と教会などに放火した。焦土化作戦を展開したのである。中国当局や韓国人らの調査、キリスト教宣教師らの記録によって、北間島地域の場合、白雲坪で50余名、獐巖洞で30余名が虐殺されるなど、住民集団虐殺の一部が明らかにされた。西間島での虐殺は関東軍所属19連隊と20連隊によって行われた<sup>197</sup>。朝鮮総督府の「懇曲な委嘱」と資金支援により日本騎兵中尉だった中野清助が率いる殺人

<sup>193</sup> 鳳梧洞戦闘で日本軍をどれだけ射殺したかは資料によって異なる。上海臨時政府軍務部では157人射殺、中国の新聞『上海新聞報』では日本軍戦死者150人、北間島国民会通告文には敵の大隊長・中隊長・准士官各1人、兵卒49人即死などとなっているが、日本軍の戦闘報告には、我軍戦士兵卒1人、敵軍(独立軍)33人となっている(尹炳爽「独立軍の鳳梧洞勝捷」『国外韓人社会と民族運動』(「독립군의 봉오동승첩」『국의 한인사회와 민족운동』一潮閣、1990年、58-62頁)。中国延辺大学教授・金春善は、約150人の日本軍を殺傷したものと推定した(金春善「足で書いた青山里戦争の歴史的真相(발로 쓴 청산리전쟁의 역사적 진실)」『歴史批評』2000年秋号、263頁)。

<sup>194</sup> 慎鏞廈「洪範図の大韓独立軍の抗日武装闘争(홍범도의 대한독립군의 항일무장투쟁)」『韓国近代民族運動史研究』一潮閣、1988年、302-306頁；「鳳梧洞勝捷」『獨立軍史』知識産業社、1990年、141-157頁。

<sup>195</sup> 朴昌昱「琿春事件と‘長江好’馬賊団(훈춘사건과 ‘장강호’마적단)」『歴史批評』2000年夏号。

<sup>196</sup> 慎鏞廈「独立軍の鳳梧洞戦闘と青山里独立戦争(독립군의 봉오동굴전투와 청산리독립전쟁)」『韓国近代民族運動史研究』262-291頁；尹炳爽「青山里大捷」『獨立軍史』165-194頁。青山里戦争での日本軍射殺について、上海臨時政府軍務部は連隊長1人を含む1,254人、中国の新聞『遼東日日新聞』は2千名、この戦争に参加した李範爽は約3300人と記述し、日本軍側は白雲坪戦闘戦死者4人、漁郎谷戦闘1人、古洞河谷戦闘被害なし、などと記録している。尹炳爽は、戦果は少なくとも千名単位だったと評価した(尹炳爽「独立軍の青山里大捷の意義(독립군의 청산리대첩의 의의)」『国外韓人社会と民族運動』93-96頁)。金春善は、目撃者証言などを参考に白雲坪戦闘で日本軍100余名掃滅、完楼溝戦闘日本軍約400人殲滅、漁郎村戦闘日本軍約500人掃滅などと推定した(金春善 前掲書、271、275、277頁)。

<sup>197</sup> 庚申年大虐殺で虐殺された韓国人の数は、資料によって差異が少なくない。『獨立新聞』87号(1920年12月18日)には、臨時政府間島通信員が書いた10月9日から11月30日までの惨状が記されている。この報告によると、確認できた犠牲者は琿春県249人、旺清県336人、和龍県613人、延吉428人、完楼溝451人(以上北間島地域)、柳夏県三源浦で43人、興京県旺清門で305人、寛甸県で495人、鉄嶺と寛甸の間の地域住民で殺害480人などとなり、未詳と記されている地域も多い。『獨立新聞』92号(1921年1月27日)には間島惨状の後報が掲載されている。朴殷植『韓国獨立運動之血史』には、1920年10月5日から11月23日までの調査が載っているが、琿春県242人、延吉県1124人、和龍県572人、旺清県羅子溝大甸子870人、西大浦などその他旺清県各地307人、寧安県海林17

機械部隊(長江好馬賊群含む)は、1920年10月中旬から長白県直洞などいたるところで数百名の住人を虐殺した<sup>198</sup>。

独立軍活動地域に対する日帝の蛮行と、3.1運動以降即時独立が難しいという認識が徐々に高まっていくにつれ、満州での独立運動は小康状態に入った。これに伴い西間島地方独立運動団体の統合によって出現した統義府から、1923年に一部が脱落して組織した参議府を除くと、軍事活動中心から、軍事活動と行政、生計、教育などの自治活動を並行する活動が中心となった。1924年統義府が中心となって組織した独立運動団体であると同時に住民自治団体である正義府と、北満地方を主要根拠地として1925年に組織された、これもまた独立運動団体であるとともに住民自治団体である新民府は、よりそうした傾向が強かった。1925年11月を前後に南満州と満州中部地方に17,135戸、87,003人以上の韓国人を組織していた正義府は、自治行政の主要目標として教育と産業の向上を立て、化興中学校(興京県旺清門)、東明中学校(柳河県三源浦)など中等学校を設立して、村ごとに小学校を建て、初等教育を義務化した<sup>199</sup>。

1919年11月中国東北地方吉林で作られた義烈団(義伯または団長金元鳳)は、独立運動で異色の存在である。義烈団員らは朝鮮総督府の建物、天皇皇居前の二重橋、殖産銀行・東洋拓殖会社、釜山・密陽警察で爆弾投擲とソウル市内での銃撃戦、上海での日本軍田中大将の狙撃などと、密偵・親日派処断などで民心に影響を与えた。しかし、義烈団の主力は路線を変え、1926年から100人前後が中国広州の黄浦軍官学校(校長蔣介石)に入校して軍事教育を受け<sup>200</sup>、国民党の北伐に参加した。義烈団は爆弾による以外に自らの路線を明らかにすることはなかった。最初は「公約10条」を作成して行動の準則にし、1923年には有名な「朝鮮革命宣言」を採択した。申采浩が作成したこの文は、日帝の収奪と侵略政策を鋭く批判し、民衆革命を提唱し、固有の朝鮮、自由な朝鮮をつくり、民衆的経済・社会・文化を建設しようと提唱した。

3.1運動以降民族運動と関係のあるブルジョア層は、日帝に対して非妥協的性格が強い民族主義左派と、経済的実力養成運動を重視しつつ改良主義路線を歩む民族主義右派(改良主義者)に分化していった。しかし、1920年代前半期の場合、両者は画然として区別されるものではなく、どちらかの側に分類されるべきか曖昧な人士も多かった。両者は物産奨励運動、私立大学期成運動などにともに参加したが、物産奨励運動にもブルジョア上層は主に初期に参加するなど、両者はしばらくの間差別性を見せた。両者は1920年代中盤にあった朝鮮事情研究会などでの活動もともに行った。しかし、自治運動問題、新幹会組織問題などをめぐって前よりははっきりと差異を見せた。

3.1運動以降は、韓国人が運営する韓国語で書かれた新聞と雑誌が民族運動に多くの影響を

---

人、興京県旺清門305人、柳夏県13人、寛甸県及びその付近で480人などとなっている(209-216頁)。中国の新聞『吉長日報』1920年11月7日付には、3週間の間に延辺一帯で朝鮮人が2千余人殺害されたと記録しており、日本側は東支隊によって222人が射殺されるなど494人が「討伐」によって殺害されたものと出ている(金春善『庚申惨変研究』『韓国史研究』111、2000年11月、152-168頁)。

<sup>198</sup> 徐仲錫『新興武官学校と亡命者たち』205-212頁。

<sup>199</sup> 尹炳奭「1920年代満州における民族運動と軍政府(1920년대 만주에서의 민족운동과 군정부)」『国外韓人社会と民族運動』一潮閣、1990年、141-145頁。

<sup>200</sup> 1926年1月に開学した黄浦軍官学校4期として、義烈団の中心団員約15人(4期全体の韓籍学生24人)、3月に入校が始まった5期に義烈団員約80人(韓国人入校生全体は100余人)だった(金榮範『韓国近代民族運動と義烈団』創作と批評社(『한국근대민족운동과 의열단』창작과비평사)、1997年、161-162頁)。

与えた。このような新聞雑誌の経営陣は、民族主義者、社会主義者もいたが、改良主義者、隷属資本家、同化主義者らもいた。しかし、社会改造・新文化と、社会主義思想の流入と拡大の内に社会運動が進展し、基本的民主主義に対する熱望が大きくなる状況で、民族主義的、急進的な性向をもつ読者、特に新学問をおさめた知識人層を満足させなければならなかったために押収を受けるなど、削除を恐れずに記事などを書いた。1920年代中後半、新聞と雑誌記者らのなかには社会主義者らが少なくなかった。

3.1運動以降結社の自由が一定に認められるようになったことにより、青年団体が急速に組織され、1920年代には労農団体も各地に組織された。社会運動、新知識・新文化運動をリードしていた青年団体、労農団体は、1922年を前後して分化が始まり、改良主義者らが排斥されて社会主義性向の活動家らが徐々に主導権を握った。社会運動が熾烈になると、朝鮮総督府は民族分裂政策で自治運動を鼓舞させようとし、民族主義者らは政治活動の方案を模索した。1923年秋から出回った自治運動論は、「民族改造論」を『開闢』に発表して論難を引き起こした李光洙が執筆した「民族的経綸」が、1924年1月初旬に5日間にわたって『東亜日報』社説として掲載されることによって、表面化がはじまった。1月中旬朝鮮総督府と気脈を通じていた改良主義者らが名望のある民族主義者らとともに研政会組織を協議したが、東京留学生らと出帆したばかりの朝鮮労農総同盟などの猛烈な反対にあつて、李光洙は東亜日報を退き、東亜日報陣容が大幅に変わった。

1924年4月創立大会を行った朝鮮労農総同盟は、歴史上最初の大規模な全国的労農団体だった。同じ時期に朝鮮青年総同盟が結成された。この二つの大規模な全国的団体が作られて1年がたった1925年4月、秘密裏に組織された朝鮮共産党は、日本帝国主義統治の完全な打倒、朝鮮の完全な独立を第一の目標に立て、それとともにブルジョア民主主義を実現させることを強調した<sup>201</sup>。一方1923-24年ごろから論議された民族主義者と社会主義者の協同戦線問題は、1925年に活発に論議された後、1926年に入って具体化した。民族主義者らの動静を探索していた第2次朝鮮共産党幹部らは、1926年3月に非妥協民族大会を満州で開き、中国の国共合作のように国民党を組織して共産党員がその中に入っていくという方案を論議した<sup>202</sup>。

申錫雨、安在鴻、権東鎮らと朝鮮共産党責任秘書姜達永らの論議は、日帝と気脈を通じていた天道教新派指導者崔麟の妥協路線のために中止状態となっていたが、隆熙皇帝の死によって民族協同戦線の模索は新たな段階に入った<sup>203</sup>。朝鮮共産党では、社会主義者、民族主義者、宗教界、青年界、学生界人士らによって大独立党組織を構想していたが、ソウル派共産主義者らが反対してつまづいた<sup>204</sup>。しかしながら、天道教旧派と社会主義者らの連合に成功し、労働団体、小作人組合、天道教教区などを利用して全国58の都市と連結網を築いた。しかし日帝官憲もまた、3.1運動勃発時とは異なりソウルと地方の要注意人物を厳重に監視し、活動に制限を加えながら、旅

<sup>201</sup> 徐仲錫『韓国現代民族運動研究』歴史批評社、1991年、98-100頁。

<sup>202</sup> 徐仲錫「日帝時期社会主義者の民族観と階級観」『韓国近現代の民族問題研究』(「일제시기 사회주의자들의 민족관과 계급관」『한국근현대의 민족문제연구』)知識産業社、1989年、36-37頁。

<sup>203</sup> 朝鮮総督府高等法院検査局思想部編『朝鮮思想運動調査資料』1、1932年、6頁；梶村秀樹・姜徳相編『現代史資料』29、みすず書房、1972年、42-43頁。

<sup>204</sup> 張錫興「朝鮮学生科学研究会の初期組織と6.10万歳運動(조선학생과학연구회의 초기 조직과 6.10만세 운동)」『韓国獨立運動史研究』1994年、222頁。

館、汽車、バス停などの付近に私服刑事を配置して捜索を行い、少しでも疑いが掛かると警察署で拘束した<sup>205</sup>。6月6日、天道教中央総務部で発見された檄文によって朝鮮共産党中央執行委員会委員であるとともに高麗共産青年会責任秘書として6.10運動闘争指導特別委員会責任秘書である権五高らが逮捕され、大規模な示威運動は失敗に終わった。6月10日ソウルでのデモは、日帝警察がまるで把握できなかった朝鮮共産党傘下の朝鮮学生科学研究会の学生らと、民族主義者である通洞系学生らが主導し、地方では高敞、仁川、淳昌、平壤、元山、開城、全州、馬山、公州などの諸地域でデモが行われた<sup>206</sup>。

6.10万歳運動で準備された宣伝ビラには「朝鮮は朝鮮人の朝鮮である！」「横暴な総督政治の束縛から脱け出そう！」「普通教育を義務教育に！普通学校の用語を朝鮮語に！普通学校の校長は朝鮮人に！」「東洋拓殖会社を撤廃せよ！」などのスローガンが含まれていた<sup>207</sup>。大韓独立党名義の檄文は、民族解放がすなわち階級解放であり、政治解放がすなわち経済解放であると規定し、植民地民族は何と言おうと無産者であるという総体的無産者論を展開し<sup>208</sup>、大独立党結成の論理、すなわち民族協同戦線の論理として注目される。6.10万歳運動は民族主義者と社会主義者が共同して戦い、目的意識が明解で各界各層の当面の切実な要求を提示したという点で意義がある。

3.1運動以降国内での独立運動は一時停滞したが、6.10万歳運動によって再び雰囲気が高まった。この時期社会主義者らは、民族単一党の結成に積極的だった。こうした状況で民族主義者らも民族運動に組織的に積極対応する必要性を痛切に感じていたが、日帝と結びついて崔南善ら中堅改良主義者らを中心として1926年秋に自治運動が復活して中国関内で唯一党運動が展開されたことなどに影響を受け、民族主義者と社会主義者は新幹会を組織した。1927年1月20日、新幹会創立の発起人として発表された27名は、申采浩といった国外人士も含まれていたが、大部分はソウルに居住し、朝鮮日報系が多かった。新幹会は綱領で、1)我々は政治的・経済的覚醒を促進する、2)我々は団結を強固にする、3)我々は機会主義を一切否認する、などを打ち出した。機会主義とは、自治運動のことを指す。2月15日の創立大会で朝鮮日報社長の李商在が会長に選出され、副会長は洪命熹が固辞し、天道教旧派の権東鎮が引き受けた。

新幹会は1927年12月27日に支会百カ所突破記念式を開き、創立1周年になる1928年2月15日には支会百数十カ所に会員が2万名を超えた。本部は主に名望が高い民族主義者らによって構成されたが、活動は社会主義者らが多く、支会が中心であり、特に本部に批判的な東京支会が積極的に活動した<sup>209</sup>。1927年5月には新幹会の姉妹団体として女性が作った権友会が組織され、同年、朝鮮労農総同盟も朝鮮労働総同盟と朝鮮農民総同盟に分立され、朝鮮青年総同盟とともに3総時

<sup>205</sup> 1930年10月4日在上海重光総領事報告「共産党幹部具然欽の取調」『現代史資料』29、みすず書房、425頁。

<sup>206</sup> 独立運動史編纂委員会編『独立運動史資料集』13、1977年、167-231頁；尹錫水「朝鮮共産党と6.10抗日示威運動(조선공산당과 6.10항일시위운동)」『歴史批評』1989年春、114-116頁。

<sup>207</sup> 張錫興「6.10万歳運動の檄文と理念(6.10만세운동의 격문과 이념)」『韓国獨立運動史研究』12、160-161頁。

<sup>208</sup> 朝鮮総督府高等法院検査局思想部編『朝鮮思想運動調査資料』1、1932年、52-53頁。

<sup>209</sup> 梶村秀樹「新幹会研究のためのノート」『新幹会研究』1983年；水野直樹「新幹会東京支会の活動について」『新幹会研究』。

代を切り開き、民族解放運動と社会運動が一時よりも広範囲に力強く繰り広げられた。しかし、日帝は新幹会と3総の全国集会を許可せず、新幹会はやむを得ず1929年に複代表大会の形式で許憲執行部を選出させた。許憲執行部は積極的な活動を行って光州学生運動が起こると調査班を派遣し、同年12月10日には、13日にソウルの通りで光州学生事件真相発表大演説会、すなわち民衆大会を計画した。警察の警告にもかかわらず大会を実行しようとする、日帝は許憲、洪命憲、趙炳玉ら新幹会会員44名、朝鮮青年総同盟、朝鮮労働総同盟の権友会ら関係者47名を拘束し<sup>210</sup>、許憲らは実刑の宣告を受けた。民衆大会事件によって許憲執行部は崩壊し、新たに登場した金炳魯執行部が妥協路線に傾くことで新幹会は危機を迎えた。

民族唯一党と評価できる新幹会が組織される頃、中国関内と満州でも唯一党運動が起こった。6.10万歳運動を支援するなか、6.10万歳運動に鼓舞された中国関内の民主主義者と社会主義者は唯一党運動を展開したが、1926年10月に組織された大独立党組織北京促成会をはじめ、上海、南京、広州などに唯一党促成会が相次いで組織された。北京、上海、廣東、武漢、南京などの唯一党促成会は、1927年11月連席会議を開いたが、その後唯一党運動はこれといった進展は見られなかった。

満州での唯一党運動は、1927年初めから正義府及び朝鮮共産党満州総局が前面に立った。正義府、新民府、参議府及び諸社会運動団体を対象に展開された唯一党運動は、1928年5月に開かれた会議で具体化されたが、団体本位または団体中心の組織を迫及する協議会と、既成団体の解体や個人本位の組織を主張する促成会とに分かれた。正義府の多数派を中心とした協議会は、1929年4月国民部を組織して自治政府として発足させ、次いで唯一党として朝鮮革命党を、これに属する軍隊として朝鮮革命軍を編成した。促成会側は、民族運動団体として革新議会を組織し、唯一党結成のため民族唯一党在満策進会を組織した。不振さを免れなかった在満策進会の金佐鎮らは、新民府を基盤として韓族総連合会を結成した<sup>211</sup>。

1929年1月下旬から4月初めまで75日間にわたって行われた元山ゼネストは労働者の一斉ストライキだったが、強い社会意識、民族意識をもって元山商業会議所、日帝の武装警察隊と武装騎馬憲兵隊、反動御用団体など一回の決戦を繰り広げたという点に意味がある。

3.1運動以後最大の抗日デモであった光州学生運動は、ある著書によると、1929年11月から1930年4月まで参加した学校194校、参加学生数約6万名、退学処分を受けた学生582人、無期停学2,330人、検挙された学生1,642人と出ている<sup>212</sup>。11月3日、光州高等普通学校の学生が韓日の学生の衝突に関して偏った報道を行った光州日報社を襲撃し、日本人学校の光州中学校の学生との喧嘩となって始まった光州学生運動は、読書会の張載性らによって抗日学生運動に発展した<sup>213</sup>。11月12日の第2次闘争には、光州高等普通学校生のほかにも、光州にある複数の学校の学生も参加した。

<sup>210</sup> 李均永『新幹会研究』歴史批評社、1993年、208-212頁。

<sup>211</sup> 尹炳爽「1920年代満州における民族運動と軍政府」『国外韓人社会と民族運動』153-161頁；辛珠柏『満州地域韓人の民族運動史(1920-45)』、160-180頁。

<sup>212</sup> 朴慶植『日本帝国主義の朝鮮支配』チョンア出版社(『일본제국주의의 조선 지배』청아出版社)、1986年、312頁。

<sup>213</sup> 金貞和「1920年代中盤以後学生運動研究」『韓国獨立運動史研究』13、156頁。

光州での学生デモは、朝鮮学生前衛同盟、権友会、朝鮮青年総同盟などによって直ぐにソウルでのデモとして続けられ、これとともにデモは全国の各学校に拡大した。最も大規模なデモを繰り広げたソウルの場合、12月2日から13日までのデモと同盟休校闘争に10,200余名の学生が参加し、1,400余名が検挙された。ソウルの学生デモは、1月15日から再び激烈に展開された<sup>214</sup>。ソウルでのデモが激烈化すると、新幹会は先に言及したように12月13日に民衆大会を開催しようとしていた。光州学生運動で上がったスローガンは、日帝の支配政策に対する当時の学生・青年の反応をよく表している。一例として、12月3日ソウルで撒かれた6枚の檄文中、一つの檄文の標語を全文そのまま載せてみよう。

- 一、植民地奴隷教育制度ニ絶対反対セヨ！
- 一、拘禁サレタル光州学生ノ無条件即時釈放ヲ要求セヨ！
- 一、大衆の示威運動ヲ組織セヨ！
- 一、治安維持法外諸悪法ノ撤回ヲ要求セヨ！
- 一、日本帝国主義ノ屯兵、日本移住民ノ屯居ニ絶対反対セヨ！
- 一、軍事警察政治ニ絶対反対セヨ！
- 一、総督政治絶対反対！
- 一、打倒日本帝国主義！<sup>215</sup>

光州学生運動を通じて全国各地の学生は、日帝の教育同化政策を植民地奴隷教育と断定して反対しつつ、日帝の統治を拒否した。日帝の植民地奴隷教育に対する反対は、1920-30年代の学生運動で絶えず提起された。ところで1920年代後半には、民族解放運動戦線から以前よりも具体的な綱領、政策などを提起したという点が注目される。こうした綱領や政策は、日帝の支配政策に対する総体的な否定であるとともにそれに対する代案として、日帝打倒後、つまり建国後の綱領、政策として提示されたのだった。格別に注目されるのは、こうした綱領や政策が国内のものと国外のものが相当類似し、そうした綱領、政策が相当部分1930年代とそれ以後に引き継がれているという点である。これは、独立運動が国内と国外の諸地域で展開されたにもかかわらず、目標とするものが似通い、それが継承されていたことを物語っている。一つの例として、1920年代国外の民族解放運動団体である義烈団の綱領と、国内共産党の綱領を比較してみよう。

義烈団の綱領は、1928年頃定められたものと思われる<sup>216</sup>。朝鮮共産党の綱領は朝鮮共産党機

<sup>214</sup> 姜在彦「光州抗日学生事件資料解説」『光州抗日学生事件資料』風媒社、1979年、30-36頁；金貞和 前掲書、160-162頁。

<sup>215</sup> 梶村秀樹・姜徳相編『現代史資料』29、みすず書房、384頁。このスローガンは韓国語になっているものを日本語に訳したものであるため、表現上差異がある。

<sup>216</sup> 義烈団綱領が出た時期と関連して、梶村秀樹は1928-30年の間に作成されたものと考えており（梶村秀樹『朝鮮史の枠組と思想』研文出版、1982年、226頁）、廉仁鎬は、1928年10月義烈団第3回全国代表大会で発表されたものと記述し（廉仁鎬『金元鳳研究』創作と批評社（창작과비평사）、1993年、124頁）、金榮範は1926年と推定した（金榮範 前掲書、1191-192頁）。義烈団の綱領は、朴泰遠の著書（朴泰遠『若山と義烈団（若山과 의열단）』1947年）以外にも複数箇所に掲載されているが、本稿では朴泰遠の著書を底本とした。義烈団綱領が収録された資料集または著書によって表現にどのような差異があるかは、金榮範 前掲書、192-193頁を参照。

関紙『火花』の第7号「朝鮮共産党宣言」に掲載されているものを台本とした<sup>217</sup>。『火花』第7号は1926年9月1日付となっているが、6.10万歳運動と新幹会結成の間に制作されたものである。

義烈団の綱領は、第一に「朝鮮民族の生存の敵である日本帝国主義の統治を根本的に打倒し、朝鮮民族の自由独立を完成すること」と明らかにしているが、共産党綱領は前文で、「当面の闘争の目的は日本帝国主義の圧迫から朝鮮を絶対に解放すること」にあると明示した。政治体制、政治制度、基本権と関連し、義烈団は、「2. 封建制度及び一切の反革命勢力を駆除して真正な民主国を建立すること、6. 人民は言論、出版、集会、結社、居住に絶対の自由権を有すること、7. 人民は無制限の選挙及び被選挙権を有すること、8. 一郡を単位にして地方自治を実施すること」を提示し、共産党は、「民主共和国を建設し国家の最高及び一切の権力は国民から組織した直接、秘密（無記名投票）、普通及び平等の選挙によって成立した立法院にあること、2. 直接、秘密、普通及び平等の選挙によって広大な地方自治を建設すること、5. 人民の身体または家宅を侵犯できないこと、6. 無制限の良心、言論、出版、集会、結社及び同盟罷工の自由を持つこと」などを提示したが、共産党のものが若干詳細であるのみで、両者には特筆する差異はない。経済問題、労農問題、社会問題、教育問題と関連して義烈団は、「3. 少数人が多数人を剥削する経済制度を消滅させ、朝鮮人各界の生活上平等の経済組織を建立すること、9. 女子の権利を政治、経済、教育、社会上で男子と同等とすること、10. 義務教育、職業教育を国家経費で実施すること、13. 農民運動の自由を保障し、貧苦農民に土地、家屋、器具などを供給すること、14. 工人運動の自由を保障し、労働平民に家屋を供給すること、15. 養老、育嬰救済など公共機関を建設すること、16. 大機関の生産機関及び独占性質の企業（鉄道、鉱山、輪船、電気、水利、銀行、などを含む）は国家で経営すること、17. 所得税は累進率で徴収すること、19. 海外居留同胞の生命財産を安全に保障し、帰国同胞に生活上の安全地位を付与すること」などを提示したが、共産党は、「7. 門閥を打破し、全人民が絶対平等の権利を持つこと、8. 女子をすべての圧迫から解脱すること、9. 公私各機関で朝鮮語を国語とすること、各種学校で朝鮮語によって教授すること、10. 学校の自由を保障し、無料または義務の普通及び職業教育を男女18歳まで実施すること、貧民学齢子女の衣食と教育用品を国家の経費で供給すること、11. 各種間接税を廃止し、所得税及び相続税を累進率とすること」などを主張し、国外と国内の住民と関連した部分を除けば、やはり両者間の主だった差異がないことを示している「搾取」の撤廃と重要企業の国営は、共産党でも反対しなかったのである。ところで、義烈団の綱領と関連して『朝鮮民族運動年鑑』には、13項が「大地主の土地を没収する」となっているが<sup>218</sup>、朝鮮総督府高等法院検査局思想部編『思想彙報』4(1935.9)と、その後に出た資料集には、13項が「朝鮮人民の生活を侵害する外国人の一切の財産所有権を剥奪する」となっており<sup>219</sup>、朴泰遠の著書には13項が初めから削除されているのが関心を引く。1928年の時点では、大地主の所有する土地の没収を決定したが、1930年代前半期または中盤期には、右翼独立運動団体

<sup>217</sup> 『火花(불꽃)』第7号に掲載されている「朝鮮共産党宣言」は、『歴史批評』1992年夏号に収録されている。本稿ではこれを参照した。

<sup>218</sup> 廉仁鎬 前掲書、124頁；金榮範 前掲書、193頁。

<sup>219</sup> 朝鮮総督府高等法院検査局思想部編『思想彙報』4、1935年9月、146頁；『思想情勢視察報告集』1936年3月（1976年に京都・社会文化資料研究会から復刻）、189頁；朝鮮総督府高等法院検査局思想部編 前掲書7、1936年6月、32頁。

との提携を模索しており、それを朝鮮人民の生活を侵害する外国人の財産没収と変えられたが、それ以降は都合が悪かったため初めから省かれたのだった。共産党綱領に土地問題が省かれたのは、1926年9月前後に民族主義勢力との協同戦線を模索していたためであった。義烈団は、前述以外にも「5. 民衆の武装を実施すること、11. 朝鮮内日本人の各種団体(東拓、興業、朝銀など)及び個人(移民など)の所有する一切の財産を没収すること、12. 売国的、偵探奴らの叛徒の一切の財産を没収すること」などが含まれていた。民衆武装を重視しており、敵産と売国奴、親日派の財産の処理問題を明示した。共産党の綱領は、「3. 全国民の武装を実施し、国民警察を組織すること、4. 日本の軍隊、憲兵及び警察を朝鮮から撤収させること」のみを提示し、敵産や売国奴の財産問題には言及しなかった。共産党が最後の綱領として、「ソヴィエト社会主義連邦共和国と友誼的連盟を締結すること」を置いたのは、共産党としては自然な主張であった。この部分と関連して義烈団は、「4. 世界上の反帝国主義の民族と連合し、一切の侵略主義を打倒すること」が含まれていた<sup>220</sup>。

義烈団は急進民族主義団体または中道左派団体と考えられるが、共産党の綱領や政策と両者が類似しているのは<sup>221</sup>、上海などを中心として共産主義者と民族主義者の交流があり、共産党の場合、1926年に民族協同戦線を追求していたことも主な理由ではあるが、民主共和国と平等という二つの大目標を志向する場合には上のような綱領政策に収斂する点を考えられる。それが以後の急進勢力を除けば、大体において独立運動界において受容されたものも、民主共和国と平等を志向していた民族解放運動勢力の立場をよく組み入っていた。繰り返すと、1920年代後半期とそれ以後の独立運動勢力は、活動時期や地域が異なっていたとしても、相当部分共有している部分があり、それは独立運動家が建設しようとしていた韓国民族国家の基本的骨格として理解される。

#### 4. 日帝の満州侵略以後の独立運動

##### 1) 1930年代の独立運動

韓国愛国団の金九と密接な関係を持ちつつ、李奉昌が1932年1月、東京の桜田門外で天皇の公式行列に手榴弾を投げたことも、独立運動勢力と中国人に影響を及ぼしたが、やはり金九と密

<sup>220</sup> 以上、朴泰遠 前掲書、29-31頁、『歴史批評』1992年秋号、353-354頁参照。金栄範が義烈団綱領と『火花』第7号に掲載された共産党の綱領を比較したことについては、金栄範 前掲書、195-200頁参照。

<sup>221</sup> 正義府の多数派が中心となった協議会側によって組織された国民府の綱領も、「3. 労働者農民のソビエト政府を建設しよう」を除けば義烈団綱領と類似している。1929年9月国民府第1回中央議会で採択された「朝鮮政勢についての決定書」の綱領は次の通りである。

1. 日本帝国主義を根本的に撲滅し、朝鮮の独立を完成しよう
  2. 全民族の革命力量を総集中して民族唯一党を急速に完成しよう
  3. 労働者・農民のソビエト政府を建設しよう
  4. 工場・鉄道・鉱山などの大生産機関を没収して国有にしよう
  5. 大地主の土地を没収して農民に無償貸与しよう
  6. 婦女の政治的・経済的・社会的地位を平等にしよう
  7. 国家の経営による義務教育を実施しよう
  8. 一切の雑税を廃止し単一累進税を設置しよう
  9. 自治運動を撲滅しよう
  10. 世界被圧迫民族と堅固に団結し協同闘争を展開しよう
- (以上、辛珠柏 前掲書、209頁から再引用)。



接な連繋を持つ尹奉吉が4月29日、上海虹口公園で開かれた日本軍閲兵式場に爆弾を投げ込み、上海派遣軍司令官の白川義則大将、重光葵駐中公使、第3艦隊司令官である野村吉三郎中将、植田謙吉第9師団長、河端貞次上海居留民団長、村井倉松上海総領事らに重傷を負わせ、白川と河端は死亡、重光は右足を失い、野村は片目がつぶれた事件は<sup>222</sup>、韓国人に1909年10月安重根が伊藤博文を射殺した事件に劣らぬ刺激を与え、特に上海事変直後にあったことであり、中国官民にも多大な影響を与えた。

日帝の満州侵攻による中国と日帝の戦争、尹奉吉爆弾投てき、満州での一部独立運動家の関内への移動などに影響を受けつつ、関内の独立運動家らは民族解放運動団体を団結させる作業に取り掛かった。1932年10月、韓国光復同志会代表・金奎植、朝鮮革命党の崔東旼、韓国独立党の金料奉、韓国革命党の申翼熙、朝鮮義烈団の朴建雄らが集まって韓国対日戦線統一同盟の組織に合意し、11月10日これを発表した。同時期に、対日戦線統一同盟を主軸として抗日団体である中国東北義勇軍後援会委員である呉山らと共に中韓民衆大同盟を結成した。金奎植は二つの団体の代表格で、1933年に米国各地を巡訪し、大韓独立党ニューヨーク大韓人僑民団、ハワイ大韓人国民会などが相次いで加盟した<sup>223</sup>。

しかし、対日戦線統一同盟は合議体の性格から脱け出すのが困難で、統一的行動を強力に推進するのが困難であった。このため、1920年代に唯一党運動などを通して実現させようとした大独立党建設の必要性を痛感し、1934年から対日戦線統一同盟に加担した政党と、その他政治団体を一つの党に統合する作業に取り掛かった。統合新党作業は、韓国独立党の一部幹部が反対して困難を経たが、1935年7月南京でついに統一新党建設に合意し、民族革命党を発足させた。民族革命党には、韓国独立党、朝鮮義烈団、朝鮮革命党、新韓独立党<sup>224</sup>、大韓独立党などが解体して参加した。しかし、宋秉祚らの大韓民国臨時政府の残留勢力、韓人愛国団の金九らは加わらなかった。

民族革命党は諸政治勢力が結集されているが、義烈団と韓国独立党が最も重要な政治勢力と考えられ、政綱や政策もまたこの二つの団体のものを基本とした。すなわち党議は韓国独立党の三均主義に依拠し、党綱は義烈団の綱領と類似している。このように、党議と党綱がそれぞれ性格を異にする団体のものとなっているということは、党の統一的政治理念に対して疑問が提示されるとはいえるが、趙素昂の三均主義は幅広く解釈できる素地があり、場合によっては中道左派でも受容でき、義烈団の綱領も相当部分右派が受容できたため、二つの有力な団体の政綱や政策が統合政党の党議と党綱に分かれて入っていったと考えられる。民族革命党の党議は、「本党は革命的手段によって仇敵日本の侵略勢力を撲滅し、五千年以来独立自主を行ってきた国土と主権を回復し、政治・経済・教育の平等を基礎とした真の民主共和国を建設し、国民全体の生活の平等

<sup>222</sup> 李庭植『韓国民族主義の運動史(한국민족주의의 운동사)』未来社、1982年、236-240頁。

<sup>223</sup> 姜萬吉『朝鮮民族革命党と統一戦線(조선민족혁명당과 통일전선)』和平社、1991年、46-47頁；金榮範 前掲書、358-361頁参照。

<sup>224</sup> 新韓独立党は満州にあった韓国独立党と韓国革命党などによって1934年2月創立された(金榮範 前掲書、371頁参照)。

を確保し、ひいては世界人類の平等と幸福を促進する」となっており<sup>225</sup>、1930年代に組織された韓国独立党の党議に新民主国を建設するとなっていることが<sup>226</sup>、義烈団綱領第2項にある「真の民主国」と類似した形態に変わって、残りは韓国独立党綱議と大同小異である。民族革命党の党綱の三大原則は、義烈団綱領の第1項、第2項、第3項と表現が若干の差異があるのみである<sup>227</sup>。党綱の残り14の条項の場合、土地問題について「9. 土地は国有とし、農民に分給する」が含まれており、第12項に「国民の一切の経済的活動は国家の計画下に統制する」というのが新たに入っている。義烈団綱領で「4. 世界上の反帝国主義の民族と連合して一切の侵略主義を打倒すること」が、「17. 自由・平等・互助の原則に基づく全世界被圧迫民族解放運動と連結、協調する」に変わった部分しか差異がない。土地の国有は、韓国独立党党綱第5項、土地と大生産機関を国有とするということ<sup>228</sup>を受容したもので、経済的活動の計画と統制は、義烈団綱領を制定した際にはまるで考えられなかった部分であると判断できる<sup>229</sup>。

民族革命党は、中国関内の主要地域に支部を、主要都市に区を置き、軍事部と特務隊を設置して、機関紙などを発行し宣伝するなど積極的に活動した。しかしながら内部統合力が弱く、物的・人的に有力な団体であった義烈団のヘゲモニーに韓国独立党、朝鮮革命党系列などが反発し、分裂を経験した。1937年、義烈団系と他の団体の残留勢力は、朝鮮民族革命党として再出発した。

1933年大韓民国臨時政府国務委員から退き韓人愛国団を中心に活動してきた金九は、臨時政府国務委員の大多数が民族革命党に合流すると、1935年11月に臨時政府に再び加わった。金九は、愛国団を中心に韓国国民党を組織し、臨時政府を積極的に擁護した。

1937年に中日戦争が勃発すると、関内の独立運動勢力は統一戦線体を再び模索したものの失敗した。その代わりに1937年8月韓国国民党と民族革命党から離脱した韓国独立党、朝鮮革命党および米州の独立運動団体などは、韓国光復運動団体協議会を組織し、朝鮮民族革命党と朝鮮民族解放同盟、朝鮮青年前衛同盟、朝鮮革命者同盟は同年11月に朝鮮民族戦線同盟を組織し、概ね右派的団体と左派的団体に整理された。両団体は、中国国民党政府の大同団結の説得を受けつつ、1939年5月両団体の指導者である金九と金元鳳の名義で「同志同胞に送る公開通信」を発表した。この通信は、次のように民族協同戦線の必要性を力説した。

主義思想が相違するという理由で絶対に同一政治組織の結成は不可能だとする原理はありえない。仮に主義

<sup>225</sup> 姜萬吉 前掲書、82頁。

<sup>226</sup> 盧景彩『韓国獨立党研究』新書院、1996年、83頁。

<sup>227</sup> 金榮範 前掲書、393頁参照。しかし、姜萬吉 前掲書、365頁には第2項の「真の民主共和国」が「民主集権の政権」となっている。

<sup>228</sup> 盧景彩 前掲書、87頁。

<sup>229</sup> 前節の末尾で、国民府の綱領が義烈団綱領と類似する部分が多いという点を指摘したが、民族革命党の党義と党綱は、国民府を指導し革命任務を遂行することとなっている朝鮮革命党の党義・党綱と表現が異なるのみで、ほとんど同一である(朝鮮革命党の党義・党綱は、辛珠柏 前掲書、209-210頁参照)。朝鮮革命党の党義・党綱を記した日本官憲資料が満州の朝鮮革命党のものならば、民族革命党が朝鮮革命党のものを受容したのではなく、朝鮮革命党が民族革命党のものを受容したと判断できる。民族革命党の党義・党綱は、韓国独立党と義烈団の合作品であるためである。

思想が異なっても、同一の対敵の前に同一の政治綱領のもと一組織の構成分子となることは可能である……我々はすでに小団体の分立的闘争による民族的損害を経験し、統一団体による光明を発見した以上、一斉に団合しなければならない。……海外にいる多数の同志同胞とともに、まず関内の運動組織の計画的変革と光明をもたらす新局面の創造に向かって、絶大なる自信と勇気で前進して行こう<sup>230</sup>。

一方、金九、李青天、金元鳳らは1930年代前半期に青年らに軍事訓練を受けさせた。1933年、金九は中国国民党の陳果夫らと協議して、中国中央陸軍軍官学校の洛陽分校内に韓人特別班を設立することで合意した。満州で活躍した韓国独立軍の李青天、呉光鮮らを教官に招聘し、1934年2月に金九、金元鳳、李青天系列の入校生と、その他無政府主義団体などから派遣された入校生の都合92人で韓人特別班が編成されて訓練に入り、1935年4月に62人が卒業した<sup>231</sup>。

1938年10月10日、武漢で発足した朝鮮義勇隊は朝鮮民族戦線同盟の軍隊であるとともに中国軍事委員会の揮下部隊であった。第1区隊43人は朝鮮民族革命党員であり(区隊長・朴孝三)、41人で構成された第2区隊は社会主義者らで構成された朝鮮前衛同盟員であった(区隊長・李益星)。隊長は金元鳳で、隊本部の人員まで合わせると隊員は97人であった<sup>232</sup>。朝鮮義勇隊は武漢に攻め込んでくる日本軍に対して全員武漢防衛戦に参戦し、武漢の所々で宣伝鼓舞事業を行って武漢の住民に抗日闘争に決起することを促した。この時から1940年下半年まで朝鮮義勇隊は、主に特務活動を行った。敵陣の目前まで行き、厭戦反戦情緒工作と鉄道・通信破壊工作を展開し、韓国文、日本文、中国文で冊子やピラを作ってばら撒き、日本軍の通行証を偽造して撒布し、捕虜を尋問して義勇隊に引き入れた<sup>233</sup>。

1931年9月の日帝の満州侵攻は、この地域での抗日武装闘争の性格を変化させた。韓国人独立運動勢力と中国人反日勢力は連合して活動する機会が多くなった。戦闘の方式も小規模遊撃戦を並行したり、遊撃戦中心の戦闘を展開するようになった。また、この時期から中国共産党が率いる遊撃戦に韓国人パルチザンも加担し、民族主義系列の独立軍と社会主義系列のパルチザンが連合して共同で抗日戦闘を繰り広げることもあった。

民族主義系列の独立軍としては韓国独立軍の活動もあったが、次第に主力が中国関内へ移動し、国民府と朝鮮革命党傘下の武装隊伍である朝鮮革命軍が最も長い間戦い、めざましい戦果も多かった。総司令・梁世奉が率いる朝鮮革命軍は、1932年4月新賓県永陵街を攻撃して80余名の日本・満州軍を殲滅し、5月には6回の戦闘で敵1000余名を殺傷・捕虜・失踪させる戦果を得た。この時には大概反日中国軍と連合した。7月には朝鮮革命軍単独で通化県快大茂子で日本・満州軍80余名を殺傷した。日帝の資料によると、この年に朝鮮革命軍は16回にわたって101人の隊員を国内に浸透させて軍資金を募集し、日帝の機関を襲撃し、親日派を処断した。1934年には鴨緑江対岸の東辺道地方で出沒回数730余件、延べ人数23,000余名と集計される活動を展開した。日

<sup>230</sup> 通信の全文は、朝鮮総督府高等法院検査局思想部編 前掲書20、244-251頁参照。

<sup>231</sup> 韓相禱「金九の中国陸軍軍官学校韓人特別班運営と青年闘士養成」『白凡と民族運動研究』(「김구의 중국육군군관학교 한인특별반운영과 청년투사 양성」『백범과 민족운동연구』1、白凡学術院、2003年、114-120頁。

<sup>232</sup> 廉仁鎬『朝鮮義勇軍の独立運動』ナナム出版(『조선의용군의 독립운동』나남출판)、2001年、70-74頁。

<sup>233</sup> 廉仁鎬『金元鳳研究』221-223頁。

帝は1934年6月から8月にかけて、5000余名の満州軍を動員して中国王鳳閣部隊と朝鮮革命軍などに対して「第4次東辺道大討伐」を敢行し、9月下旬から翌月までは6千余名を動員して第5次攻撃を加えた。梁世奉は9月中旬に犠牲となった<sup>234</sup>。朝鮮革命軍は1934年8月に東北人民革命軍第1独立師の李紅光部隊と連合して戦うなど、梁世奉の死後も粘り強く遊撃戦を続けた後、1938年初めに約60人が東北抗日連軍第1路軍に正式に加入した<sup>235</sup>。

抗日遊撃隊で指導的に活動した韓国人は少なくなかった。1933年に饒河工農兵反日遊撃隊を発足させた崔庸健は、中国人の牽制を受けながら第7軍軍長代理、第2路軍参謀長などの重責を任された。1932年に賓県の特別党部書記に任命された金策と、宣伝委員に任命された許亨植は、東北人民革命軍第3軍第1独立師第1団政治部主任(金策)、第2団長(許亨植)、北滿臨時省委員会書記(金策)、東北抗日連軍第3路軍総参謀長兼第3軍長(許亨植)などを任せられ、北滿地方で遊撃戦を指揮した。李紅光は東北人民革命軍第1軍独立師参謀長などを任せられ、南滿地方でめざましい戦果があった。崔賢らは、東滿地方で遊撃戦を展開した。この他にも抗日遊撃戦で活躍した韓国人指導者が少なくなかった。

金日成が崔庸健ら他の遊撃隊指導者より国内と満州の韓国人の間で名声が高かったのは、彼が活動した地域が北間島、白頭山一帯、韓中国境地帯など、韓国人が多く居住した地域であるという点も作用したが、民族解放運動と直接つながる活動を多く繰り広げ、戦果も多かったという点が主に作用した。1932年に抗日遊撃隊の幹部となった金日成は、1933年9月に中ソ国境地域の東寧県城戦闘で名声を得た。李青天の韓国独立軍も加担した呉義成軍などの反日救国軍と、金日成らが率いた汪清、琿春から来た遊撃隊の東寧県城にいた日本軍・満州軍に対する攻撃は成功しなかったが、中国軍と韓国軍の合作であるとともに、救国軍と遊撃隊の合作、独立軍とパルチザンの合作という点で大きな意義があった。

金日成の名声は、1935年のコミンテルン第7回大会での人民戦線テーゼ採択、中国共産党の8.1宣言などによって、満州地方で東北抗日連軍が成立し、韓国人が独自に民族解放運動を繰り広げるようになって一層拡大した。韓国人の独自の民族解放運動と直結している、1936年6月10日付による「在満韓人祖国光復会宣言」と「在満韓人祖国光復会目前十大綱領(草案)」<sup>236</sup>、そして「在満韓人祖国光復会十大綱領」<sup>237</sup>は、この時期の独立運動の基本方向を明らかにした文書として重要な意味を持っている。ところで三つの文献は、中国人民との連合を強調したものを除外すれば、1920年代から40年代にかけての諸地域での民族解放運動綱領と大体において性格を同じくしているのみならず、民族的団結についてそれ以前に出た文献よりもより詳細に言及している点で重要視される。上の宣言は、共同綱領の第一で「全民族の階級・性別・地位・党派・年齢・宗教などの差別を不問にし、白衣同胞は必ず一致団結、決起して仇敵である日本人と戦って祖国を光復すること」を提示した。この宣言は共同綱領第5項で、民族解放運動の統一的総領導機関として、国内

<sup>234</sup> 張世胤「在満朝鮮革命党の民族解放運動研究(재만 조선혁명당의 민족해방운동연구)」成均館大学校史学科博士学位論文、1996年、198-208頁。

<sup>235</sup> 同上、216頁；辛珠柏 前掲書、416頁。

<sup>236</sup> これら二つの文献は、朝鮮総督府高等法院検査局思想部編 前掲書14、60-64頁に収録されている。

<sup>237</sup> 李鍾奭「北韓指導集團の抗日武装闘争の‘歴史的經驗’についての研究(북한지도집단의 항일무장투쟁의 ‘역사적 경험’에 대한 연구)」成均館大学校政治外交学科碩士學位論文、1988年、111-112頁。

外の反日勢力を総集中して祖国光復会を建立することを主張した。

鴨緑江上流の重要国境都市である恵山鎮から20キロ離れた普天堡を金日成の6師が強打した事件は、国内外に衝撃を与えた。金日成は1937年6月、90人の隊員を引率して鴨緑江を越え、現地に集結した80余名の祖国光復会の青年らと共に日本人50人を含む1,383人が居住する普天堡の駐在所を襲撃して、軽機関銃1丁、小銃6丁、拳銃2丁、弾薬数百発を奪い、農事試験所、面事務所、郵便局などを襲撃して、建物、帳簿、郵便物に火を放ち、店舗や住宅から現金と物資を奪った後、ビラを撒布して撤収した<sup>238</sup>。金日成の活動は1936年頃から国内の新聞で報道されていたが、普天堡戦闘も国内で報道された。国内進攻作戦は1937年5月にも崔賢部隊によって行われたが、普天堡戦闘はより一層規模の大きな勝利であり、その時期には独立運動がよく知られていなかった暗鬱な時期であったが、国内の新聞に非常に大きく報道されたため、それが国内に及ぼした影響は当然大きかった。

しかしながら、普天堡戦闘は代価を払ったと考えられる。日帝は1937年10月から、そして1938年8月からの2回にかけて、祖国光復会関連者739人を逮捕し、彼らのうち権永壁ら6人が死刑宣告を受け、病気によって執行が延期された朴達を除く5人が処刑された。日帝によって発覚した祖国光復会は、中国の通化県、長白県を中心とした組織と、国内の咸鏡南道甲山郡を中心とした組織に分けて考えられる。前者は東北抗日連軍第1路軍第6師(師長・金日成)の指導を受けたが、傘下に区会3、支会11、分組41、班6、生産遊撃隊6などがあつた。後者もまた、6師の指導を受けたが、6師が間接管理した韓民族解放同盟、反日青年同盟、反日会、反日政友会など9つの団体があつた。6師はこの他にも、甲山郡と三水郡、興南などに組織された複数の支会と委員会などを直接管理し、元山などにいくつかの組織を推進していた。祖国光復会の国内組織には、甲山郡、三水郡、豊山郡一帯の天道教青年らが加入した<sup>239</sup>。

1931年を前後して、国内の民族運動は多くの変化を見せた。1928年7、8月に開かれたコミンテルン大会で民族ブルジョアジーを打倒対象に設定し、同年12月にコミンテルン政治書記局東洋部の佐野学、瞿秋白らが作成した12月テーゼで、韓国共産主義者にプロレタリアのヘゲモニー下で土地革命を主要内容としたブルジョア民主主義革命を現段階の革命として提示し、ブルジョアまたは民族主義者を排撃することを要求したが、1928、29年まで左右合作は順調に行われた。しかし1929年12月、民衆大会事件で新幹会指導部が検挙されて以降、新たに立ち上がった新幹会指導部が改良主義路線に傾き、青年総同盟などもそうした方向に進んでいた中、世界大恐慌、それによる日本と韓国での恐慌と日帝の社会主義運動弾圧などに影響を受けつつ、社会主義者らは12月テーゼの階級路線を積極的に受容した。そして1931年5月、社会主義者の主導によって新幹会が解消され、革命的労働運動・農民運動が激しく立ち上がった。

1930年代に入り、共産党再建運動と革命的労農運動によって、社会主義者は相次いで逮捕されたが、彼らの組織的活動は継続した。1930年代中盤には李載裕ら500余名が連座した朝鮮共産

<sup>238</sup> 和田春樹(李鍾奭訳)『김일성과 만주항일전쟁』(창작과비평사) (創作と批評社)、1992年、156-163頁(原典:『金日成と満州抗日戦争』平凡社、1992年)。

<sup>239</sup> 李鍾奭 前掲書、117-124頁。

党再建京城準備グループ事件が起こった。李載裕は、1933年京城トロイカおよび労働者が比較的多いソウルの龍山と永登浦などに下位トロイカを組織して活動する中、1934年1月逮捕された。しかし劇的に西大門警察署から脱出して京城帝国大学教授・三宅鹿之助の官舎にかくまわれたが脱け出して、朝鮮共産党再建京城準備グループを組織して2年のあいだ活動した後、1936年12月に逮捕された<sup>240</sup>。1937年には李舟河らが元山で労働組合元山左翼委員会およびその下部機関として元山鉄道委員会・化学委員会・金属委員会などを組織して、労働者新聞を発行した。そして、李舟河と連絡を取りながら崔容達、鄭鎮泰らは、京城帝国大学内に読書会などを組織するなど活動したが、1938年10月110人が一斉に検挙された。最後の大きな社会主義者の組織事件は1940年に起こった。1939年に出獄した朴憲永は、李載裕事件で逮捕されなかった李観述、金三龍らと共に共産党再建のため、別名京城コングループとして知られているコミュニストグループを組織した。彼らは、朴憲永を指導者として、組織部、人民戦線部、学生部などを置き、金属・繊維・電気・出版労組に深く浸透して、咸鏡南道・北道地方などの主要指導者らと連結した。京城コングループは、火曜派、李載裕系、ML系などいくつかの系列が共に活動したという点でも意味がある。彼らは1940年12月から逮捕され始めた。朴憲永は光州に下って煉瓦工場に潜伏したのち解放を迎えた<sup>241</sup>。

社会主義者らは絶えず投獄を辞さず熾烈に抗日闘争を展開した。しかしながら1930年代に彼らは左傾路線に傾いていた。彼らは、1935年コミンテルン第7回大会で人民戦線テーゼが採択されたという事実を獄中や他の場所で知っていた。京城帝大を卒業してドイツに留学中だった李康国は、7回テーゼのドイツ語本を、やはり京城帝大の同期生で同志だった崔容達らに伝達したにもかかわらず、元山グループ事件関係者でさえも形式的に人民戦線理論を持ち出すだけで、依然として12月テーゼの論理にとらわれていた。このように、解放の時まで、そして解放後も左傾路線を教条的に堅持していたのは、日帝支配の特性のためであった。彼らは、日帝官憲の監視のため大衆の中で実践活動を思いのままにできず、監獄それも独房でずっと長い歳月を送ったため、思考が単線的だった。また彼らは、日帝の皇国臣民化運動、天皇制ファシズム、絶え間ない侵略戦争に強力な敵愾心と憎悪を持っていた。彼らは、転向の強要、保護観察所などへの監禁や監視などを通して、思想の屈折を経験してもいた。そして、社会の著名人たちが日帝ファシズムに屈服して皇国臣民化運動、ファシスト侵略戦争を擁護するのを目撃したことも、硬直した思考を堅持させるのを後押しした。

1930年代後半期、特に1940年前後の時期には、学生運動や一般人の抗日運動で民族主義者らの活動が多くなる現象を見ることができ。秘密団体の目的や活動からもそのような傾向を読み取ることができる。例えば、日本語常用、創氏改名などの皇民化運動に反対する学生秘密団体と考えられる明朗クラブ・ハンゲル研究会・鉄血団・輪読会や、神社参拝に反対する動き、または宗教活動と関係ある秘密団体と考えられる一遍団心会・熱血会・東光社などの団体は、大体において社会主義は関連がないだろう。これら団体の中には、輪読会(1939)から茶革党(1940)に至るま

<sup>240</sup> 金旻一『李載裕研究』創作と批評社(창작과비평사)、1993年参照。

<sup>241</sup> 徐仲錫『韓国現代民族運動研究』152-157頁。

で300人が関連した大邱師範学校の秘密団体のような大きな規模のものもあり、咸興学校の鉄血団、春川高等普通学校の常緑会のように比較的大きな秘密団体もあったが、大概是10人前後だった<sup>242</sup>。

## 2) 1940年代の独立運動と建国準備

1940年代に入って独立運動者らは組織の再整備や新たな組織作りをしながら武装力を強化し、日帝の敗戦に備えて建国準備活動に入った。こうした活動を強力に推進したのが、1940年9月重慶に定着した大韓民国臨時政府だった。

1940年5月には大韓民国臨時政府を率いる統合韓国独立党が発足した。韓国光復運動団体連合会の主軸である韓国国民党、韓国独立党、朝鮮革命党は5月に統合して民主主義中央集権制を組織の原則とした韓国独立党を組織した(中央執行委員長・金九)。韓国独立党は右派の性向を持っていたが、党綱を見ると4項に「土地と大生産機関を国有化し国民の生活権を均等化すること」と明かにし、社会主義的要素を含んでいることが分かる。

臨時政府・韓国独立党は1940年9月に光復軍を創設した。韓国独立党は党策で「将校と武装隊伍を統一訓練して光復軍を編成する」と明示したが、それが4ヶ月ぶりに成し遂げられたのだった。これによって重慶臨時政府は、党(韓国独立党)、政(臨時政府)、軍(光復軍)体制を持つこととなった。光復軍は招募工作で隊員を増やし続け、1940年末には100名を越えるようになった<sup>243</sup>。

日帝がハワイの真珠湾を奇襲した翌日の1941年12月9日に、臨時政府主席の金九と外務部長趙素昂名義で「大韓民国臨時政府対日宣戦声明書」を発表して日帝に宣戦を宣布する以前に、建国の方略を明らかにした「大韓民国建国綱領」が採択されたことは注目に値する。韓国独立党の国家建設論でもあった「建国綱領」は、臨時政府によって1941年11月28日に発表された。「建国綱領」は、総綱、復国、建国の3章から成っている。総綱では古くからの建国精神と大韓民国臨時政府の建国原則が三均制度にあることを明らかにした。復国では、主権を完全に回復するまでの過程を、敵に対する血戦を継続する第1期、一部国土を回復した第2期、国土と人民を完全に奪還し、平等の地位と自由意志によって各国と条約を締結する完成期の3段階に分け、復国期には臨時議政院の選挙によって組織された國務委員会が公務を執行することを明らかにした。建国では三均主義に依拠して国家を建設し発展させる計画を具体的に提示した<sup>244</sup>。

重慶の独立運動家らは、日帝の侵略戦争拡大に奮起させられる一方で、左右合作を成し遂げて臨時政府を強化しようとした。統合はまず軍隊部門から達成された。金元鳳が率いる朝鮮義勇隊は主力が華北に北上することで苦境に立たされたが、1942年5月重慶残留部隊員は光復軍に

<sup>242</sup> 趙東杰「韓国近代学生運動組織の性格変化(한국근대학생운동조직의 성격변화)」『韓国民族主義の発展と独立運動史研究』、261-263頁。1930年代後半から1940年代初めの民族主義性向が強かった学生らの秘密団体目録は、趙東杰 同上書、264-271頁、及び、卞恩真「日帝戦時フェシズム期(1937-45)朝鮮民衆の現実認識と抵抗(일제전시과시즘기(1937-45) 조선민중의 현실인식과 저항)」高麗大学校史学科博士学位論文、1999年、344-352頁参照。

<sup>243</sup> 金栄範「重慶臨時政府下1942年の軍事統一(중경임시정부하 1942년의 군사통일)」『白凡と民族運動研究』176頁。

<sup>244</sup> 三均学会編『素昂先生文集』上、ヘッブル社(헛불사)、1979年、148-153頁。

合流した。同年10月には朝鮮民族革命党をはじめ朝鮮革命者連盟、朝鮮民族解放同盟関係者が、臨時議政員議員に選任された。統合政府としての性格は1944年に一層強化された。同年4月に臨時憲法を改定して副主席制を新設し、國務委員数を増やしたところ、これによって左派側が副主席(主席・金九、副主席・金奎植)と國務委員5席を受け持つようになった<sup>245</sup>。また臨時政府は中国や米国に対して政府承認を要求したが、思い通りにはならなかった。

光復軍の活動は、日帝の敗戦を前に活発になった。すでに光復軍は1943年8月から旧朝鮮義勇隊員を先発隊とした心理・宣伝戦特殊要員をインド・ビルマ戦線に派遣し、英国軍と共同作戦を行っていたが、中国駐屯米国戦略諜報機関であるOSS(Office of Strategic Services)と合同で国内進入作戦を推進した。光復軍とOSSの間に「光復軍隊員を選抜し諜報訓練を実施し、彼らを朝鮮半島に浸透させ、敵後方工作を展開する」という内容の鷲作戦(Eagle Project)を媒介に、1945年5月から3ヶ月の課程で訓練が実施され、西安にいた第2支隊と阜陽にいた第3支隊が訓練を受け、第1期生訓練が8月4日に完了した。しかし意外にも日帝が早く降伏し、国内進入作戦が挫折すると、金九は挺進隊を国内に派遣しようとした。日帝降伏の翌日である8月16日に、光復軍支隊長・李範奭ら韓国人4名、OSS側責任者バード大佐らが西安を出発したところ、状況が悪く引き返し、18日再度西安を出発、ソウルの汝矣島飛行場に着陸した。しかし、日本軍の遮断によって引き返した<sup>246</sup>。

1945年9月3日、國務委員会主席・金九は大韓民国臨時政府布告を発表し、全国の本選挙によって正式政権が樹立されるまでの国内過渡政策を樹立するため、国内外の各層、各革命党派、各宗教集団、各地方代表と著名な各民主領袖会議を招集するよう積極的に努力することを表明し、国内に過渡政権が成立する前には国内の一切の秩序と、対外は一切の関係を本政府が責任を持って維持すると宣言した<sup>247</sup>。

大韓民国臨時政府は、蒋介石政府と緊密な関係を持って活動していたが、1940年代華北地方には中国共産党および八路軍と密接な関係を持ちつつ独立同盟と朝鮮義勇軍が活動していた。金元鳳を隊長とした朝鮮義勇隊の主力は、1941年6月華北に北上して国民党地区で活動したのち、中国軍事委員会の同意なく八路軍根拠地へ移動し、そこで抗日運動を展開していた華北朝鮮青年連合会の青年らと共に、1941年7月7日に朝鮮義勇隊華北支隊を創設し(支隊長・朴孝三、副支隊長・李翼成、政治指導員・金学武)、独立的な国際支援部隊として活躍した。華北地帯は主に宣伝活動を展開したが、日本人のみならず中国人や韓国人も重要対象だった。これと共に幹部養成、敵区組織の工作も重要な任務だった。華北支隊は戦闘も何回か行った。1941年12月には日本軍300余名が、第2隊が宿営している胡家庄を襲撃して熾烈な戦闘が繰り広げられ、1942年5月、八路軍と共に行った反掃討戦では、主要指導者の陳光華と尹世冑が戦死した。

1942年7月10日には、華北朝鮮青年連合会第2回大会が開かれ、青年連合会を華北独立同盟に、朝鮮義勇隊華北支隊を朝鮮義勇軍に改称した。独立同盟主席は重慶で尊敬されてきた朝鮮

<sup>245</sup> 韓詩俊「白凡金九と重慶臨時政府(백범 김구와 중경임시정부)」『白凡と民族運動研究』146-148頁。

<sup>246</sup> 同上、152-161頁。

<sup>247</sup> 宋南憲『解放3年史』カチ(까치)、1985年、241-243頁。



民族革命党の金料奉であった。独立同盟は、社会主義者が率いた団体であっても穏健な路線を提示していた。普通選挙によって独立・自由の民主共和国を建設するというのもそうであるが、土地問題と関連しても、「朝鮮における日本帝国主義者の一切の資産および土地、日本帝国主義者と密接な関係がある大企業を没収して国営に転換し、土地分配を実行する」としたのみで、地主の土地を没収するという主張は見出せない。他の綱領は、重慶臨時政府・韓国独立党のそれと類似していた<sup>248</sup>。独立同盟は華北の各地域で分盟活動に力を注ぎ、晋東南分盟(101人)、陝甘寧分盟(34人)など9カ所に分盟を作り(1943年12月末現在)、1943年10月にはハルビンで北満特別委員会を組織した。この他にも日帝が支配する天津・北京などにも分盟が作られ続け、1944年には国内の呂運亨とも接触した。1943年12月まで朝鮮義勇軍隊員は150-200人程度だったが、そのうち3分の2は学生出身だった。その後日本軍部隊から脱出した韓国籍青年らが入り、日帝の敗戦直前には850人前後が朝鮮義勇軍が設置した軍政学校で教育を受け、解放当時は義勇軍が千人前後となった。朝鮮義勇軍の兵力は日帝の敗北によって急速に増加した<sup>249</sup>。

中国東北地方のパルチザンは、特に1930年代末から生死の岐路に立たされた。関東軍が1939年10月野副昌徳少将を隊長として、日本軍、満州軍、そして警察隊7万5千余人の兵力で東南部治安粛清工作を開始した。楊靖宇、金日成、崔賢らには懸賞金がそれぞれ1万円もかけられた。1940年3月、金日成部隊が白頭山付近の和龍県紅旗河にある日本人木材所を襲撃すると、和龍県警防大隊の前田武市中隊は攻撃に出たが、金日成部隊にはほぼ殲滅された<sup>250</sup>。しかしながら日本軍の攻撃に生き残るため、満州のパルチザン部隊らはソ満国境を越えてハバロフスク地方へ入っていった。金日成部隊も1940年10月にソ連に入った<sup>251</sup>。ソ連に入った抗日連軍部隊は、はじめは二つの営で活動したが、1942年8月には東北抗日連軍教導旅として編成された。1945年7月末、ソ連の対日参戦の数日前に朝鮮工作団が結成された。メンバーは、金日成、崔庸健、金策、安吉、徐哲、金一、崔賢などであった<sup>252</sup>。

前の小節で、1930年代後半になるほど国内の反日運動における民族主義者の比重が大きくなったと記述したが、そのような現象は1940年代にも現れた。1941年の場合、思想犯検挙状況を見ると、共産主義者が前年の668人から大幅に減って158人であるところ、民族主義者は72人から176人に増加した。1942、43、44年には民族主義者と社会主義者がそれぞれ237人と141人、204人と151人、140人と12人となり、民族主義者が桁外れに多い。また注目されるのは、1940年代に治安維持法違反者のうち官公吏や銀行等の事務員、宗教関係者、学校教職員が多いという点である<sup>253</sup>。1940年代には「決戦期」だったとしても、流言蜚語の流布、怠業、供出忌避、徴用・徴兵・学兵などの忌避のような消極的な反日の動きが少なくなかった。

<sup>248</sup> 鐸木昌之「忘れられた共産主義者たち(잊혀진 공산주의자들)」『抗戦別曲』コラム(거름)、1986年、79頁。

<sup>249</sup> 廉仁鎬『朝鮮義勇軍の独立運動』第3章以下参照。

<sup>250</sup> パルチザン関係者は前田中隊がただ一人だけ生き残ったと証言し、前田中隊側では警察隊145人のうち、生き残った者が20余人であると記述した(和田春樹 前掲書、224-233頁)。

<sup>251</sup> 辛珠柏 前掲書、432頁。

<sup>252</sup> 朝鮮工作団の幹部に対して教導旅長周保中は、金日成が軍事政治の責任、崔庸健が党の指導責任を担ったと述べ、和田は団長・金日成、党委書記・崔庸健、辛珠柏は書記・崔庸健、委員・金日成などと記述している(和田春樹 前掲書、284頁; 辛珠柏 前掲書、490頁)。金日成が朝鮮工作団の領導責任を担っていたであろう。

<sup>253</sup> 徐仲錫 前掲書、150-152頁。

国外での建国準備はあまりにも遠く離れ、日帝が敗れるときすぐに入国できるのかという問題も付きまとうため、韓国人の大多数が居住する国内の場合が重要だった。この点で建国同盟は歴史的意義があった。

呂運亨は中日戦争勃発後、日本を行き来しつつ情勢を観察し、同志を糾合して、1942年初めから治安隊組織に着手し、食糧問題などに備えた。同年末に投獄されたのち6ヵ月後に釈放された呂運亨は、より一層同志糾合に力を注ぎ、1944年8月建国同盟を組織した。建国同盟の綱領は大変簡略なものであった。第一に、各人各派を大同団結し、挙国一致で日帝を駆逐し、韓民族の自由と独立を回復する。第二に、連合国と連合戦線を形成し、一切の独立を阻害する反動勢力を撲滅する。第三に、民主主義的建設と労農大衆解放に重点を置く、というものだった。建国同盟は独立同盟とも異なり、左右の派がともに参加した。

中央と地方で組織をしながら、建国同盟は、治安隊、軍事団体組織、国外独立運動団体との提携のために活動を展開した。趙東祐らで軍事委員会を組織し、後方撓乱活動を展開させ、満州軍官学校将校らを少数糾合しつつ、北京を拠点に独立同盟と連結し、重慶臨時政府とも連絡を取ろうとしていた。1944年10月に組織された農民同盟は、建国同盟の友軍だった。呂運亨は学生・教師・鉄道員・女性組織なども小規模で行い、徴用・徴兵・学兵拒否者の組織に関与しながら、共産主義者らとも連絡関係を持った。8月11日頃、日帝のポツダム宣言受諾を知った呂運亨は、国号と国旗の制作、独立宣言書の作成などを任された。8月15日朝、朝鮮総督府の要請によって遠藤柳作政務総監と会談した呂運亨は、「1. 全朝鮮の政治犯・経済犯を即時釈放せよ。2. 集団生活地である京城の食糧を3ヵ月分確保せよ。3. 治安維持と建設事業に何の干渉もするな。4. 朝鮮において指導力となる学生の訓練と青年の組織に干渉するな。5. 全朝鮮にある各事業場の労働者を我々の建設事業に協力させ、何の苦しみも与えるな」と要求した。日本人の生命と財産の保護のため単に治安協力を付託しようとした遠藤は、状況が状況であり、呂運亨の要求を聞き入れざるを得なかった。翌日から全国の獄門が開かれた<sup>254</sup>。呂運亨らは8月15日朝早くから建国活動に入った。建国準備委員会副委員長・安在鴻(委員長・呂運亨)が、8月16日の午後3、6、9時の3回に渡って警衛隊の新設、正規兵の編成、食糧の確保、物資配給の維持、通貨の安定などを含む放送演説を行ったことは<sup>255</sup>、全国に大きな影響を及ぼした。建国準備委員会支部は8月末まで145ヵ所に結成された。8月16日から稼動した中央建国治安隊は、全国の地方治安隊、学徒隊、青年隊などの活動を統制した。全国各地の建国準備委員会支部と治安隊は、民衆に国を取り戻した感激を実感させた<sup>256</sup>。

<sup>254</sup> 李萬珪『呂運亨闘争史』叢文閣、1946年、168-191頁；鄭秉俊『夢陽 呂運亨評伝』ハンウル(한울)、75-115頁。

<sup>255</sup> 森田芳夫『朝鮮終戦の記録』巖南堂書店、1964年、80-81頁。

<sup>256</sup> U.S. Army, History of the United States Armed Forces in Korea 1(トルベグ(달베개)、1988年影印) 429頁参照。

### III. 結論

日帝の韓国支配の特性は、他の地域で類例を見出し難い。韓国人は反日感情が強く独立を希求していたが、民主主義と基本権の保障が低い水準の天皇制国家であり、中日戦争以降は天皇制ファシズムが支配した日帝は、韓国が大陸を経営するのに必須不可分の地域であるため、絶対に独立させることはできないと考えていた。このため、武断統治期、皇国臣民化運動期でなくとも、集会・結社・言論・出版などの基本権や人権は大きく制約を受けた。韓国は政治的自由がなく、天皇直隷の朝鮮総督を牽制する議会や諮問機関が存在しなかった。ネルーは、相当部分英国人から、また英国の教育と文化を通して自由・平等の理念と人間の尊厳を学んだが、韓国人は部分的には教育を通じてそれを学んだが、日帝の抑圧と差別、人権蹂躪を通してそれらの大切さを学んだ。

韓国に対する日帝の同化政策は、フランスの同化政策と性格を異にしていた。それは、初めから差別を前提としたものであり、韓国人を日帝に順応し服従する人間として作り上げ、独立しようとする意志を持たせないようにするための政策だった。韓国人は大日本帝国において従属的役割を任されるようになっており、天皇の二等臣民としての存在という位置づけであった。そこで日帝は、韓国人の劣等感を助長し、独立不能の思考を持たせるため、植民史観や低劣な民族性論を流布させた。韓国人に対する差別や韓国人を劣等視する思考は、日本帝国主義者のみならず、日本人の大多数が当然視したという点に特徴がある。日本人は韓国人と日本人との結婚が適当ではないと考えるだけでなく—その点は韓国人も同じだった—甚だしくは韓国人が「皇国臣民」となり徴兵の対象となるのも嫌った。韓国人の「背反」や参政権の要求など、日本人と対等にしてくれと要求することが恐ろしいことだった。

韓国人の民族意識を抹殺・変質させ、「忠良なる」国民を作る道具が、皇民化教育だった。同化教育は1910年の強占から、1945年の敗戦の時まで継続した。初等学校の学生に対して、佩刀・官服着用の教師が日本語で教授することは人性教育に反することで、憲兵と警察が住民に行ったことを想起させる行為だった。「国史」「国語」教育と修身教育は同化教育の真骨頂を示している。学生は奴隷教育とそれを教える教員に不満だった。韓国人学生と日本人学生はそれぞれ別の学校で勉強し、学校の名称も異なった。韓国人学生は1911年に適齢児童の1.7%しか初等学校に行けず、1929年にも18.6%しか行けなかった。1942年に就学率は54.5%だった。中等教育は初等学校よりもはるかに狭き門だった。2千万人以上が居住する韓国に大学は一つしかなく、それさえ学生の大多数は居住者中のごく少数に過ぎない日本人だった。解放されるとすぐ学生は韓国語で教育を受け、それもハングルの教科書で勉強をした。韓国は残酷な戦争が終わる頃の1953年から義務教育が本格的に始まり、就学率が1953年の72.9%から1955年に89.5%、1960年に95.3%だった。中等教育の機会は日帝強占期とは比べ物にならないほど大幅に増加した。

皇国臣民化運動は、全体主義的方式または総力戦の形態で、韓国人の民族意識を抹殺し、天皇制ファシズムに順応する人間型を作り出す運動だったが、軍国主義ファシズムの体制化、侵略戦争の拡大と深い関係を持っていた。この時期に韓国人は、徴用・徴兵・学兵などで引っ張り出さ

れ、日本軍性奴隷として狩り出され、各種供出を強要された。日帝支配の特性、その中でも皇国臣民化運動は韓国社会に甚大な影響を及ぼした。それは、民主主義意識や多元的思考を身につける上で困難を招いた。宗教人、教育者らを含む韓国の有志・名士が、民族意識抹殺運動、軍国主義・侵略戦争の賛揚に動員されたことは、彼らの解放後の行動形態に影響を及ぼし、社会主義者らが長期間にわたって投獄され転向を強要されたこともまた彼らの解放後の行動形態に影響を及ぼした。

政治的活動に対する日帝の極度の抑圧と弾圧によって、民族運動は制約を受け、独立運動を地下または国外で展開しなければならなかった。国外の独立運動は、満州・中国関内・ロシア・日本・アメリカなどで展開されたが、満州の場合、南満・東満・北満地方に、中国関内の場合、国民党政権地域と共産党支配地域に分けられることもあった。国外各地で展開された独立運動は、その地域の政治体制に影響を受けざるを得ず、その地域の当局と日帝から(共同)弾圧を受けることもあった。しかし、日帝が満州を侵略して以降はその地域の政府または権力から支援を受けた。

1910年代の独立運動は、義兵または秘密結社の形態で展開されることもあったが、独立運動および独立軍基地建設運動が大きな呼応を受けた。この時期独立運動家らは、どこであれ大体において共和国を建設しようとしていた。亡命者・移住民らは自治を行いながら、自由・平等を切実に求めた。韓末の啓蒙主義は、国内で武断統治が欲しいままに行われる中、部分的ではあれ亡命者・移住民社会で花開いた。亡命者・移住民社会は格別に教育に心血を注いだ。愛国独立思想で武装するためだけでなく、近代文化・近代文明を取り入れるためでもあった。

1919年3.1独立運動は、全国津々浦々で起こったという点でも、ほとんど全ての階層を以ってして起こったという点でも、日帝支配に対する総体的な否定だった。残酷な日帝支配を受けた韓国人は、国内であれ国外であれ、独自の国家を持つことがどれほど大切であるかということを骨身にしみて実感した。3.1運動を通して、平等思想、正義と人道主義が広がり、韓国人は人間として、階層・階級として覚醒し、武断統治によって挫折させられた民族意識を広範囲に持たせるようにした。民族解放運動が過去とは異なる規模で、そして近代的理念で武装され、相当部分の民衆を基盤として展開された。3.1運動は、特に韓国人に教育の大切さを切実に感じさせた。3.1運動は日帝の統治を変化させるのに基軸的役割を果たした。

3.1運動において発現した独立の意志は、臨時政府樹立と武装闘争で具体化された。さまざまな場で設立された臨時政府は、いったん上海に位置した大韓民国臨時政府に統合され、上海臨時政府は独立運動の司令塔として一定の役割を果たした。独立運動の熱気は武装闘争へと受け継がれ、西間島の新興武官学校が拡大され、武装力の急速な強化によって独立軍は鳳梧洞戦闘・青山里戦闘で勝利を収めた。武装闘争と共に義烈闘争も展開された。国内では青年運動・労農運動・女性運動・衡平運動などが活発に行われ、1924年には労農総同盟、青年総同盟が組織された。また民族主義者と社会主義者は、日帝が背後にある自治運動を排撃して民族協同戦線を模索する中、6.10万歳運動が展開された。6.10万歳運動は、規模は小さかったが組織的な闘争であり、日帝打倒の目標が明瞭だった。民族協同戦線の推進は、いったん新幹会に結実した。1920年代は日帝の奴隷教育に反対する学生運動が絶えず展開されたが、1929年11月から翌年3月ま

で全国各地で学生らはデモを繰り広げ、奴隷教育反対、日帝打倒を叫んだ。上海臨時政府は民主共和国建設を提示し、普通選挙制実施を示唆したが、独立運動団体は1920年代後半に、日帝を打倒しどのような社会を建設するかについてより具体的な政策を提示した。

1931年日帝の満州侵略以後、独立運動は再び活発化し、国の内外を問わず闘争の様相が大きく変化した。中国関内では党的闘争体の建設を模索して民族革命党が組織され、武装闘争が重視され、1938年に朝鮮義勇隊が、1940年に光復軍が組織された。満州では1920年代後半期に相対的に武装闘争が沈滞したが、この時期に入ると反日中国軍と連合して積極的に抗日武装闘争を展開した。この時期以降の抗日闘争は、大体が遊撃戦形態で展開された。金日成は祖国光復会組織に重要な役割を果たし、普天堡戦闘は国内外に衝撃を与えた。祖国光復会は「光復」という言葉が示唆するように保守的な民族主義者とも提携することを明示していた。民族革命党綱領と祖国光復会綱領には類似性が多いが、地域的に遠く離れており、政治理念が異なる団体の間に民主共和国建設、封建的要素の撤廃、収奪・搾取の反対、普通選挙実施、基本権保障、男女平等の実現、義務教育の実施などの綱領または政策の提示は、概ね1920年代から多く見られる現象である。1930年代に中国関内の右派民族主義者が採択した三均主義も、独立運動家らの政治的志向を三つに要約したものである。いずれも、日帝支配下の暗澹たる現実と対比される政策で、このような現実に対する独立運動家らの代案であった。

日帝の皇国臣民化政策がより一層激しく推進され、強制連行が強化され、徴兵制の実施が具体化した1940年代に入って、国内外の独立運動団体は日帝打倒の民族解放運動を繰り広げながら建国準備を行った。重慶臨時政府は1941年に「建国綱領」を採択し、同年12月に日帝に対して宣戦布告を行った。解放が行われる時、臨時政府は過渡政府の役割を担うことを明言した。1945年7月末、金日成、崔庸健を中心に作られた朝鮮工作団は、日帝の敗戦以後に備えるための組織だった。植民地期末、国内で組織された建国同盟は、1945年8月15日朝、朝鮮総督府政務総監に治安など建国事業を自身が担うことを明らかにし、建国準備活動に入った。南北各地に組織された建国準備委員会支部およびその他政治団体、各種治安隊は、自らの地方の治安を任せられ、建国準備活動を展開した。

## 批評文(森山茂徳)

---

本研究は、植民地期日本の支配政策を扱う前半部約24ページと、韓国の独立運動を扱う後半部約33ページから成り、主として植民地期の政治を対象とする大部、かつ詳細な記述的研究である。

前半部では、日本の支配政策は韓国人の基本的権利を抑圧した、他国に類例をみない過酷なものであったことが、微に入り細に入り詳細に叙述される。強調される諸点は次の通りである。

第一に、支配政策が過酷となった原因は、政治的・経済的に立ち遅れながら海外侵略を事とした日本と、反日感情が強く不安定な韓国との間の、相互作用であった。

第二に、朝鮮総督が本国から独立した存在としてその権力が強大であり、それを牽制する機関が存在せず、その配下の憲兵および警察は恐怖の対象であった。

第三に、韓国人を差別し、植民史観などによって劣等感を助長し、日本への従属を目的とした同化政策が、一貫して遂行されたが、反面、韓国人の対等化を恐れた。

第四に、同化教育は植民地期を通じて一貫してなされたが、その内容は日本語による教育および国史教育などの奴隷教育であり、韓国人の教育機会は少なく抑えられた。

第五に、皇国臣民化運動・教育は、全体主義的方式・総力戦形態で「天皇制ファシズム」への服従が目的とされ、多様な方法による徴用および徴兵がなされた。

後半部では、日本の極度の弾圧のため地下または国外でなされざるをえなかった他国に類例のない韓国の独立運動が、3期に分けてこれも極めて詳細に叙述される。強調される諸点は次の通りである。

第一に、1910年代には、国内で義兵および秘密結社的運動、国外で独立運動・軍基地建設運動がなされ、国内の「革新儒林」および国外の多様な出自の指導者たちは共和制実現を目指した。

第二に、3・1運動は日本支配に対する総体的否定であり、日本の支配を変化させるとともに、その後の近代的理念による多様な運動が規模を拡大して展開させる転換点となった。

第三に、1920年代には、国内で青年運動など多様な運動の盛り上がりと民族統一戦線の模索が、国外で臨時政府樹立と武装闘争が本格的に展開された。

第四に、1930年代には、国内で社会主義的運動の左傾化と民族主義的運動の再生が見られ、国外で日本の満州侵略に対する諸国の反発を背景に武装闘争が展開された。

第五に、1940年代には、国内で民族主義者が建国準備運動を展開し、国外で宣戦布告および諸国との共闘による武装闘争が継続し、解放が目指された。

以上のように、本研究は植民地期に関する現在の韓国の研究状況を概括かつ代表する概説的研究といえよう。その意味で、本研究は些か大部で叙述的だが、植民地期の状況の一端を理解するのに役立つと評価できる。しかしながら、問題点はないわけではない。それらは概ね次の通りにまとめられよう。

第一に、日本の支配政策の抑圧的側面は極めて詳細に叙述されているが、他の側面について

はほとんど言及がなされていない。植民地統治を経験した韓国人の立場としては抑圧的側面を強調するのは当然であるが、支配の他の側面、例えば中央における集権的官僚統治、地方行政制度、日本式の近代的資本主義など、植民地統治が導入した様々な制度および行動様式については、全く触れられていない。しかも、個々の指摘についても、全体的な考察に基づくとはいえず、抑圧的側面に適合的なものが選ばれたとの印象をもたれかねない。まず、一貫性が強調されるため、時期区分がなされているにもかかわらず、時期的相違が明確でない。それゆえ、超歴史的な印象を与える恐れがある。また、朝鮮総督の権限の独立等が主張されているが、官制改革によって時期別に変化した本国からの統制の側面は伝わらない。さらに、同化政策・同化教育・皇国臣民化はすべて同一政策として延長線上に位置づけられ、論理的な整除がなされていず、諸概念間に存在する問題性の理解に乏しい感がある。そして、最大の問題点は、何故、支配政策が過酷なものとなったかに関する因果関係的説明が弱いことである。

第二に、後半部の韓国独立運動に関しては、まず、諸運動が絶え間なく継続的に展開されたという印象をもちやすい恐れがある。ここでも一貫性が強調されている。しかし、それならば、何故、独立運動は成功しなかったのか、韓国は何故、自力で民族解放できなかったのか、これらに関する回答は不十分といえよう。さらに、指導者間・運動間で何故、統一ができなかったのかについても、同様の指摘ができる。運動の実態が明確かつ客観的に理解できるよう、論理的考察、相対化の視座が必要であろう。

第三に、最大の問題点として、植民地期における韓国人の対応が、独立運動以外、全く描かれていない。日本、欧米、さらに韓国における最近の諸研究をまつまでもなく、韓国人は植民地期に独立運動のみをしていたわけではない。また、日本式近代化の導入は、韓国人の間に反発のみをもたらしたのであろうか。総じて、これらの諸点に関する分析が欠如している。おそらく、それは本研究の因果関係的分析の弱さに関連しているであろう。複雑で豊かな現実を論理的に認識する作業は困難が伴うが、それを恐れずに膨大な史料と格闘し、植民地期の韓国人の生き方が再構成されることを強く望みたい。

## 執筆者コメント

---

私の論文に対する紹介は比較的良好に整理されたものでしたが、批判の角度がずれていました。私は日帝の韓国への支配政策の基本的性格を明らかにしようとはしましたが、全ての事項を一々羅列しようとはせず、またそうする必要もありませんでした。時期的な違いが明確でないと指摘されましたが、私の主張は時期的な違いがあるにもかかわらず、時期全体を通しての基本的支配政策の性格がどうだったのかを究明することに焦点を合わせました。同化政策、同化教育、皇国臣民化教育が区別されていないという指摘も納得のいかない指摘です。同化政策、同化教育、皇国臣民化教育は範疇が異なって設定されており、基本的に大きく見れば同一の性格を持っていても、時期により性格が異なるという点は明確にしています。もう一度読まれることを勧めます。なぜ支配政策が過酷だったのかも序論において示しました。論評者もそのことに言及しましたが、どの点で因果関係が合わないのか分かりません。

第2章では、なぜ独立運動だけを扱っているのかといえば、その部分だけを書くことになっているためです。その部分を拡大し、止めどもなく羅列することはできないと思われます。なぜ、自力で民族解放を成し遂げられなかったのかについて書かれていないとの指摘は、無理な質問ではないでしょうか。恐れずに膨大な史料と取り組みということも、おっしゃることは理解できますが、本筋から外れた、行き過ぎた言及だと考えます。